

令和 2 事務年度
国税庁実績評価書
(国税庁案)

令和 3 年 10 月
財 務 省

目 次

I	令和2事務年度 国税庁実績評価書の概要	3
	参考1 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図（令和2事務年度）	9
	参考2 令和2事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標	10
	参考3 税務行政のデジタル化に関する取組 - 令和2事務年度における主な取組 -	11
	参考4 参考条文等	16
II	国税庁実績評価書	19
	実績目標(大) 1 (内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)	21
	実績目標(小) 1-1 (税務行政の適正な執行)	25
	実績目標(小) 1-2 (納税者サービスの充実)	40
	業績目標 1-2-1 (広報・広聴活動等の充実)	41
	業績目標 1-2-2 (相談等への適切な対応)	54
	業績目標 1-2-3 (電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進)	66
	実績目標(小) 1-3 (適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済)	75
	業績目標 1-3-1 (適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施)	76
	業績目標 1-3-2 (期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組)	90
	業績目標 1-3-3 (不服申立てへの取組)	102
	実績目標(小) 1-4 (国際化への取組)	108
	実績目標(大) 2 (酒類業の健全な発達の促進)	120
	実績目標(大) 3 (税理士業務の適正な運営の確保)	139
	財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）	145
III	成果重視事業の評価書	147
IV	参考資料	151
	資料1 令和2事務年度において実施したアンケート調査の概要	153
	資料2 令和2事務年度において実施したサンプル調査の概要	156
	(参考) 用語集	157

I 令和2事務年度 国税庁実績評価書の概要

1. 国税庁の実績評価制度

- (1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号（P. 16）の規定に基づき、国税庁長官に権限を委任した事務（財務省設置法第20条に定める事務）の実施基準及び準則（P. 16）を定めるとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して、それらを公表しています。
- (2) 国税庁の実績評価は、財務省の実績評価方式による政策評価と実質的に同一であることから、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月財務省策定（平成31年3月改定））の定めるところに準じて実施しています。
- (3) 国税庁の実績評価のスケジュールは、国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることから、事務年度を計画期間として定めるとともに、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月末を目途に評価書を作成して、公表しています。
- (4) 国税庁の実績評価に当たっては、評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂くとともに、国民の皆様に対して分かりやすい説明に努めています。
また、国税庁では、策定した実施計画及び評価を踏まえ、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしています。

2. 「令和2事務年度国税庁実績評価書」の概要

(1) 目標

令和2事務年度の実施計画は、「令和2事務年度 国税庁実績評価実施計画」（P. 8）のとおり策定しており、目標として実績目標(大)を3、実績目標(小)を4、業績目標を6設定しています。これらの目標は、3段階で設定しており、この目標間の関係については、参考1「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」（P. 9）において示しています。

なお、目標ごとの施策や測定指標の数等については、参考2「令和2事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標」（P. 10）において示しています。

(2) 評価方法

イ 測定指標の達成度の判定

全ての「実績目標等」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい施策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。国税庁の実績評価では、施策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、実績（値）が目標（値）を達成していないものの、その差が僅かである場合には「△」としています。

ロ 施策の評定

測定指標は、原則として、施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

- 「s + 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

ハ 「実績目標等」の評定

施策の評定を総合し、例えば、その「実績目標等」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、「s」と「a」であれば「A」、「s」と「a」と「b」であれば「B」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S + 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、財務省の政策評価の評定に準じています。

なお、施策の評定については、「実績目標等」の評定と区別するため、小文字にしています。

二 上位目標の評定

「実績目標等」のうち、実績目標（大）1については、実績目標（小）1-1～1-4の評定を総合して評定を行い、同様に、実績目標（小）1-2については、業績目標1-2-1～1-2-3を総合して、また、実績目標（小）1-3については、業績目標1-3-1～1-3-3を総合して、それぞれ評定を行っています。いずれも、次の5段階で評定を行っています。

- 「S + 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

3. 成果重視事業の評価

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、成果目標（P）－予算の効率的執行（D）－厳格な評価（C）－予算への

反映（A）を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つとされ、政策評価との連携強化が求められています。このため、成果重視事業については、実績評価の枠組みで評価を行っています。

4. 令和2事務年度の評価における留意点

令和2事務年度の評価においては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続したことから、実施計画で設定した測定指標の目標値によって施策を評価することが適切でないと考えられるものがあります。

このため、感染症の影響といったやむを得ない事情により目標未達成となった測定指標等については、目標値に対する実績値の達成状況のみによって評価するのではなく、代替として実施した測定指標に係る事務以外の事務の実施状況など、上位目標に沿って実施した取組等を総合的に勘案して評価を行っています。

こうした方法によって評価を行った測定指標については、評価書の「実績及び目標の達成度の判定理由」欄にその理由や今後の取組などの詳細を記載しています。

5. 参考資料

実績評価における参考資料として、以下のものを添付しています。

資料1 令和2事務年度において実施したアンケート調査の概要

資料2 令和2事務年度において実施したサンプル調査の概要

(以 上)

令和2事務年度 国税庁実績評価実施計画

令和2事務年度の国税庁実績評価実施計画として、次のものを定めています。

1. 計画期間（評価の対象期間）

令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間

2. 評価の方法

実績評価方式による事後評価

3. 計画期間内において評価の対象となる実績目標等

計画期間内において、評価の対象となる実績目標等は次のとおりです。

実績目標（大）1	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
実績目標（小）1-1	税務行政の適正な執行
実績目標（小）1-2	納税者サービスの充実
業績目標 1-2-1	広報・広聴活動等の充実
業績目標 1-2-2	相談等への適切な対応
業績目標 1-2-3	電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進
実績目標（小）1-3	適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
業績目標 1-3-1	適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
業績目標 1-3-2	期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
業績目標 1-3-3	不服申立てへの取組
実績目標（小）1-4	国際化への取組
実績目標（大）2	酒類業の健全な発達の促進
実績目標（大）3	税理士業務の適正な運営の確保

（参考）

令和2事務年度の実績評価実施計画においては、目標に係る取組に対する新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、次のとおり記載しています（令和2事務年度国税庁実績評価実施計画「5. 事前分析表の作成」注書参照。）。

国税庁における調査・徴収事務を中心とした外部事務の現状は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて抑制的な対応をとっており、感染症の影響を考慮した適切な目標値の設定が困難な指標については、令和元事務年度の目標値を据え置いているものがあります。

このように、令和2事務年度の測定指標については、今後の感染症の状況によっては、その目標値によって施策を評価することが適切でなくなることがあり得るため、その場合には、評価時における測定指標としての取扱いを変更する場合があります。

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図（令和2事務年度）



参考 1

※ 各目標の符号は、令和2事務年度の評定。()は令和元事務年度の評定。□は前事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

令和2事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標

実績の目標	施策数 施策名	測定指標数		
		定量	定性	
実績目標(大)1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収		—	—	
実績目標(小)1-1 税務行政の適正な執行	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理	6	4	
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等		2	
	(3) 守秘義務の遵守		1	
	(4) 職員研修の充実		1	
	(5) 行政サービスのデジタル化の推進		1	
	(6) 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の定着に向けた取組		1	
実績目標(小)1-2 納税者サービスの充実		—	—	
業績目標1-2-1 広報・広聴活動等の充実	(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実	5	1	
	(2) 租税に関する啓発活動		4	
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進		1	
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保		1	
	(5) 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等		1	
業績目標1-2-2 相談等への適切な対応	(1) 納税者からの相談等への適切な対応	3	6	
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応		1	
	(3) 改正消費税法への対応		1	
業績目標1-2-3 電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進	(1) e-Taxの普及と利用満足度の向上	2	6	
	(2) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進		1	
実績目標(小)1-3 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済		—	—	
業績目標1-3-1 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	(1) 有効な資料情報の収集	4	1	
	(2) 的確な調査事務の運営		2	
	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組		2	
	(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施		1	
業績目標1-3-2 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施	5	1	
	(2) 滞納を未然に防止するための取組		1	
	(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営		2	
	(4) 滞納の整理促進への取組		1	
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		1	
業績目標1-3-3 不服申立てへの取組	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理	2	2	
	(2) 裁決事例の公表の充実		1	
実績目標(小)1-4 国際化への取組	(1) 税務当局間の要請に基づく情報交換	6	1	
	(2) 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施		1	
	(3) 国別報告事項(CbCR)の情報交換の的確な実施		1	
	(4) 相互協議事案の適切・迅速な処理		1	
	(5) 外国税務当局との知見の共有		1	
	(6) 開発途上国に対する技術協力		2	
実績目標(大)2 酒類業の健全な発達の促進	(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応	7	1	
	(2) 酒類の公正な取引環境の整備		1	
	(3) 日本産酒類の輸出促進の取組		2	
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応		1	
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携		1	
	(6) 20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進		1	
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保		1	
実績目標(大)3 税理士業務の適正な運営の確保	(1) 税理士会等との連絡協調の推進	3	1	
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施		1	
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組		1	
上記合計		43	39	32

税務行政のデジタル化に関する取組
－ 令和2事務年度における主な取組 －

国税庁では、社会経済の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を推進する観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでいます。令和2事務年度におけるデジタル化に関する主な取組の概要は、以下のとおりです。

1. 税務行政の適正な執行（実績目標（小）1-1）

（1）職員研修の充実（施策：実1-1-4）

経済取引のグローバル化やデジタル化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高度な専門的知識を習得するなど職務遂行能力の向上を図るための職員研修について、令和2事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインの利用など実施方法の変更等をしながら、職員の能力・資質の一層の向上を図りました。

（2）行政サービスのデジタル化の推進（施策：実1-1-5）

国税庁においては、これまで、業務改革（BPR）に向けた取組と併せて、税務手続の簡素化や環境整備等による納税者利便の向上と行政事務の効率化を目指して、①各種添付書類の省略、②確定申告書の記載事項の見直し、③電子申告のデータ形式の柔軟化、④届出書類等の提出先の一元化、⑤e-Taxによる更正の請求に係る減額更正等の通知の実現、⑥従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のマイナポータルを通じた一括手続の実現などに取り組んできました。

令和2事務年度においても、国税情報システムの高度化に当たり、データ中心の事務運営への変更といった業務改革（BPR）の推進に向けて、システムの機能の検討等に取り組んだほか、これまで費用対効果の観点からe-Tax上で入力フォームを提供していなかった手続について、利便性の向上を図るため、制度改正を講じた上で、e-Taxによるイメージデータ（PDF形式）での提出を可能とするサービスの提供を令和3年1月より開始しました。

また、法令により登記事項証明書（不動産及び商業・法人）を添付することが規定されている手続について、申請者が申請書への記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、令和3年7月1日より登記事項証明書の添付省略を可能としたほか、ワンストップサービスの推進のため、法人設立ワンストップサービスの利用者に対し、マイナポータル経由で法人番号を通知することを可能としました。

（3）マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組（施策：実1-1-6）

マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等を随時更新し、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、関係民間団体等と協力し、マイナンバーカード申請コーナーを設置するなど、様々な機会を通じてマイナンバーカードの普及促進に積極的に取り組みました。

また、納税者利便の向上のため、令和2年10月から、マイナポータル連携機能により生命保険料控除証明書等のデータの各種申告書への自動一括入力を可能としました。

2. 広報・広聴活動等の充実（業績目標 1-2-1）

(1) 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実（施策：業 1-2-1-1）

令和2事務年度の重点広報項目として「ICTを利用した申告・納付手続」及び「新型コロナウイルス感染症対応」を掲げ、国税庁ホームページなどを通じて、ICTを利用した税務手続に関する情報のほか、国税庁の取組等、各種情報の提供を行いました。特に、新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、国税庁ホームページに特集ページを設け、情報の集約・整理を行い、利用者の利便性向上に努めるとともに、「納税の猶予の特例」や令和2年分の申告所得税等の確定申告に関する情報について、インターネットによる広告など様々な手段を活用して積極的に情報発信を行いました。

また、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」や動画共有サイト（YouTube）において、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の利用方法などを説明した動画を配信したほか、確定申告に関する情報を集めた「確定申告特集ページ」への案内機能の充実を図るなど、ICTを利用した申告・納付手続を行う方々への分かりやすい情報提供に努めました。

(2) 租税に関する啓発活動（施策：業 1-2-1-2）

税務大学校では、租税に関する知識の普及や納税者意識の向上に寄与することを目的として、税を考える週間に合わせ、和光校舎において公開講座を開催していましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により公開講座を開催することができませんでした。このため、公開講座の代替の取組として、関係民間団体・大学生等に対してリモートにより、「税について考える」、「税務行政の変遷と今後の課題」というテーマで講演会を実施しました。また、税を考える週間に合わせ、動画共有サイト（YouTube）に税務大学校租税史料室の特別展示「暮らしの変化と税」を紹介した動画を配信したほか、こうした取組について報道機関（マスメディア）に情報提供を行ったところ、新聞に特別展示に関連したコラムが連載されました。

(3) 地方公共団体との協力関係の確保（施策：業 1-2-1-4）

納税者サービスの向上や国・地方公共団体双方の税務行政の効率化を図るため、地方税務協議会等を開催し、資料情報等の相互データ提供など、地方税ポータルシステム（eLTAX）とのデータ連携の利用拡大や、e-Tax やマイナンバー制度の一層の普及・定着に向けた各種施策の実施や周知・広報などに関する協力関係の確保に取り組みました。

3. 相談等への適切な対応（業績目標 1-2-2）

(1) 納税者からの相談等への適切な対応（施策：業 1-2-2-1）

国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」について、電話相談センターに多数寄せられた相談や社会経済情勢を反映した項目（「ふるさと納税（寄附金控除）」等）を新たに追加するなど、納税者の利便性の向上に向けて内容の充実と整備を図りました。更に、令和2年10月から、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールとして、質問に対する回答をオンライン上で行う「チャットボット」の運用を開始しました。

また、令和2年分確定申告においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、会場レイアウトを大幅に見直してソーシャルディスタンスを確保するとともに、会場への入場には入場整理券（LINEを活用したオンライン事前発行も可能）を必要とする仕組みを全国で実

施しました。

(2) 改正消費税法への対応（施策：業 1-2-2-3）

改正消費税法に関する相談については、「電話相談センター」のほか、「軽減・インボイスコールセンター」や各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、適切かつ丁寧に対応するとともに、国税庁ホームページに掲載している、軽減税率制度及びインボイス制度について解説したQ & Aの改訂や全国どこからでも参加できるオンライン説明会を開催するなどの取組を実施しました。

4. 電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進（業績目標 1-2-3）

(1) e-Tax の普及と利用満足度の向上（施策：業 1-2-3-1）

納税者利便の向上と税務行政の効率化につながる e-Tax について、納税者及び税理士への個別勧奨や税理士会等をはじめとする関係民間団体等に対する e-Tax の利用拡大に向けた協力要請を行い、その普及・定着に取り組みました。特に、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減の観点からも、大口源泉徴収義務者を通じた働きかけやダイレクトメールなどにより、例年以上に e-Tax 利用の呼び掛けに取り組みました。

また、市区町村と連携してマイナンバーカードの取得促進やマイナンバーカード取得者に対する e-Tax 利用の広報・周知に取り組むとともに、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進しました。

(2) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進（施策：業 1-2-3-2）

「確定申告書等作成コーナー」は、例年、利用者からの意見等を踏まえつつ、納税者の利便性向上に資する機能改善を行い、利用拡大に取り組んでいます。

令和2事務年度においては、パソコン利用者の推奨環境を拡大し、Google Chrome 及び Microsoft Edge (Chromium) からマイナンバーカード方式での e-Tax 送信可能としたほか、スマートフォンにおいては、マイナポータルアプリのインストールのみで可能となるよう e-Tax 送信の手順を簡略化しました。また、マイナポータルを活用して生命保険料控除証明書等のデータを一括取得し、申告書の該当項目に自動入力するマイナポータル連携機能にも新たにに対応しました。

5. 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施（業績目標 1-3-1）

(1) 的確な調査事務の運営（施策：業 1-3-1-2）

令和2事務年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、課税調査を抑制的に実施した一方で、システムを活用した申告事績や資料情報の分析等により、調査必要度の高い納税者を適切に抽出し深度ある調査を実施した結果、実地調査による調査1件当たりの申告漏れ所得金額や追徴税額は前年より増加しました。

また、「的確な調査事務の運営」に資するために申告事績等や資料情報等各種データを活用した納税者管理の精緻化のための事務を実施しました。

国税局調査部（課）においては、納税者の理解と協力の下、臨場や対面の回数を必要な範囲で最小限とし、電話や書面により確認を行うほか、納税者の Web 会議システム等を活用するなど、納税者の状況に配慮して調査を実施しました。

(2) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施（施策：業 1-3-1-4）

査察調査において、各種情報に係るデータを活用した事案の発掘に積極的に取り組んだほか、デジタルフォレンジック用機材を活用した電子機器等の電磁的記録の証拠保全及び解析などを実施しました。

6. 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組（業績目標 1-3-2）

○ 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施（施策：業 1-3-2-1）

日本銀行・金融機関や地方団体等の関係機関とも連携し、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や広報・周知を強化・推進するとともに、個人の方のダイレクト納付利用届出書や振替依頼書の e-Tax での提出を可能とする既存の納付手段の機能改善を図るなど、国税納付の更なるキャッシュレス化を推進することにより、納税者利便の向上と事務の効率化を図りました。

7. 国際化への取組（実績目標(小)1-4）

(1) 相互協議事案の適切・迅速な処理（施策：実 1-4-4）

国際的な二重課税の問題に対処する外国税務当局との相互協議について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対面協議の開催が困難化した中であっても、電話会議やその他の通信手段の積極的な活用により、相手国における感染状況の影響を受けて相互協議の実施が困難であった場合を除き、多くの国との間で機動的かつ効率的な相互協議を実施しました。

(2) 外国税務当局との知見の共有（施策：実 1-4-5）

国際会議への参画を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針（OECD 移転価格ガイドライン等）の整備に引き続き貢献しました。また、BEPS 対策の実施、デジタル経済に対する課税、税の安定性の向上、開発途上国への技術支援等の各国共通の問題に関し、OECD 関連会議（オンライン会合への遠隔参加を含む。）やアジア税務長官会合（SGATAR）（オンラインによる実務者会合を開催。）等の多国間会合、中国との二国間会合（オンライン形式で開催）等を通じて、知見の共有、問題解決に取り組み、各国税務当局との協力強化に努めました。

(3) 開発途上国に対する技術協力（施策：実 1-4-6）

開発途上国における税務行政の改善・向上のための技術協力として実施する研修について、令和 2 事務年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、外国からの研修員の受入れや海外への講師派遣が困難でしたが、Web 会議システムを活用するなどして、できる限り研修を実施しました。

8. 酒類業の健全な発達の促進（実績目標(大) 2）

(1) 日本産酒類の輸出促進の取組（施策：実 2-3）

日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援としての取組である「海外商談会、海外バイヤーの招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国境をまたぐ移動が制限され、海外での対面による商談実施や海外バイヤーの招へいを行うことができませんでしたが、その代替としてオンライン形式による商談を実施しました。

また、「輸出促進コンソーシアムによるマッチング支援」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、従来の対面による商談会からオンライン形式に切り替えて、13回開催しました。

更に、日本産酒類の輸出促進のための中長期観点からの支援としての取組である「海外におけるプロモーションイベント」については、ロンドンのジャパン・ハウスと連携し、オンラインを活用して情報発信を行いました。また、台湾において「本格梅酒」、上海において「琉球泡盛」のアンテナショップを出店し、これに併せて、台湾ではオンライン商談会を、上海ではライブコマース（オンライン販売）を実施しました。

(2) 構造・経営戦略上の問題への対応（施策：実2-4）

酒類業の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催（39回、641人受講）したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度以前に比し、開催回数、参加人数ともに減少しましたが、可能な限りオンライン形式に切り替えて実施しました。

(参考条文等)

○ 中央省庁等改革基本法（抄）

第16条

第6項

第二号（省略）府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○ 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）

財務省訓令第12号
国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

(国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

別表 (略)

Ⅱ 国税庁実績評価書

実績目標(大) 1 : 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。このため、以下のとおり、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ります。

また、これらの取組を円滑に推進していくためには、税務行政に対する国民各層・納税者の方々の理解と信頼が不可欠であることから、納税者に対して誠実に対応するとともに、国民各層・納税者の方々の信頼を損なうことがないよう、綱紀の厳正な保持に努めます。

更に、ICT（用語集参照）やAI（用語集参照）技術の進展を踏まえて平成29年6月に公表した「税務行政の将来像」を令和3年6月に改定しました。「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱に、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、各種事務の実施に当たっては、納税者の方々の状況に即した柔軟な対応に努めます。

1. 納税環境の整備

我が国は、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税をするという申告納税制度を採用しています。このため、国民各層・納税者の方々に租税の意義や税法の知識・手続などについて正しく理解していただけるよう、国民各層・納税者の方々の視点に立った広報・広聴活動を行うとともに、納税者からの相談等に対しては、迅速かつ的確に対応します。

また、申告・納税の際における納税者の負担の軽減を図るとともに、窓口等で納税者と接する職員からの事務改善等に係る意見を集約し、事務処理等について不断の見直しを行うなど、納税者サービスの充実に努めます。

なお、税制改正については、関係機関等とも連携を図りつつ、改正内容等の広報・周知を行うなど、適切な対応に努めます。

2. 適正・公平な税務行政の推進

税務行政の執行に当たっては、関係法令を適正に適用し、適正申告の実現に努めるとともに、申告内容が適正でないと認められる納税者や期限内に納付しない納税者に対しては、的確な調査・行政指導や滞納処分等を行います。

また、不服申立て等に適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

更に、経済の国際化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、国際的な租税回避行為に対応するため、各国税務当局と知見の共有を図り、協力関係を強めるなど、国際化への取組を推進します。

(上記目標を達成するための実績目標(小))

実績目標(小) 1-1 : 税務行政の適正な執行

実績目標(小) 1-2 : 納税者サービスの充実

実績目標(小) 1-3 : 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

実績目標(小) 1-4 : 国際化への取組

上記目標
の概要

実績目標(大)1についての評価結果	
実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	実績目標(大)1は、実績目標(小)1-1から1-4の評定を総合して評価を行いました。全ての評定が「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、納税環境の整備とともに、適正かつ公平な税務行政の推進を図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>施策の実施に当たっては、目標の達成に向けて、有効性や効率性にも配意して取り組みました。</p> <p>また、令和3年6月に改定した「税務行政の将来像」の実現に向け、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションについて、着実に取組を進めています。</p>

実(大)1に係る参考情報

参考指標 1：国税職員の定員の推移 (単位：人)

会計年度	平成28年度末	29年度末	30年度末	令和元年度末	2年度末
国税職員の定員	55,666	55,667	55,724	55,903	55,953

(出所) 長官官房総務課調

参考指標 2：申告書の提出件数(個人) (単位：千件)

年分	平成28年分	29年分	30年分	令和元年分	2年分
所得税	21,690	21,977	22,218	22,041	22,493
還付申告	12,580	12,830	13,056	13,025	13,014
土地等譲渡所得	495	514	526	525	504
株式等譲渡所得	932	1,031	1,015	996	1,125
消費税	1,142	1,138	1,135	1,114	1,124
贈与税	509	507	494	488	485

(出所) 報道発表資料(令和3年6月 課税部個人課税課、資産課税課) (https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/kakushin_jokyo/pdf/0021006-075.pdf)

(注1) 所得税の提出件数のうち、還付申告、土地等譲渡所得及び株式等譲渡所得については、それぞれに重複しているものも含まれています。

(注2) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

参考指標 3：相続税申告書の提出件数 (単位：千件)

年分	平成27年分	28年分	29年分	30年分	令和元年分
提出件数	外 30 103	外 31 106	外 32 112	外 33 116	外 33 115

(出所) 報道発表資料(令和2年12月 課税部資産課税課) (https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2020/sozoku_shinkoku/pdf/sozoku_shinkoku.pdf)

(注) 各年分の本書は相続税額のある申告書に係る件数、外書は相続税額のない申告書に係る件数を示しています。

参考指標 4：申告書の提出件数（法人）

（単位：千件、社）

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
法人税	2,861	2,896	2,929	2,949	3,010
調査課所管法人	23	23	22	23	24
連結法人（社）	1,681	1,760	1,783	1,737	1,920
消費税	1,992	2,005	2,021	2,021	
調査課所管法人	34	35	40	35	

（出所）課税部法人課税課、消費税室、調査査察部調査課調

（注1）「法人税」は、各年4月から翌年3月末までに法人税の事業年度が終了し、翌年7月末までに申告書の提出がされたものを対象としています。

なお、令和元年度の調査課所管法人及び連結法人の提出件数を令和元事務年度評価書から修正しました。

（注2）「連結法人」は、連結親法人数（単位：社）を示し、調査課所管法人（用語集参照）も含まれています。

（注3）「消費税」は、当該会計年度中に終了した課税期間分の各年9月30日現在における申告及び処理の事績です。

参考指標 5：収納済税額

（単位：億円）

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
収納済税額	622,422	654,531	671,479	663,478	712,342

（出所）徴収部管理運営課調

（注）上記収納済税額には滞納処分費を含みません。

参考指標 6：100円当たりの徴税コスト

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
徴税コスト (①÷②×100)	円 1.30	円 1.24	円 1.22	円 1.28	円 1.19
参考 徴税费 ①	億円 6,846	億円 6,834	億円 6,916	億円 6,953	億円 6,981
租税及び印紙収入 (国税庁扱い) ②	億円 524,860	億円 553,029	億円 565,134	億円 544,306	億円 585,402

（出所）長官官房会計課、徴収部管理運営課調

（注）「徴税费」は、人件費、旅費、物件費等税務の執行に要する一切の費用です。

参考指標 7：事務改善についての提案件数

（単位：件）

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
提案件数	9,296	9,794	9,443	8,685	9,510

（出所）長官官房総務課調

参考指標 8：非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）

（単位：回）

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
実施回数	3.8	4.6	4.6	4.6	4.4

（出所）長官官房監察官調

（注）監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務（用語集参照）の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

財務省政策評価懇談会における意見	
-------------------------	--

実績目標に係る 予算額等	区分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		123,213,114	120,033,078	127,068,813	58,226,276
		補正予算		△23,047	△160,168	5,265,081	—
		繰越等		0	0	N. A.	/
		合計		123,190,067	119,872,910	N. A.	
執行額(千円)			122,430,330	119,109,163	N. A.		

(注1) 令和2年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和3年11月頃に確定するため、令和3事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和元年度予算については、予備費として1,240,216千円が計上されています。

(概要)

国税庁の広報活動経費や国税総合管理(KSK)システム(用語集参照)の整備費等、内国税の賦課及び徴収に必要な経費

実績目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	該当なし
---	------

実績評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	国税庁レポート2021(令和3年6月国税庁)、令和2年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について(令和3年6月国税庁)、令和元年分の相続税の申告状況について(令和2年12月国税庁)
--	--

前年度実績評価結果 の実績目標(小)への 反映状況	前年度実績評価結果は、実績目標(小)1-1から1-4において定めた各種施策へ反映させました。
--	--

担当部局名	長官官房(総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、情報技術室、法人番号管理室、参事官付、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、監察官、税務相談官)、課税部(課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、鑑定企画官)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察課)、税務大学校、国税不服審判所	実績評価実施時期	令和3年10月
--------------	--	-----------------	---------

実績目標(小) 1-1 : 税務行政の適正な執行

上記目標の概要	<p>申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民各層・納税者の方々の理解と信頼を得ることが基本となります。このため、課税・徴収事案の処理に当たっては、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行うことにより、統一性・適法性の確保を図るとともに、経済社会の高度化、複雑化や訴訟型社会の到来等にも適切に対応していきます。</p> <p>また、納税者と調査担当者との間で見解が相違する事案などについては、納税者の主張や調査担当者の把握した事項を整理し、十分な証拠収集等に基づく事実認定と法令適用等を的確に行うなど、納税者の主張を正確に把握し、必要な証拠の十分な収集・保全及び事実関係に即した的確な事実認定を行った上で関係法令を適正に適用します。</p> <p>更に、迅速な事務処理に努めるほか、透明性の確保等を図り、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>実1-1-1 : 関係法令の適正な適用と迅速な処理 実1-1-2 : 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等 実1-1-3 : 守秘義務の遵守 実1-1-4 : 職員研修の充実 実1-1-5 : 行政サービスのデジタル化の推進 実1-1-6 : 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の定着に向けた取組</p>
---------	---

実績目標(小) 1-1 についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>施策「実1-1-1」、「実1-1-4」、「実1-1-5」及び「実1-1-6」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実1-1-2」及び「実1-1-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細は、後述のとおりです。</p>
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>申告納税制度の下において、適正・公平な課税の実現を目指すため、税務行政を適正に執行する必要があります。</p> <p>国税総合管理(KSK)システム等の国税情報システムについては、世界最先端デジタル国家創造宣言及びデジタル・ガバメント実行計画等に基づき、運用コストの削減を図るとともに、利用者視点や業務改革(BPR)を踏まえた、より付加価値の高いものへと再構築するための取組を推進します。</p> <p>また、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の普及・定着は、納税者利便の向上及び税務行政の効率化に資することから、一層の普及・定着及び更なる利活用に向けて取り組む必要があります。</p> <p>(令和2年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税総合管理(KSK)システム <p>令和2年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、システムの機器更改に併せた拠点用サーバの廃止や、システムの業務処理委託費について、契約実績を踏まえた単価の見直しにより、コスト削減を図ることができました。</p> <p>(反映額: ▲1,175百万円)(事業番号0007)</p>

施策	実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理						
測定指標（定量的な指標）	[主要]実1-1-1-A-1：「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合						（単位：％）
	事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	98.6	98.1	97.7	96.9	97.4	
	（出所）課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調						
	（注）「更正の請求」がなされた場合、税務署長は、提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています。						
	（目標値の設定の根拠）						
	更正の請求（用語集参照）に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
	（目標の達成度の判定理由）						
	更正の請求については、納税者の権利救済手段であることから早期処理に努めるよう会議・研修等の場を通じて指示を徹底し、職員に更正の請求の早期処理についての意識付けを図るなど、「3か月以内の処理」を目安として適正・迅速な処理に取り組み、416千件を処理しました。						
その結果、3か月以内の処理件数割合は97.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。							
なお、3か月以内に処理できなかったものの多くは、添付（証拠）書類等に不備があり、その補正等の対処に時間を要したものであることから、今後も引き続き提出書類の周知等に取り組みます。							
[主要]実1-1-1-A-2：所得税還付金の6週間以内の処理件数割合						（単位：％）	
事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度	
目標値	95	95	95	95	95	○	
実績値	95.9	95.2	95.0	96.0	98.4		
（出所）課税部個人課税課、徴収部管理運営課調							
（目標値の設定の根拠）							
所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため、その6週間以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。							
（目標の達成度の判定理由）							
所得税還付金の支払に当たっては、不正な還付を未然に防止するため、申告内容や添付書類の審査を確実に実施するとともに、各種会議等を通じて事務処理手順の遵守と管理者による確実な監査の実施を徹底して正確性の確保を図りました。							
納税者に対しては、必要な添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、申告の手引や国税庁ホームページ等を活用して周知を図りました。							
これらの取組に加えて、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携・協調を確保することにより、的確かつ迅速な還付金の支払に努めました。							
こうした取組の結果、6週間以内の処理件数割合は98.4%となり、実績値が目標値に達したことから、達成度は「○」としました。							

[主要]実1-1-1-A-3：納税証明書の15分以内の発行割合 （単位：％）

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	90	90	90	90	90	○
実績値	92.3	92.5	92.6	91.1	90.9	

（出所）徴収部管理運営課調

（目標値の設定の根拠）

納税証明書（用語集参照）の発行に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、納税者からの請求に対する15分以内の発行割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

納税証明書の発行に当たっては、正確性を確保した上で迅速な処理に努めた結果、15分以内の発行割合は90.9%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

なお、15分を超えたものの多くは、申告書提出の有無や納付の確認を行う必要があったもの、複数の種類の納税証明書の請求を同時に受けたことなどを理由とするもの^(注)であり、いずれも正確性を確保するために処理時間を要したものです。

（注）発行に時間を要するものは、受付時において、その旨を説明しています。

[主要]実1-1-1-A-4：酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合 （単位：％）

形態	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
製造免許	目標値	—	—	—	100	100	○
	実績値	100	100	100	100	100	
販売業免許	目標値	—	—	—	100	100	
	実績値	100	100	99.9	100	100	

（出所）課税部酒税課調

（注1）標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、税務署長限りで処理するものについては、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内です。

（注2）実績値は、申請者の都合によって標準処理期間内に処理を行わなかったものを除いて算出しています。

（目標値の設定の根拠）

酒類の製造免許の申請が増加傾向にあるなど免許事務が増大する中、適正な免許処理を行う観点から、酒類の製造及び販売業免許に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、標準処理期間内の処理割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点から、100%に設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

酒類の製造及び販売業免許の処理は、免許の申請者等に対して、申請者等の実情に配慮した親切かつ丁寧な説明を行うとともに、酒税法及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格な審査を行い、迅速な処理に努めました。

その結果、製造免許申請及び販売業免許申請の全てについて、標準処理期間内で処理したことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価

s 目標達成

評定の理由

全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-1-1に係る参考情報

参考指標 1：「更正の請求」の処理件数 (単位：千件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
処理件数	400	413	409	369	416

(出所) 課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調

参考指標 2：所得税還付申告書提出件数 (単位：千件)

年 分	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
提出件数	12,580	12,830	13,056	13,025	13,014

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

参考指標 3：納税証明書の請求件数 (単位：千件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度
請求件数	1,466	1,446	2,266

(出所) 徴収部管理運営課調

参考指標 4：酒類の製造及び販売業免許場数の推移 (単位：場)

会計年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
酒類製造免許場数		3,184	3,333	3,394	3,452	3,575
酒類販売業 免許場数	卸売業	内10,306 11,808	内10,460 12,026	内10,616 12,302	内10,740 12,460	内11,064 12,994
	小売業	173,890	172,260	170,116	167,719	166,858

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものは、1場として集計しています。

(注3) 「酒類卸売業免許場数」の内書は、卸売業と小売業の兼業場です。

(注4) 「酒類小売業免許場数」は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

参考指標 5：酒類の製造及び販売業免許の処理件数 (単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
処理件数	32,890	32,899	34,033	32,636	49,859
特区法に基づくもの	21	19	29	24	29

(出所) 課税部酒税課調

(注) 「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法（総合特別区域法によるみなし適用を含む。）（用語集参照）に基づく酒類製造免許の処理件数を示します。

施策	実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実1-1-2-B-1：情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応		
	目標	<p>情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 情報公開法に基づく開示請求等に適切に対応することが、税務行政の透明性を確保するために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 開示請求に対し、法令に基づき適切に開示決定等することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、開示請求に対し、法令に基づき適切に開示決定等することにより、税務行政の透明性の確保に努めたことから、達成度は「○」としました。</p>	○
	[主要]実1-1-2-B-2：行政機関個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の適切な管理及び開示請求等への適切な対応		
	目標	<p>行政機関個人情報保護法及び番号法に基づき個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理します。 また、開示請求等に対して適切に対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 行政機関個人情報保護法及び番号法に基づき、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理すること及び行政機関個人情報保護法に基づき開示請求等に適切に対応することが、同法が目的とする個人の権利利益の保護のために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 個人情報の取扱いに係る不適切事案の発生を防止するため、全職員を対象とする研修や、各種会議等で周知するなどにより、職員の意識向上を図るとともに、不適切事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。 また、開示請求に対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、個人情報の取扱いに係る不適切事案の発生を防止するため、全職員を対象とする研修や、各種会議等で周知するなどにより、職員の意識の向上を図るとともに、不適切事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。 また、開示請求に対しては、迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 しかしながら、個人情報の厳正な管理が求められる中であって、所定の場所に文書が保存されておらず所在不明となった事案など、個人情報の取扱いに係る不適切事案が発生^(注)したことから、達成度は「△」としました。</p> <p>(注) 令和2年度における個人情報の取扱いに係る不適切事案(郵便局による配送事</p>	△

	故を除く。)は、197件です。
施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標1-1-2-B-1の達成度は「○」であったものの、測定指標1-1-2-B-2の達成度を「△」としたことから、「a 相当程度進展あり」としました。

実1-1-2に係る参考情報

参考指標 1：情報公開法に基づく開示請求件数等 (単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
開示請求件数	3,748	3,931	3,940	3,939	4,286
開示決定等件数	3,657	3,959	3,961	3,960	4,320
全部開示	523	671	547	649	532
部分開示	2,975	3,113	3,311	3,156	3,660
不開示	159	175	103	155	128

(出所) 長官官房情報公開・個人情報保護室調

(注) 令和2年度は、暫定値です。

参考指標 2：行政機関個人情報保護法に基づく開示請求件数等 (単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
開示請求件数	58,464	56,541	56,540	60,324	122,992
開示決定等件数	58,489	56,683	56,136	60,298	122,324
全部開示	10,374	15,037	18,019	19,418	37,782
部分開示	47,536	41,173	37,624	40,396	83,882
不開示	579	473	493	484	660

(出所) 長官官房情報公開・個人情報保護室調

(注) 令和2年度は、暫定値です。

[再掲：実(大)1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収(参考指標8)]

参考指標 3：非行の予防講話等の実施回数(署職員1人当たり) (単位：回)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
実施回数	3.8	4.6	4.6	4.6	4.4

(出所) 長官官房監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

施策	実1-1-3：守秘義務の遵守		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-3-B-1：守秘義務遵守の周知徹底		
	目標	<p>税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税務行政を円滑に執行するためには、税務調査への協力の確保等、納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守がその基本となります。会議や研修等を通じて職員への周知徹底及び意識の醸成を図ることが、守秘義務の遵守のために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議等で周知するとともに、定期的に職員に対する研修を行うことにより、職員への周知徹底に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>上記実績のとおり、税務行政に対する納税者の理解と信頼が得られるよう、守秘義務の遵守について周知徹底に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	<p>守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から非行の予防講話を実施したほか、会議や研修等を通じて、機会あるごとに職員への周知を図ったことから、測定指標の達成度は「○」と判定しました。</p> <p>一方で、職員が職務上知り得た情報を漏えいした事例があったことから、「a 相当程度進展あり」としました。今後、こうしたことが発生しないよう、引き続き、守秘義務の遵守の周知・徹底に取り組めます。</p>		

実1-1-3に係る参考情報

[再掲：実（大）1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収（参考指標8）]

参考指標 1：非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）（単位：回）

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
実施回数	3.8	4.6	4.6	4.6	4.4

（出所）長官官房監察官調

（注）監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

施策	実1-1-4：職員研修の充実		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-4-B-1：アンケート調査による受講者の意見の把握等		
	目標	<p>職員研修の充実を図るため、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、研修内容等の見直しを行います。</p> <p>（目標の設定の根拠） 職場の研修ニーズや受講者に対するアンケート調査により意見・要望等を把握し、必要に応じて研修内容等に反映させるなど、的確な見直しを行っていくことが職員研修の充実を図るために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 研修ニーズやアンケート結果を踏まえ、カリキュラムの見直しや講義方法の改善を行うなど、職員研修の充実を図りました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 納税者の信頼と期待に応えるためには、経済取引のグローバル化・デジタル化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、職員が高度な専門的知識を習得するなど職務遂行能力の向上を図る必要があります。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部実施を見送った研修があったものの、オンラインの利用など実施方法の変更等を行いながら、職務遂行に必要な専門的知識や技能を習得させることで、職員の能力・資質の一層の向上を図りました。更に、職場の研修ニーズに加えて、研修ごとのアンケート調査等の結果を踏まえ、研修実施状況の評価・検証を行い、翌年度の研修内容等に反映させる等の見直しを行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-1-4に係る参考情報

参考指標 1：税務大学校における研修の実施状況

（単位：コース、人、日）

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
コース数	65	68	53	53	25
受講者数	9,691	9,983	10,186	10,753	9,081
延べ日数	452,386	515,571	516,589	531,689	422,905

（出所）税務大学校調

（注1）各年度の受講者数及び延べ日数は、新規採用職員数の変動等に伴い変動しています。

（注2）令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、28コースの研修の実施を見送っています。

参考指標 2：国際化・高度情報化関連研修の実施状況

(単位：コース、人)

会計年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
国際化 関連研修	研修コース数	98	99	100	93	90
	研修受講者数	1,858	2,036	2,045	1,969	1,936
高度情報化 関連研修	研修コース数	65	59	62	83	60
	研修受講者数	1,350	1,344	1,860	1,926	1,434

(出所) 長官官房人事課調

(注) 研修総課業時間数(1コースあたり)20時間以上の研修を集計しています。

施策	実1-1-5：行政サービスのデジタル化の推進	
測定指標(定性的な指標)	[主要]実1-1-5-B-1：行政サービスのデジタル化の推進	
	<p>目標</p> <p>利用者中心の行政サービスの実現並びに行政運営の簡素化及び効率化のために、デジタル・ガバメント実行計画等を踏まえ、行政サービスの100%デジタル化のための、手続オンライン化や添付書類の省略等の取組を推進していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税務行政におけるデジタル化の推進に当たっては、デジタル・ガバメント実行計画等に基づき、計画的に所要の取組を実施することが重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	<p>(実績)</p> <p>デジタル・ガバメント実行計画等に基づき、業務改革(BPR)、各税務手続のオンライン化、添付書類の省略及びワンストップサービスの推進を図る取組を実施しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>国税庁においては、これまで、業務改革(BPR)に向けた取組と併せて、税務手続の簡素化や環境整備等による納税者利便の向上と行政事務の効率化を目指して、①各種添付書類の省略、②確定申告書の記載事項の見直し、③電子申告のデータ形式の柔軟化、④届出書類等の提出先の一元化、⑤e-Tax(用語集参照)による更正の請求に係る減額更正等の通知の実現、⑥従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のマイナポータル(用語集参照)を通じた一括手続の実現などに取り組んできました。</p> <p>令和2事務年度においても、国税情報システムの高度化に当たり、データ中心の事務運営への変更といった業務改革(BPR)の推進に向けて、システムの機能の検討等に取り組んだほか、次のとおり行政サービスのデジタル化の推進に取り組みました。</p> <p>これまで費用対効果の観点からe-Tax上で入力フォームを提供していなかった手続について、利便性の向上を図るため、制度改正を講じた上で、e-Taxによるイメージデータ(PDF形式)での提出を可能とするサービスの提供を令和3年1月より開始しました。</p> <p>法令により登記事項証明書(不動産及び商業・法人)を添付することが規定されている手続について、申請者が申請書への記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、令和3年7月1日より登記事項証明書の添付省略を可能としました。</p> <p>ワンストップサービスの推進のため、法人設立ワンストップサービス</p>	○

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>の利用者に対し、マイナポータル経由で法人番号を通知することを可能としました。</p> <p>このように、令和2事務年度においても、税務手続のオンライン化、添付書類の省略及びワンストップサービスの推進を図る取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>また、令和2事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により行政手続のデジタル化の推進の重要性が再認識されるとともに、「行政のデジタル化の強力な推進」が「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に示されました。</p> <p>こうしたことも踏まえ、国税庁では、令和3事務年度の実績評価の実施計画において、その目標体系を見直し、新たに「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」を実績目標に掲げるとともに、平成29年6月に公表した「税務行政の将来像」を令和3年6月に改定し、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱として「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、より一層、デジタル化の推進に取り組んでいくこととしています。</p>	
	施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

施策	実1-1-6：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の普及・定着に向けた取組		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実1-1-6-B-1：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の普及・定着に向けた取組		
	目標	<p>マイナンバー制度の普及・定着に向け、効果的な周知・広報や納税者利便の向上施策及び番号の利活用に向けた取組を進めます。</p> <p>（目標の設定の根拠） マイナンバー制度において、国税庁は、法人番号の付番機関であるとともに、番号の利活用機関となっています。国税庁ホームページ等を活用した効果的な周知・広報を行うとともに、マイナンバーカードの普及促進、納税者利便の向上施策や公表サイトの利便性向上を進めることが、制度の一層の普及・定着を図るために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等において、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、政府全体で取り組んでいるマイナンバーカードの普及促進について、関係民間団体等とも連携して積極的に取り組みました。</p> <p>また、納税者の利便性の向上施策として、マイナポータル連携機能（用語集参照）を活用した年末調整・確定申告手続の簡便化の開始や、国税庁法人番号公表サイトの利便性の向上を図るための所要のシステム整備を行うなど、番号の更なる利活用に向けた取組を進めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 国税庁ホームページの特設ページ等を随時更新し、マイナンバー制度</p>	○

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>に関する情報提供を行ったほか、関係民間団体等と協力し、マイナンバーカード申請コーナーを設置するなど、様々な機会を通じてマイナンバーカードの普及促進に積極的に取り組みました。</p> <p>番号の利活用機関としては、納税者利便の向上のため、令和2年10月から、マイナポータル連携機能により生命保険料控除証明書等のデータの各種申告書への自動一括入力を可能としました。引き続き、対象となる控除証明書等の拡大に取り組んでおります。</p> <p>更に、法人番号の付番機関として、法人等の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号）の更新を1日1回から1日2回に変更し、基本3情報をより速やかに公表するとともに、データのダウンロード機能について、全国分の全件データを一括でダウンロードできるように変更し、国税庁法人番号公表サイトの利便性の向上に努めました。</p> <p>このように、マイナンバー制度の定着に向け、効果的な周知・広報や番号の利活用に向けた取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>
	施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実1-1-6に係る参考情報

参考指標 1：国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）特設ページ」へのアクセス件数

(単位：千件)

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
アクセス件数	2,657	1,442	1,628	2,710

(出所) 長官官房企画課調

参考指標 2：マイナポータル連携機能を活用した控除証明書等のデータ取得のためのリクエスト件数

(単位：千件)

事務年度	令和2年度
リクエスト件数	2,510

(出所) 長官官房企画課調

参考指標 3：「国税庁法人番号公表サイト」へのアクセス件数

(単位：千件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
アクセス件数	13,827	10,538	18,490	48,600	37,030

(出所) 長官官房法人番号管理室調

参考指標 4 : Web-API機能を活用した法人の基本3情報のデータ取得のためのリクエスト件数
(単位:千件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
リクエスト 件数	45,949	68,999	87,602	68,659	163,428

(出所) 長官官房法人番号管理室調

以下の施策を引き続き実施します。

(実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理)

所得税還付申告書の処理等に当たって、申告内容や添付書類の審査や確実な監査を実施することで正確性の確保を図るとともに、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携等を図ることにより、効率的かつ迅速な事務処理に努めます。

(実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等)

情報公開法及び行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、作成・取得した行政文書及び個人情報を適切に管理し、開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保を図ります。

また、行政機関個人情報保護法や番号法の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。

特に、マイナンバーを含む個人情報については、より一層厳格な取扱いが求められることから、引き続き、全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修や管理状況の点検等を通じて、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を周知徹底して意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理します。

(実1-1-3：守秘義務の遵守)

税務行政の執行に当たって、納税者の理解と信頼が不可欠であるとの認識の下、引き続き、職員に対し、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて、機会あるごとに守秘義務の遵守について周知徹底を図ります。

(実1-1-4：職員研修の充実)

職員研修について、職場の研修ニーズ、アンケート調査による受講者の意見及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等も踏まえながら、実施方法も含めた研修内容等の見直しを常に行い、税務行政を取り巻く環境の変化に応じた職員研修となるよう取り組みます。

(実1-1-5：行政サービスのデジタル化の推進)

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

(実1-1-6：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の普及・定着に向けた取組)

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の一層の普及・定着に向け、マイナンバーカードの取得促進やマイナポータルを活用した納税者の利便性の向上施策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。

評価結果の反映

財務省政策評価懇談会における意見

実績目標に係る 予算額等	区分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	41,875,987	40,285,406	45,834,449	1,862,421
		補正予算	△14,050	△160,294	411,020	—
		繰越等	0	0	N. A.	
		合計	41,861,937	40,125,112	N. A.	
執行額(千円)		41,294,270	38,478,098	N. A.		

(注1) 令和2年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和3年11月頃に確定するため、令和3事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和元年度予算については、予備費として73,947千円が計上されています。

(注3) 令和3年度当初予算額のうち、国税総合管理(KSK)システム及び法人番号システム等に係る経費については、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」及びデジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(概要)

国税総合管理(KSK)システム及び法人番号システム等の整備費並びに税務大学校に必要な経費

実績目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ○「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」(令和2年7月17日閣議決定) ○「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定) ○「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定)
----------------------------------	---

実績評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	国税庁レポート2021(令和3年6月国税庁)
-----------------------------------	------------------------

前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況	<p>(実1-1-1: 関係法令の適正な適用と迅速な処理) 所得税還付申告書等の処理に当たっては、的確かつ効率的な事務処理に努めました。</p> <p>(実1-1-2: 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等) 開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 また、個人情報の適切な取扱いについて、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を職員に周知し、職員の意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理しました。</p> <p>(実1-1-3: 守秘義務の遵守) 守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から職員に対する講話を実施したほか、会議で周知するとともに、職員研修の実施など、機会あるごとに、その周知徹底に取り組みました。</p> <p>(実1-1-4: 職員研修の充実) 職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等を踏まえ、定期的な評価・検証を実施し、税務行政を取り巻く環境の変化に応じたものとなるよう取り組みました。</p> <p>(実1-1-5: 行政サービスのデジタル化の推進) 行政サービスの100%デジタル化を実現するため、デジタル・ガバメント実行計</p>
------------------------------	---

<p>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</p>	<p>画等に基づき、システム改革及び利用者負担の軽減や行政運営の効率化・高度化に向けた事務の見直しに取り組みました。</p> <p>(実1-1-6：社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の普及・定着に向けた取組)</p> <p>社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページ等を活用した効果的な周知・広報、政府方針であるマイナンバーカードの普及促進及び番号の更なる利活用に積極的に取り組みました。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、人事課、企画課、法人番号管理室、参事官付、監察官）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>令和3年10月</p>

実績目標(小) 1-2 : 納税者サービスの充実

上記目標の概要	<p>適正申告・納税を推進するため、納税者が申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるよう、広報・広聴活動の充実を図るとともに、国民各層・納税者の方々に向けた租税に関する啓発活動を推進します。</p> <p>また、納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するなど、納税者の多様なニーズに的確に対応した納税者サービスの充実を図ります。</p> <p>更に、e-Taxの一層の普及及び定着を図るなど、電子申告等 I C Tを活用した申告・納税を推進することにより、納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。</p> <p>(上記目標を達成するための業績目標)</p> <p>業績目標1-2-1： 広報・広聴活動等の充実 業績目標1-2-2： 相談等への適切な対応 業績目標1-2-3： 電子申告等 I C Tを活用した申告・納税の推進</p>
----------------	---

実績目標(小) 1-2 についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>実績目標(小) 1-2 は、業績目標1-2-1から1-2-3の評定を総合して評価を行いました。</p> <p>業績目標1-2-2の評定は「S 目標達成」でしたが、業績目標1-2-1及び1-2-3の評定が「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>納税者が適正に申告・納税できるよう、税に関する各種の情報提供や相談等へ適切に対応するとともに、電子申告等 I C Tを活用した申告・納税を推進することにより、納税者サービスの充実を図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>なお、業績目標 1-2-1 から 1-2-3 には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配慮して各種施策に取り組みました。</p>

財務省政策評価懇談会における意見

実績目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>○「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」(令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>○「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)</p>
----------------------------------	--

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報

該当なし

前年度実績評価結果への反映状況

前年度実績評価結果は、各業績目標1-2-1から1-2-3において定めた各種施策へ反映させました。具体的には、各業績目標1-2-1から1-2-3に記載しています。

担当部局名	<p>長官官房(総務課、税理士監理室、広報広聴室、会計課、企画課、情報技術室、厚生管理官、税務相談官)、課税部(課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課)、税務大学校</p>	実績評価実施時期	令和3年10月
--------------	--	-----------------	---------

業績目標 1-2-1：広報・広聴活動等の充実

国民各層・納税者の方々の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政についての理解・協力を求めます。
また、国民各層・納税者の方々の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。

<p>上記目標の概要</p>	<p>申告納税制度が円滑に機能するよう、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) を活用するなど、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供します。</p> <p>また、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、国民各層・納税者の方々からの幅広い理解や協力を得るため、広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開設等による租税に関する知識の普及を図るほか、関係民間団体との協調関係の推進などにも取り組めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-2-1-1： 国民各層・納税者の方々への広報活動の充実 業1-2-1-2： 租税に関する啓発活動 業1-2-1-3： 関係民間団体との協調関係の推進 業1-2-1-4： 地方公共団体との協力関係の確保 業1-2-1-5： 国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等</p>
<p>業績目標1-2-1についての評価結果</p>	
<p>業績目標についての評定</p>	<p>A 相当程度進展あり</p>
<p>評定の理由</p>	<p>施策「業1-2-1-3」、「業1-2-1-4」及び「業1-2-1-5」の評定は「s 目標達成」でしたが、「業1-2-1-1」及び「業1-2-1-2」の評定が「a 相当程度の進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
<p>業績の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>申告納税制度が円滑に機能するよう、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供するなど広報・広聴活動等の充実を図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>国税庁ホームページにおける広報については、分かりやすくタイムリーな情報提供を念頭に置いた画面作りに努め、その充実を図るとともに、文字拡大・音声読み上げソフトに対応したページを作成し、高齢者や障害のある方を含め、誰もが必要な情報に容易にアクセスできるよう、利便性の向上を図ったことは、有効な取組でした。</p> <p>また、国税庁ホームページの「ご意見・ご要望」の受付ページの構成を項目ごとに分かりやすく整理するとともに、ホームページに関する要望を受け付ける旨を明記し、利用者のニーズを把握する環境を整備するなどし、窓口やホームページに寄せられたご意見のうち、参考となるものについては、関係部署において業務改善に向けた検討を行いました。</p> <p>関係民間団体に対し、消費税の軽減税率制度の定着、e-Taxや社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の一層の普及・定着のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求め、各団体の活動を通じて消費税の軽減税率制度の定着やe-Taxの推進等が図られたことは、税務行政の円滑な実施や効率化につながる取組でした。</p> <p>(令和2年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税庁の広報活動経費

令和2年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、より効果の高い媒体や手段の選択を行うなど、効果的・効率的な広報に努めることにより、コスト削減を図りました。
(反映額：▲7百万円) (事業番号0005)

施策 業1-2-1-1：国民各層・納税者の方々への広報活動の充実

測定指標 (定量的な指標)	[主要]業1-2-1-1-A-1：国税の広報に関する評価 (単位：%)						
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	80	80	80	80	80	△
実績値	79.3	80.6	79.9	80.2	79.1		

(出所) 長官官房広報広聴室調
(注1) 数値は、国税の広報に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価(「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。
なお、アンケート調査の概要については、P.153に記載しています。
(注2) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月及び令和3年2月の実施は取りやめています。

(目標値の設定の根拠)
広報活動をより充実したものにしていくため、国税の広報に関する様々な取組についてのアンケートによる評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)
広報施策の実施に当たっては、外部の専門家の意見やインターネットアンケートなどにより把握した国民の幅広いニーズ等を踏まえ、令和2事務年度の重点広報項目として「ICTを利用した申告・納付手続」及び「新型コロナウイルス感染症対応」を掲げ、国税庁ホームページなどを通じて、ICTを利用した税務手続に関する情報のほか、国税庁の取組等、各種情報の提供を行いました。
具体的には、広報媒体の中核である国税庁ホームページに、各種情報(記者発表資料、統計情報、法令解釈通達、質疑応答事例、文書回答事例等)や国税庁の取組内容などを掲載し、情報の充実を図るとともに、文字拡大・音声読み上げソフトに対応したページを作成し、高齢者や障害のある方を含め、誰もが必要な情報に容易にアクセスできるよう利便性の向上を図りました。
特に、新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、国税庁ホームページに特集ページを設け、情報を適時に掲載し、利用される方が必要とする情報を容易に検索できるよう、情報の集約・整理を行い、利用者の利便性向上に努めるとともに、令和2年4月30日に創設された特例猶予(用語集参照)や令和2年分の申告所得税等の確定申告に関する情報について、新聞やテレビ、インターネットによる広告のほか、様々な手段を活用して積極的に情報発信を行いました。
また、国税庁ホームページの更新情報をお知らせする「新着情報」(毎週1回)や時節に応じた身近な税情報等を提供・案内する「メールマガジン」(毎月1回)を引き続き配信したほか(「新着情報・メールマガジン」の利用登録者数は61,599人(令和3年3月31日現在)で前年比101.7%)、SNS(Twitter)において時機に応じた情報発信に努めました(「Twitter」のフォロワー数は131,759人(令和3年6月1日現在)で前年比116.2%)。
更に、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」や動画共有サイト(YouTube)において、国税庁の取組、税の仕組み及び手続等を紹介する動画を配信しました。特に、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(用語集参照)の利用方法などを説明した動画を配信したほか、確定申告に関する情報を集めた「確定申告特集ページ」内のそれぞれの手続に応じたページに確定申告に関する動画への入口を設け、案内機能の充実を図るなど、ICTを利用した申告・納付手続を行う方々への分かりやすい情報提供に努めました。
その他、国税庁の取組全般についてより分かりやすく説明するために「国税庁レポート」を作成

測定指標 (定量的な指標)	<p>し、広く国民各層・納税者の方々にご覧いただけるよう、国税庁ホームページに掲載しています。</p> <p>こうした取組を行った結果、上位評価の割合は79.1%となり、目標値を下回ったものの実績値と目標値の差が1%以下であることから達成度は「△」としました。</p> <p>今後も納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供し、納税者サービスを充実させることはもとより、税務行政の透明性を高め、社会・経済状況に対応した調査等の取組を的確に国民各層・納税者の方々に伝えることなどにより、その信頼と理解を得られるよう、従来以上に積極的な情報発信に取り組んでいくとともに、アンケートで寄せられた意見等も参考にさせていただきながら、引き続き、より効果的・効率的な広報・広聴活動に取り組んでいくこととしています。</p>	
施策についての評定	a 相当程度進展あり	
評定の理由	測定指標の達成度が「△」であったことから、「a 相当程度進展あり」としました。	

業1-2-1-1に係る参考情報

参考指標 1：国税庁ホームページへのアクセス件数 (単位：千件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
アクセス件数	214,646	279,034	332,829	334,225	318,269

(出所) 長官官房広報広聴室調

参考指標 2：国税庁が提供する動画の再生回数 (単位：回)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
再生回数	991,586	1,494,379	1,527,632	2,065,857	6,312,290

(出所) 長官官房広報広聴室調

施策	業1-2-1-2：租税に関する啓発活動						
測定指標（定量的な指標）	[主要]業1-2-1-2-A-1：租税教室等受講者の理解度 （単位：％）						
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	/	/	/	80	85	○
	実績値	/	/	/	98.2	97.1	
	<p>（出所）長官官房広報広聴室調 （注）数値は、租税教育についてのアンケート調査において、「深まった（分かった）」から「深まらなかった（分かった）」の4段階評価で上位評価（「深まった（分かった）」又は「やや深まった（やや分かった）」）を得た割合です。 なお、アンケート調査の概要は、P.153に記載しています。</p> <p>（目標値の設定の根拠） 租税教育に関する取組についての評価を測定するため、租税教育を受けた児童・生徒等に対して実施する「租税教育についてのアンケート調査」における評価を指標として設定しています。目標値は、令和元年度の実績値が初年度であることを踏まえ、85%に引き上げました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 租税教育は、社会全体で継続的、段階的に取り組むべきとの考え方の下、納税義務及び社会生活の基本的な仕組みである租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、租税教室等への講師派遣や学校教育関係者等に向けた研修会の実施など、実務的、専門的見地から環境整備や支援に努めました。</p> <p>また、租税教育推進関係省庁等協議会（用語集参照）（国税庁、総務省、文部科学省等で構成）では、租税教育の充実に向けた協議を行い、全国で行われている優れた取組事例などを基に作成した「租税教育の事例集」の改訂など、連携・協働して租税教育を推進する環境整備に取り組みました。</p> <p>学校等で開催される租税教室については、租税教育推進協議会（国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者等で構成）を中心に、税理士会（用語集参照）をはじめとする関係民間団体等の協力を得て、講師派遣に努めました。また、学校教育における主権者教育の重要性の高まりを踏まえ、財務局、選挙管理委員会、年金事務所等の関係機関とも連携・協働し、合同で租税教室を実施したほか、租税の意義や役割を分かりやすく説明した副教材を租税教育推進協議会の構成員と共同で作成し、租税教室などで活用しました。</p> <p>更に、児童・生徒の税に対する関心が高まるよう、「税に関する高校生の作文」及び「中学生の『税についての作文』（全国納税貯蓄組合連合会との共催）」の募集を実施しました。</p> <p>また、国税庁ホームページの税の学習コーナーにおいて、児童・生徒向けの税に関するビデオ教材、教師・租税教室の講師向けの租税教育用教材や「租税教育の事例集」を提供しているところ、令和2事務年度においては、「租税教育の事例集」に高等学校向けの1事例を追加したほか、小中高生向けの租税教育動画を新たに提供するなど、その充実に取り組みました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、租税教室の開催が多い時期において、学校が一斉休校となるなど、予定していた租税教室が開催できなかった場合もありましたが、年度を通じてみると、アンケート結果の上位評価の割合は97.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						

業1-2-1-2-A-2：税務大学校における公開講座の内容の満足度

(単位：%)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	80	80	80	80	80	—
実績値	80.5	80.8	83.6	81.7	計測不能	

(出所) 税務大学校調

(注1) 数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」の5段階評価で上位評価（「良かった」又は「やや良かった」）を得た割合です。

(注2) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公開講座を開催することができなかったことから、実績値は計測不能としています。

(目標値の設定の根拠)

税務大学校で開催している公開講座の内容に対する受講者の満足度を測定するため、公開講座に関するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

税務大学校では、租税に関する知識の普及や納税者意識の向上に寄与することを目的として、税を考える週間に合わせ、和光校舎において公開講座を開催していましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により公開講座を開催することができず、実績値が計測不能であることから、達成度は「—」としました。

公開講座の代替の取組として、関係民間団体・大学生等に対してリモートにより、「税について考える」、「税務行政の変遷と今後の課題」というテーマで講演会を実施しました。また、税を考える週間に合わせ、動画共有サイト（YouTube）に税務大学校租税史料室の特別展示「暮らしの変化と税」を紹介した動画を配信したほか、こうした取組について報道機関（マスメディア）に情報提供を行ったところ、新聞に特別展示に関連したコラムが連載されました。

令和3年度においては、新しい生活様式やコロナ禍のような状況においても広く一般の方に公開講座を受講していただけるよう、オンライン（Web配信）により公開講座を実施することとしています。

業1-2-1-2-A-3：税務大学校における公開講座のレベルの適正度

(単位：%)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	80	80	80	80	80	—
実績値	81.2	84.3	84.5	86.2	計測不能	

(出所) 税務大学校調

(注1) 数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「適正なレベルであった」、「難しすぎた」、「やさしすぎた」のうち、「適正なレベルであった」が選択された割合です。

(注2) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公開講座を開催することができなかったことから、実績値は計測不能としています。

(目標値の設定の根拠)

税務大学校で実施している公開講座に設定したレベル（初級・中級・上級）について、受講者から見た適正度合いを測定するため、公開講座に関するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。

測定指標（定量的な指標）	<p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により公開講座を開催することができず、実績値が計測不能であることから、達成度は「―」としました。</p> <p>なお、公開講座の代替の取組については、業1-2-1-2-A-2に記載しています。</p>						
	業1-2-1-2-A-4：租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度						（単位：%）
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
実績値	96.1	97.3	97.2	99.2	95.2		
<p>（出所）税務大学校調</p> <p>（注）数値は、租税史料室（税務情報センター）についてのアンケート調査において、見学・利用の満足度、案内・説明の満足度及び展示内容の満足度を「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。</p> <p>なお、アンケート調査の概要は、P.153に記載しています。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度を測定するため、見学者に対するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>租税史料室（税務情報センター）では、租税に関する知識の普及に役立てることを目的として、広く一般の方々に対し、収集した史料の一部を租税史料室（税務情報センター）2階展示室での展示（常設展示コーナー、特別展示コーナー（年1回10月に展示替え））や閲覧を通じて公開（無料）しました。</p> <p>常設展示コーナーでは、「国税の歴史」をテーマとして、江戸時代から現在までの租税史料を時代に沿って紹介しています。また、特別展示コーナーでは、毎年テーマを決めた展示を行っており、令和2年9月までは「暮らしの変化と税」と題して、人々の暮らしの変化と税の関係について、令和2年10月から令和3年9月までは「審査請求制度の変遷―明治期から国税不服審判所創設まで―」と題し、当室所蔵の租税史料の中から、関わり深い史料を中心に展示を実施しました。</p> <p>こうした取組の結果、租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度については、新型コロナウイルス感染症の影響により見学者数は減少したものの、上位評価の割合は95.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>							
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-2-1-2-B-1：租税に関する啓発活動の集中的な実施						
	目標	<p>税の啓発活動を効果的・効率的に行う観点から、税のキャンペーン週間（税を考える週間）を設けて、適正・公平な賦課及び徴収の実現に向けた国税庁の取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページ（取組紹介ページ）に分かりやすく掲載し、当該ページへ誘引する広報を実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>国税庁ホームページ（取組紹介ページ）の内容の充実に取り組むとともに、当該ページへ誘引する広報を実施することは、広く国民各層・納税者の方々に対し、租税の意義・役割等への理解を深めていただくための効果的・効率的な情報提供手段として重要であることから、目標として設定しています。</p>					達成度

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>税を考える週間に合わせて、取組紹介ページを再構築し、当該ページへ誘引する広報を実施しました。</p> <p>また、関係民間団体・大学生等に対して国税局及び税務署幹部等による講演会を実施したほか、関係民間団体と連携して税に関する作品展等を実施するなどの広報に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、税を考える週間に合わせて、取組紹介ページを見やすいレイアウトに再構築したほか、インターネット広告や地方公共団体の広報誌等による取組紹介ページへ誘引する広報を実施しました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止せざるを得なかった取組もある中、租税の意義・役割や税務行政の現状について、国民各層・納税者の方々の理解を深めるため、講演会資料を音声付動画により作成し、取組紹介ページに掲載したほか、関係民間団体・大学生等に対する講演会のオンラインによる開催にも取り組みました。</p> <p>更に、関係民間団体と連携した税の作文等の作品展など、各種行事開催の際には、マスメディアへの積極的な情報提供や取材依頼を行い、テレビや新聞などで報道されるよう働きかけるパブリシティ等の実施にも取り組みました。</p> <p>このように税を考える週間に合わせて、集中した広報広聴施策を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
	施策についての評定	a 相当程度進展あり	
評定の理由	<p>計測可能な測定指標の達成度は全て「○」でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により公開講座を実施できず、測定指標「業1-2-1-2-A-2」及び「業1-2-1-2-A-3」が計測不能となったことから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

業1-2-1-2に係る参考情報

参考指標 1：租税教室等への講師派遣の人員

(単位：人)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
職員	8,428	9,075	9,203	8,762	5,359
職員以外	28,954	31,788	34,133	35,297	17,482
合計	37,382	40,863	43,336	44,059	22,841

(出所) 長官官房広報広聴室調

参考指標 2：税の作文の応募編数

(単位：編)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
高校生の応募編数	210,468	218,208	219,163	214,421	160,184
中学生の応募編数	629,534	616,072	593,795	578,204	313,725

(出所) 長官官房広報広聴室、徴収部管理運営課調

(注) 「中学生の『税についての作文』」は、全国納税貯蓄組合連合会との共催により募集しているものです。

参考指標 3：講演会等の開催回数

(単位：回)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
開催回数	1,690	1,993	2,002	1,810	632

(出所) 長官官房広報広聴室調

(注) 令和元年度の開催回数は、令和元事務年度実績評価書から訂正を行いました。

参考指標 4：税務大学校における公開講座の受講者数

(単位：人)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
受講者数	974	1,300	1,309	1,187	—

(出所) 税務大学校調

参考指標 5：租税史料室（税務情報センター）の見学者数

(単位：人)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
見学者数	3,859	5,213	5,186	4,223	214

(出所) 税務大学校調

参考指標 6：国税庁ホームページ「税務大学校」へのアクセス件数

(単位：千件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
アクセス件数	13,661	19,371	7,437	8,076	10,346

(出所) 税務大学校調

参考指標 7：国税庁ホームページ「取組紹介ページ」へのアクセス件数

(単位：千件)

会計年度	令和元年度	2年度
アクセス件数	1,472	950

(出所) 長官官房広報広聴室調

施策	業1-2-1-3：関係民間団体との協調関係の推進	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-2-1-3-B-1：関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請	
	目標	<p>関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等について、各団体との意見交換等を通じて、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしており、国税庁が推進する施策等の実施に当たっては、引き続き、協調関係の推進を図ることが重要です。</p> <p>各団体との意見交換等を通じて、国税庁が推進する施策等への協力を積極的に要請していくことが、協調関係の推進につながることから、目標として設定しています。</p>
		達成度

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>関係民間団体が開催する改正税法、消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」といいます。）の説明会への講師派遣を行ったほか、消費税の軽減税率制度の定着、e-Taxやマイナンバー制度の一層の普及・定着のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策への積極的な協力を求めました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、関係民間団体が開催する改正税法、消費税のインボイス制度の説明会への講師派遣を行ったほか、税を考える週間における広報活動、消費税の軽減税率制度の定着、e-Taxやマイナンバー制度の一層の普及・定着のための周知・広報への取組などを、税理士会、青色申告会（用語集参照）、法人会（用語集参照）、納税貯蓄組合（用語集参照）、間税会（用語集参照）、納税協会（用語集参照）などの関係民間団体に対して、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求めました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応及び取組の会員等への周知についても関係民間団体に対して積極的に協力を求めました。</p> <p>各関係民間団体が開催する各種行事については、他の関係民間団体との共同開催を推進していくことなどにより、団体間の連携・協調の強化が図られるよう積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
	施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

施策	業1-2-1-4：地方公共団体との協力関係の確保		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-2-1-4-B-1：地方公共団体との協力関係確保のための協議会等の開催		
	目標	<p>地方公共団体との協力関係を確保するため、地方税務協議会等を開催します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>各種説明会の共同開催や税務広報資料の市町村広報誌等への掲載など、納税者サービスの向上や国・地方公共団体双方の税務行政の効率化を図る上で、地方公共団体との協力関係を確保することは重要です。</p> <p>地方税務協議会の開催などを通じて連携・協調を図ることが、地方公共団体との協力関係の確保につながることから、目標として設定しています。</p>	達成度

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>地方税務協議会等(用語集参照)を1,962回開催し、申告書等のデータ引継、申告書用紙の共同送付、市町村等における申告書の收受、各種説明会の共同開催、申告相談における職員の相互派遣、税務広報資料の市町村広報誌等への掲載等について十分な協議を行うなどして、地方公共団体との協力関係の確保に取り組みました。</p> <p>また、資料情報等の相互データ提供など、地方税ポータルシステム(eLTAX)(用語集参照)とのデータ連携の利用拡大に向けても取り組みました。</p> <p>更に、e-Taxやマイナンバー制度の一層の普及・定着に向けた各種施策の実施や周知・広報などに関する協力関係の確保にも取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、納税者サービスの向上や国・地方公共団体双方の税務行政の効率化を図るため、地方税務協議会等を開催することで、地方公共団体との協力関係を確保したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
	施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業1-2-1-4に係る参考情報

参考指標 1：地方税務協議会等の開催回数

(単位：回)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
開催回数	2,630	2,669	2,575	2,201	1,962

(出所) 長官官房総務課調

施策	業1-2-1-5：国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-2-1-5-B-1：国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応		
	目標	<p>国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等について、関係部署において検討し、事務の改善等に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国民各層・納税者の方々の税務行政に対するニーズを的確に把握するとともに、寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において検討を行い、納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させることは、申告納税制度を推進する上で重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>国税庁ホームページの「ご意見・ご要望」の受付ページの構成を項目ごとに分かりやすく整理するとともに、ホームページに関する要望を受け付ける旨を明記し、利用者のニーズを的確に把握する環境を整備しました。こうして、国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等について、内容ごとに検討し、国税庁ホームページの掲載内容について分かりやすく</p>	○

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>するなど事務の改善に取り組み、納税者サービスの向上を図りました。</p> <p>また、国税モニター（用語集参照）との意見交換会を開催し、伺った意見について、広報・広聴施策に反映させました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由.)</p> <p>令和2年度に国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等は、国税庁ホームページ経由で14,407件、税務署等の窓口経由で646件でした。</p> <p>寄せられた意見・要望等のうち、対応が必要なものについては、関係部署において検討し、事務の改善等に取り組みました。具体的には、持続化給付金の法人税及び消費税の取扱いを国税庁ホームページに掲載するなどして周知してほしいという要望等を踏まえ、同ホームページに新たにFAQを掲載するなど、納税者サービスの向上を図りました。</p> <p>また、事務の改善等に取り組んだものについては、取組の内容を国税庁ホームページの「ご意見・ご要望に対する取組」のページに公表しました。</p> <p>国税モニターに対しては、国税庁の取組等を紹介するとともに、国税モニターとの意見交換会を全国で64回開催し、意見等を伺い、確定申告期に作成する広報用チラシについての検討や租税教室開催の検討など、広報・広聴施策の展開に活用しました。</p> <p>更に、広聴活動については、引き続き職員がその重要性を認識するよう、会議、研修等の場を通じて周知を図りました。</p> <p>こうした取組により、国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等に基づいて、事務の改善に取り組み、納税者サービスの向上を図るとともに、国税モニターから伺った意見等を広報・広聴施策の展開に活用したことから、達成度は「○」としました。</p>	
		s 目標達成	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業1-2-1-5に係る参考情報

参考指標 1 : ご意見・ご要望に対する取組

(単位: 件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
今後改善予定又は改善済のもの	23	32	46	34	24
今後具体的に検討するもの	10	8	10	23	28
今後の参考とするもの等	1,063	905	882	661	590
計	1,096	945	938	718	642

(出所) 長官官房広報広聴室調

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(業1-2-1-1：国民各層・納税者の方々への広報活動の充実)

国民各層・納税者の方々のニーズを踏まえた的確かつ効果的・効率的な情報提供ができるよう、広報媒体の中核である国税庁ホームページを積極的に活用するほか、動画共有サイト（YouTube）やSNS（Twitter）などの様々な情報発信手段を用いて申告・納税に役立つ情報を分かりやすくタイムリーに提供します。

(業1-2-1-2：租税に関する啓発活動)

租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、国民各層・納税者の方々からの幅広い理解や協力を得るため、積極的に広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開催等による租税に関する知識の普及を図ります。

また、税のキャンペーン期間（税を考える週間）には、適正・公平な課税と徴収の実現のための取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページに掲載するほか、幹部を講師とした講演会を行うなど、集中した広報広聴施策を実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、施策の実施に当たっては、関係者と十分に連携・協調し、公開講座のオンライン（Web配信）による実施や、限られた機会等を有効に活用して内容の充実等に努めるとともに、感染拡大防止対策に配慮します。

(業1-2-1-3：関係民間団体との協調関係の推進)

適正な申告納税制度の実現や税知識の普及を図るため、e-Taxの一層の普及・定着やマイナンバー制度の普及・定着のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力が得られるよう関係民間団体との協調関係の推進を図ります。

(業1-2-1-4：地方公共団体との協力関係の確保)

納税者サービスの向上や税務行政の効率化を図るため、市町村等における申告書の收受、各種説明会の共同開催及び税務広報資料の市町村広報誌への掲載等に関して、地方税務協議会等において十分な協議を行い、地方公共団体との協力関係の確保を図ります。

(業1-2-1-5：国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等)

国民各層・納税者の方々から寄せられた税務行政に対する意見・要望等について、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させるよう取り組みます。

評価結果の反映

財務省政策評価懇談会における意見

業績目標に係る 予算額等	区 分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	470,127	459,466	450,397	443,128
		補正予算	0	0	1,257,869	—
		繰越等	0	0	N. A.	
		合計	470,127	459,466	N. A.	
執行額(千円)		416,892	576,717	N. A.		

(注1) 令和2年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和3年11月頃に確定するため、令和3事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和元年度予算については、予備費として207,977千円が計上されています。

(概要)

国税庁の広報活動に必要な経費

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	該当なし		
実績評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	国税庁レポート2021（令和3年6月国税庁）		
前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況	<p>（業1-2-1-1：国民各層・納税者の方々への広報活動の充実） 国民の幅広いニーズに即した効果的・効率的な情報提供ができるよう、広報媒体の中核である国税庁ホームページを積極的に活用するほか、動画共有サイト（YouTube）やSNS（Twitter）などの様々な情報発信手段を用いて申告・納税に役立つ情報を分かりやすくタイムリーに提供しました。</p> <p>（業1-2-1-2：租税に関する啓発活動） 租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、国民各層・納税者の方々からの幅広い理解や協力を得るため、積極的に広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や租税に関する知識の普及を図りました。 また、税のキャンペーン期間（税を考える週間）には、適正・公平な課税と徴収の実現のための取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページに掲載するほか、幹部を講師とした講演会を行うなど、集中した広報広聴施策を実施しました。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、施策の実施に当たっては、関係者と十分に連携・協調し、限られた機会等を有効に活用して内容の充実等に努めるとともに、感染拡大防止対策に配慮しました。</p> <p>（業1-2-1-3：関係民間団体との協調関係の推進） 適正な申告納税制度の実現や税知識の普及を図るため、e-Taxの一層の普及・定着やマイナンバー制度の普及・定着のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力が得られるよう関係民間団体との協調関係の推進を図りました。</p> <p>（業1-2-1-4：地方公共団体との協力関係の確保） 納税者サービスの向上や税務行政の効率化を図るため、市町村等における申告書の收受、各種説明会の共同開催及び税務広報資料の市町村広報誌への掲載等に関して、地方税務協議会等において十分な協議を行い、地方公共団体との協力関係の確保を図りました。</p> <p>（業1-2-1-5：国民各層・納税者の方々からの意見や要望への的確な対応等） 国民各層・納税者の方々から寄せられた税務行政に対する意見・要望等について、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させるよう取り組みました。</p>		
担当部局名	長官官房（総務課、税理士監理室、広報広聴室、企画課、情報技術室）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課）、税務大学校	実績評価実施時期	令和3年10月

業績目標 1-2-2：相談等への適切な対応

問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

上記目標の概要	<p>納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するとともに、申告期限前の照会（事前照会）に対する文書回答事例を国税庁ホームページに公表するなど、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ります。</p> <p>また、職員の応接態度の向上や利用しやすい税務署を目指して庁舎の環境整備を図ることなどにより、納税者の満足度の向上を図ります。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応 業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応 業1-2-2-3：改正消費税法への対応</p>
---------	--

業績目標1-2-2についての評価結果

業績目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。なお、各施策の評定の詳細は、後述のとおりです。</p>
業績の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>納税者からの問合せや相談に迅速・的確に対応し、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>消費税法の改正内容等について、事業者が正しく理解し、自ら適正な申告ができるよう、「電話相談センター」（用語集参照）のほか、「軽減・インボイスコールセンター」（用語集参照）や各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、適切かつ丁寧に対応したことは有効な取組でした。</p> <p>来署した納税者が一般的な税に関する相談を行う場合の対応窓口を一元化し、効率的に収受事務や相談事務を行いました。</p> <p>また、確定申告電話相談センターにおいては、専門的な質問、税務相談には職員や税理士が、税務相談以外の定型的な質問や申告書用紙等の送付依頼にはオペレーターが対応することなどにより、効率的な運用及び納税者サービスの向上に努めました。</p> <p>なお、令和2年10月から、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールとして、質問に対する回答をオンライン上で行う「チャットボット」（用語集参照）の運用を開始しています。運用開始に当たっては、令和2年1月から同年5月の試験導入期間に納税者から寄せられた意見等を踏まえて、所得税の確定申告に関する相談内容の充実を図るとともに、年末調整に関する事項、株式譲渡所得、配当所得に関する事項やe-Tax、確定申告書等作成コーナーの操作方法等にも新たに対応しました。</p> <p>（令和2年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談センター運営経費 <ul style="list-style-type: none"> 行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、AI等の新たな技術を活用して、更なる納税者の利便性向上及び安定的なサービスの提供に努めるとともに、作業工数を見直すことにより、コストの削減を図りました。（反映額：7百万円）（事業番号0006）

施策	業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応						
測定指標（定量的な指標）	[主要]業1-2-2-1-A-1：電話相談センターにおける10分以内の相談割合						(単位：%)
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	98.3	98.8	98.6	98.4	98.1	
	(出所) 長官官房税務相談官調						
	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>電話相談センターにおける相談が迅速に行われているかを測定するため、10分以内の相談割合を指標として設定しています。目標値は、的確かつ丁寧な相談対応を維持する観点や過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>						
	<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>電話相談センターで受け付けた納税者からの問合せや相談に対して、迅速、的確かつ丁寧に対応するため、税法や通達、更には相談技法について具体的事例に基づく研修等を行い、税務相談官の専門知識と応接態度等の向上を図りました。</p> <p>この結果、10分以内の相談割合は98.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
	[主要]業1-2-2-1-A-2：電話相談センターにおける電話相談の満足度						(単位：%)
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
実績値	95.1	95.3	95.5	95.7	95.6		
(出所) 長官官房税務相談官調							
<p>(注1) 数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。</p> <p>なお、アンケート調査の概要は、P.153に記載しています。</p> <p>(注2) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月及び令和3年2月の実施は取りやめています。</p>							
<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>電話相談センターにおける相談の満足度を測定するため、電話相談に関するアンケート調査の評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>							
<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記A-1の取組に加え、タックスアンサーに、これまで電話相談センターに多数寄せられた相談や社会経済情勢を反映した項目（例：「ふるさと納税（寄附金控除）」）などを新たに追加するなど、納税者の利便性の向上に向けて内容の充実と整備を図りました。</p> <p>こうした取組の結果、上位評価の割合は95.6%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>							

[主要]業1-2-2-1-A-3：税務署における面接相談の満足度 (単位：%)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	90	90	90	90	90	○
実績値	92.2	91.4	90.9	92.2	95.1	

(出所) 長官官房総務課、課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、徴収部管理運営課、徴収課調

(注1) 数値は、来署した納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要は、P.153に記載しています。

(注2) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月及び令和3年2月の実施は取りやめています。

(目標値の設定の根拠)

税に関する相談等のために来署した納税者の相談等に対する満足度を測定するため、来署納税者へのアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定期由)

来署した納税者からの各税目の制度や手続に関する一般的な相談は、納税者の利便性向上の観点から、一つの部署（管理運営部門）で対応しました。

また、相談内容が申告又は納税に直結するなど、書類や事実関係を具体的に確認する必要がある個別の相談については、納税者本人又は納税者の委任を受けた税理士等から原則、事前予約を受けた上で、各税目を所掌する部署（課税部門等）で適切に対応しました。

更に、各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」においては、改正消費税法に関する相談に適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための取組として、転嫁拒否等に関する相談等についても、関係省庁とも連携の上、適切に対応しました。

こうした取組の結果、面接相談の適切な対応についての上位評価の割合は95.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

業1-2-2-1-A-4：職員の応接態度の好感度 (単位：%)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	90	90	90	90	90	○
実績値	90.7	90.1	90.4	91.0	93.4	

(出所) 長官官房総務課調

(注1) 数値は、来署した納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要は、P.153に記載しています。

(注2) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月及び令和3年2月の実施は取りやめています。

(目標値の設定の根拠)

来署した納税者に対する職員の応接態度の好感度を測定するため、来署納税者へのアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定期由)

納税者支援調整官を中心に職員に対し接遇研修を実施するとともに、苦情等の未然防止に関する情報を各部署に展開するなど、納税者に対する職員の応接態度の向上に取り組んだ結果、上位評価の割合は93.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

測定指標（定量的な指標）	業1-2-2-1-A-5：税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度 （単位：％）						
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	85	85	85	85	85	○
	実績値	86.9	86.2	86.4	87.6	88.4	
	<p>（出所）長官官房総務課調</p> <p>（注1）数値は、来署した納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。</p> <p>なお、アンケート調査の概要は、P.153に記載しています。</p> <p>（注2）アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月及び令和3年2月の実施は取りやめています。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>税務署における案内表示、受付・窓口の利用満足度を測定するため、来署納税者へのアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>納税者からのアンケートの内容等も踏まえ、より分かりやすい案内表示の設置や利用しやすい受付・窓口対応に努めました。</p> <p>その結果、上位評価の割合は88.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
	業1-2-2-1-A-6：文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合 （単位：％）						
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	98.5	98.5	100	99.2	100	
	<p>（出所）課税部審理室調</p> <p>（注）処理期間の計算に当たっては、審査に必要な追加的資料の提出や照会文書の補正に要した期間を除いています。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>課税関係の事前照会に対する文書回答手続が迅速に行われているかを測定するため、3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>文書回答手続による事前照会については、納税者に対して適切な情報を提供するとともに、法令適用の統一性・透明性を確保するため、正確かつ迅速な処理を行い、3か月以内の処理を徹底した結果、3か月以内の処理件数割合は100%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、納税者の予測可能性の一層の向上を図るため、国税庁ホームページにおいて、文書回答の内容を公表しています。また、口頭回答した事例のうち他の納税者の参考となるものについても、その回答事例を国税庁ホームページに「質疑応答事例」として掲載するとともに、税制改正等を踏まえた見直しを行い内容の充実を図りました。</p>						
施策についての評定		s 目標達成					

全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

業 1 - 2 - 2 - 1 に係る参考情報

○確定申告期間における対応

(1) 確定申告会場等における対応

国税庁では、駅前や街の中心部など、便利な場所や公共施設で人が集まる場所等に外部会場（142箇所）を設置し、申告相談及び申告書の受付を行いました。

令和2年分確定申告においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、公的年金を受給されている方を主な対象として期間前から申告相談を受け付けました。また、会場レイアウトを大幅に見直してソーシャルディスタンスを確保するとともに、会場への入場には入場整理券（LINEを活用したオンライン事前発行も可能）を必要とする仕組みを全国で実施しました。その上で、マスク着用のお願いや検温、換気・消毒といった基本的な感染防止策を徹底し、申告相談を必要とする方々に安心して確定申告会場をご利用いただけるような環境整備を行いました。

更に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告・納付期限を全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長しました。

(2) 確定申告期における電話相談体制の充実

確定申告期には、全署を対象として、電話相談センターにおいて確定申告に関する電話相談を集中的に受け付けました。

この実施に当たっては、専門的な質問、税務相談には職員や税理士が、税務相談以外の定型的な質問（開庁時間など）や申告書用紙等の送付依頼にはオペレーターが対応することなどにより効率的な運用及び納税者サービスの向上に努めました。

(3) 閉庁日における申告相談等の実施

確定申告期間の休日における税務署での相談等のニーズに応えるため、令和2年分の確定申告においては、令和3年2月21日（日）と2月28日（日）の閉庁日（用語集参照）に、一部の税務署のほか合同会場（38箇所）において申告相談等の業務を実施しました。

なお、両日の相談件数は、合計9万6千件（前年比66.3%）、申告書収受件数は合計13万3千件（同57.4%）といずれも昨年に比べ減少しました。

参考指標 1：確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数

【所得税（及び復興特別所得税）】 (単位：千件)

年 分		平成28年分	29年分	30年分	令和元年分	2年分
署相談 会場	e-Tax	4,277	4,191	3,919	3,552	3,232
	書面	443	407	360	262	214
地方団 体会場	e-Tax	145	455	866	1,141	1,263
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	557	615	1,240	1,950	3,139
	HP作成コーナー・書面	4,126	4,650	4,741	4,657	4,655
	各種ソフト・e-Tax	3,810	4,023	4,185	4,352	4,760
計		13,358	14,342	15,311	15,915	17,264

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

(注2) 地方団体会場からの「e-Tax」の計数は、データ引継によるものです。

【個人事業者の消費税及び地方消費税】 (単位：千件)

年 分		平成28年分	29年分	30年分	令和元年分	2年分
署相談 会場	e-Tax	54	53	52	47	46
	書面	6	6	5	5	4
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	39	41	45	49	72
	HP作成コーナー・書面	107	109	108	106	92
	各種ソフト・e-Tax	550	576	595	618	674
計		756	784	805	825	888

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

【贈与税】 (単位：千件)

年 分		平成28年分	29年分	30年分	令和元年分	2年分
署相談 会場	e-Tax	60	56	55	55	51
	書面	7	7	6	6	5
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	13	13	17	21	29
	HP作成コーナー・書面	118	125	122	123	122
	各種ソフト・e-Tax	168	176	176	182	189
計		366	377	376	387	397

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

参考指標 2：閉庁日における相談件数（所得税）（単位：千件）

年 分	平成28年分	29年分	30年分	令和元年分	2年分
相談件数	197	192	189	147	96

（出所）課税部個人課税課調

○説明会による情報の提供等

納税者に申告と納税に必要な法令解釈や事務手続を正しく理解していただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法の説明会等を開催し、情報の提供を行いました。特に、改正消費税法については、積極的に説明会を行って軽減税率等の周知を図りました。

また、納税者が正しい記帳に基づき適正な申告ができるよう、希望する方を対象に指導担当者（税務署の職員又は各国税局が外部に委任した税理士等）による記帳指導を行うとともに、あらゆる機会をとらえて、所得税の青色申告制度（用語集参照）の説明と勧奨を行い、その普及に努めました。

その結果、令和2年度では、約1万2千人の方が記帳指導を受け、そのうち、29.8%に当たる約3千5百人の方が自ら記帳できる能力（自計能力）を習得したと指導担当者に判定されました。

なお、青色申告承認者数については年々増加しており、令和2年分の確定申告においては、745万人（対前年比103.9%）となっています。

参考指標 3：各種説明会の開催回数・参加人員（単位：回、千人）

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
開催回数	23,058	25,939	46,750	31,706	7,990
参加人員	1,062	1,105	1,772	1,142	224

（出所）長官官房総務課、課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、資産評価企画官、徴収部管理運営課、徴収課、調査査察部調査課調

参考指標 4：記帳指導を受けた者の自計能力を習得した割合（単位：%）

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
習得した割合	32.7	31.5	32.1	35.5	29.8

（出所）課税部個人課税課調

参考指標 5：所得税青色申告承認者数（単位：千人）

年 分	平成28年分	29年分	30年分	令和元年分	2年分
青色申告承認者数	6,593	6,770	6,958	7,171	7,451

（出所）課税部個人課税課調

（注）翌年3月15日現在の計数です。ただし、令和元年分については、申告期限が令和2年4月16日に延長されたことから、令和2年4月16日現在の計数となっており、令和2年分については、申告期限が令和3年4月15日に延長されたことから、令和3年4月15日現在の計数となっています。

○路線価等の情報提供

令和3年分の路線価（用語集参照）等の評定に当たっては、地価動向を確実に把握し、それを路線価等に反映させるため、次の事務に取り組みました。路線価等は7月1日に国税庁ホームページで公開しました。

①標準地（用語集参照）の適正な配置

②地価情報や地価に大きな影響を与える都市計画の変更等の情報の的確な収集

- ③固定資産税評価に係る情報の的確な収集
- ④地価変動の著しい地域等への綿密な現地踏査の実施
- ⑤精通者等との情報交換等の実施による精度の高い意見価格等の収集

参考指標 6：国税庁ホームページ「路線価図」へのアクセス件数 (単位：千件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
アクセス件数	12,025	14,501	16,827	13,317	10,193

(出所) 課税部資産評価企画官調

参考指標 7：電話相談センターの相談件数 (単位：千件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
相談件数	5,685	5,570	5,443	5,109	5,822

(出所) 長官官房税務相談官調

参考指標 8：国税庁ホームページ「タックスアンサー」へのアクセス件数 (単位：千件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
アクセス件数	74,940	86,662	58,222	73,679	78,746

(出所) 長官官房税務相談官調

参考指標 9：税務署内の設備の利用満足度 (単位：%)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
利用満足度	77.1	77.5	78.5	79.2	82.0

(出所) 長官官房総務課調

(注1) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。

(注2) アンケート調査については、例年、5月、9月、11月、2月に実施していますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月及び令和3年2月の期間は取りやめています。

参考指標 10：文書回答手続による事前照会の受付件数 (単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
受付件数	132	133	133	115	115

(出所) 課税部審理室調

参考指標 11：質疑応答事例のホームページへの掲載件数等 (単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
掲載件数 (件)	1,821	1,928	1,953	1,968	1,985
アクセス件数 (千件)	1,716	1,731	811	907	730

(出所) 課税部審理室調

(注) 「掲載件数」は、毎年3月31日現在のものを集計しています。

施策	業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]業1-2-2-2-A-1：苦情の3日以内の処理件数割合						(単位：%)
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	90	90	90	90	90	○
	実績値	94.1	94.0	93.9	93.9	95.4	
	<p>(出所) 長官官房総務課調 (注) 実績値は、納税者の都合により3日以内に処理できなかったものを除いて算出しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 納税者から寄せられた様々な苦情等への対応が迅速に行われているかを測定するため、3日以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定期間) 税務行政に対する理解と信頼を確保するため、納税者から寄せられた苦情等に対して、親切かつ誠実な態度で接することを基本として対応するとともに、申出がなされた日の翌日から起算して原則として3日以内(閉庁日を除く。)に処理するよう、迅速かつ適切な対応に取り組みました。その結果、3日以内の処理件数割合は95.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、事実確認に時間を要するなどの理由(注)で、3日以内の処理が困難と認められた場合には、納税者支援調整官に意見を求めるなどして当面の処理方針を決定の上、納税者に速やかに連絡するなど、理解と信頼を得るよう努めました。</p> <p>また、納税者支援調整官を中心に苦情等の対応事例を取りまとめの上、関係部署に連絡するとともに、研修等で周知徹底することにより、納税者サービスの向上や事務運営の改善につなげました。</p> <p>(注) 処理が3日を超えた主な理由は、事実確認に時間を要したことのほか、より適切な対応について検討を行うため国税局等との協議に時間を要したことや、申出に対して説明等を行ったものの理解を得るのに時間を要したことなどです。</p>						
施策についての評価	s 目標達成						
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから「s 目標達成」としました。						

施策	業1-2-2-3：改正消費税法への対応	
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-2-2-3-B-1：改正消費税法に関する相談等への適切な対応	
	目標	<p>事業者からの改正消費税法に関する相談等に対して、適切かつ丁寧に対応します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 事業者が消費税法の改正内容等を十分に理解して自ら適正な申告・納付ができるよう、改正消費税法に関する相談について、適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組について、関係府省庁と連携して適切に対応することは、国民の理解を得て税務行政を円滑に推進する上で重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 改正消費税法に関する相談については、「電話相談センター」のほか、「軽減・インボイスコールセンター」や各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、適切かつ丁寧に対応するとともに、国税庁ホームページに掲載している、軽減税率制度及びインボイス制度について解説したQ&Aの改訂や、全国どこからでも参加できるオンライン説明会を開催するなどの取組を実施しました。</p> <p>また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための取組として、転嫁拒否等に関する相談についても、関係府省庁とも連携の上適切に対応するとともに、酒類業の業所管庁として、酒類業者に対して、消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止・是正について指導・助言するほか、必要に応じて速やかに調査を実施するなど、円滑かつ適正な転嫁の確保に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 改正消費税法に関する相談は、「電話相談センター」や平成29年7月から開設している「軽減・インボイスコールセンター」のほか、平成25事務年度から各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、改正消費税法等に関する事務に中心となって従事する職員が適切かつ丁寧に対応しました。</p> <p>また、「Q&A」について、事業者から寄せられた様々な質問等も踏まえ改訂を行ったほか、関係府省庁と連携して、事業者団体等が開催する研修会等に講師派遣を実施するとともに、オンライン説明会を開催することにより、事業者の制度理解の確保に努めました。</p> <p>更に、転嫁拒否等に関する相談についても、関係省庁とも連携の上、適切に対応するとともに、公正取引委員会及び中小企業庁が実施する転嫁拒否等に関する書面調査に対し協力を行いました。</p> <p>なお、酒類業の業所管庁として、酒類業者に対して、消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為等の防止・是正について指導、助言を行うなど、円滑かつ適正な転嫁の確保に取り組みました。</p> <p>このように、改正消費税法に関する相談等に適切に対応したことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成	

評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから「s 目標達成」としました。
-------	------------------------------------

業1-2-2-3に係る参考情報

参考指標 1：改正消費税法等に関する相談件数 (単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
電話相談センター	150,206	138,049	148,186	252,037	153,994
改正消費税相談コーナー	174	263	4,634	12,285	1,375

(出所) 長官官房税務相談官、課税部消費税室、消費税軽減税率制度対応室調

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p>(業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応) 納税者からの相談等に適切に対応するため、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、職員の専門知識の一層の向上を図るとともに、応接に際しては誠実な対応に努めます。また、納税者に申告と納税に必要な法令解釈について正しく理解していただくための情報提供を適切に行いつつ、相談体制の充実と迅速かつ的確な対応に努めます。</p> <p>(業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応) 税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、寄せられた苦情等に対して、迅速かつ適切に対応していくことが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、誠実な態度で接することを基本とし、申出がなされた日の翌日から起算して原則として3日以内（閉庁日を除く。）での処理に努めます。</p> <p>(業1-2-2-3：改正消費税法への対応) 事業者がインボイス制度をはじめとする改正消費税法について十分理解できるよう、周知・広報、指導、相談等を適時適切に実施するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための取組についても、引き続き関係省庁とも連携の上、適切に実施します。 また、酒類業の業所管庁として消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止・是正に取り組みます。</p>
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

業績目標に係る 予算額等	区 分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		385,604	470,822	577,893	431,267
		補正予算		0	0	2,655	—
		繰越等		0	0	N. A.	
		合計		385,604	470,822	N. A.	
執行額 (千円)			382,913	398,871	N. A.		

<p>(注) 令和2年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和3年11月頃に確定するため、令和3事務年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(概要) 電話相談センターの運営に必要な経費</p>			
実績目標に関連する施政方針演説等に内閣の主な重要施策		該当なし	
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報		令和2年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について(令和3年6月国税庁)、令和元年分の相続税の申告実績の概要について(令和2年12月国税庁)、国税庁レポート2021(令和3年6月国税庁)	
前事務年度実績評価結果の施策への反映状況		<p>(業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応) 納税者からの相談等に適切に対応するため、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、職員の専門知識と応接態度の一層の向上を図りました。また、納税者に申告と納税に必要な法令解釈について正しく理解していただくための情報提供を適切に行いつつ、相談体制の充実と迅速かつ的確な対応に努めました。</p> <p>(業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応) 苦情等を寄せられた納税者に対して、親切かつ誠実な態度で接することを基本とし、的確かつ誠実に対応するとともに、申出がなされた日の翌日から起算して原則として3日以内(閉庁日を除く。)に処理するよう、迅速・適切な対応の実施に努めました。</p> <p>(業1-2-2-3：改正消費税法への対応) 事業者が軽減税率制度を含む改正消費税法について十分理解できるよう、周知・広報、指導、相談等を適時適切に実施するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための取組についても、引き続き関係省庁とも連携の上、適切に実施しました。 また、酒類業の業所管庁として消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止・是正に取り組みました。</p>	
担当部局名	長官官房(総務課、厚生管理官、税務相談官)、課税部(課税総括課、消費税室、消費税軽減税率制度対応室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課)	実績評価実施時期	令和3年10月

業績目標 1-2-3：電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進

〔電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。〕

上記目標の概要	<p>e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など ICT を活用した申告・納税の推進を図り、納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。</p> <p>e-Taxは、納税者が税務署に出向いたり申告書を送付することなく国税関係手続を行うことが可能になるなど納税者の利便性が向上するメリットがあります。また、税務署においては、申告書の收受・入力事務が削減されるとともに、申告書の保管・管理コストが低減するなど、税務行政の効率化にもつながるといったメリットがあります。</p> <p>「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得金額や税額が自動計算され、計算誤りのない申告書が作成できるシステムであり、作成した申告書をe-Taxにより送信する場合には上記のe-Taxのメリットが享受できます。また、作成した申告書は印刷して郵送等で税務署へ提出することもでき、税務署に出向くことなく手続を行うことができます。</p> <p>税務署等の相談会場に来られた方に対しては、設置しているパソコン又は納税者自身のスマートフォン等から「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくことにより同様の効果が得られるほか、翌年以降の自宅等からの ICT 申告の利用拡大につながることを期待できます。</p> <p>国税庁では、電子行政推進に関する政府全体の方針に基づき、関係府省と緊密な連携を図りつつ、各種施策を強力に推し進めるとともに、引き続き積極的な広報・周知に取り組み、ICT を活用した申告・納税の一層の普及・定着を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-2-3-1： e-Taxの普及と利用満足度の向上 (成果重視事業)</p> <p>業1-2-3-2： 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進</p>
----------------	--

業績目標 1-2-3 についての評価結果

業績目標についての評定	A 相当程度進展あり
--------------------	-------------------

評定の理由	<p>施策「業1-2-3-1」の評定は「a 相当程度進展あり」でしたが、「業1-2-3-2」については、主要な測定指標の達成度が「×」であったことから、評定は「b 進展が大きくない」としました。</p> <p>評定が「b 進展が大きくない」となった施策に係る測定指標は、「国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』の利用満足度」としています。しかし、この利用満足度を測定するアンケート調査結果の達成度のみが業績目標全体の評価に影響を及ぼすことは適当ではなく、納税者の利便性向上に資する機能改善等の取組も含めて評価することが適当と考えられます。</p> <p>また、「利用満足度」の目標値と実績値が僅差であったことや、他の重要性の高い施策「業1-2-3-1 e-Taxの普及と利用満足度の向上」の評定が「a 相当程度進展あり」であり、全ての主要な測定指標の達成度が「○」であることを総合的に勘案し、当該業績目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>e-Taxを利用した申告・納税の推進を図ることは、税務署に出向くことなく手続が行えるなど納税者の利便性が向上するとともに、税務署では申告書の收受・入力事務が削減されるなど税務行政の効率化につながるものであることから、重要な取組です。</p> <p>そのため、「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxを利用できる「マイナンバーカード方式</p>

業績の分析	<p>(用語集参照) 」及び「ID・パスワード方式(用語集参照)」の積極的な広報・周知に取り組みました。</p> <p>特に、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減の観点からも、例年以上にe-Tax利用の呼び掛けに取り組みました。</p> <p>これらの取組によりe-Taxの利用が拡大した結果、收受・入力事務や申告書の印刷・送付費用の削減、文書管理コストの低減など、税務行政の効率化が図られました。</p> <p>引き続き、当該業績目標の重要性(納税者の利便性の向上及び税務行政の効率化)を踏まえ、各施策を推進していきます。特に目標未達成となった取組については、積極的な広報・周知や利用勧奨を行うとともに、アンケートにおける改善意見も踏まえて操作方法の簡便化等の機能改善を図ることなどにより、更なる利便性の向上に努めていきます。</p> <p>(令和2年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税電子申告・納税システム <p>令和2年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、業務処理委託費について、入札における契約実績を踏まえた単価や数量の見直しにより、運用コストの削減を図りました。(反映額:18百万円)(事業番号0010)</p>						
	施策	業1-2-3-1: e-Taxの普及と利用満足度の向上(成果重視事業)					
測定指標(定量的な指標)	[主要]業1-2-3-1-A-1: e-Taxの利用状況(所得税の申告手続)						(単位: %)
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値					62	○
	実績値	53.5	54.5	57.9	59.9	64.3	
	(出所) 長官官房情報技術室調						
	(注) 申告期限の延長に伴い、令和元年度においては令和元年4月1日から令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日までの実績です。						
	(目標値の設定の根拠)						
	<p>国税申告手続のうち、所得税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。</p> <p>目標値については、過去の実績値等に基づき、62%に設定しました。</p>						
	(目標の達成度の判定理由)						
	<p>e-Taxは、納税者利便の向上と税務行政の効率化につながるものであることから、これまで、添付書類の提出省略などの施策を実施するとともに、納税者及び税理士への個別勧奨や税理士会等をはじめとする関係民間団体等に対するe-Taxの利用拡大に向けた協力要請を行い、その普及及び定着に取り組みました。</p> <p>特に、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減の観点からも、大口源泉徴収義務者を通じた働きかけやダイレクトメールなどにより、例年以上にe-Tax利用の呼び掛けに取り組みました。</p> <p>また、市区町村と連携してマイナンバーカードの取得促進やマイナンバーカード取得者に対するe-Tax利用の広報・周知に取り組むとともに、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進しました。</p> <p>この結果、実績値は64.3%となり、目標値を達成したことから、達成度は「○」としました。今後においても、e-Taxによる申告は納税者利便の向上につながることから、よりe-Taxを利用いただけるよう利便性向上施策を実施するとともに積極的な広報・周知に取り組んでまいります。</p>						

測定指標（定量的な指標）	[主要]業1-2-3-1-A-2：e-Taxの利用状況（法人税の申告手続）						（単位：％）
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値					88	○
	実績値	79.3	80.0	84.3	87.1	88.4	
	（出所）長官官房情報技術室調						
	（目標値の設定の根拠） 国税申告手続のうち、法人税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。 目標値については、過去の実績値等に基づき、88%に設定しました。						
	（目標の達成度の判定理由） 上記A-1記載のほか、大法人の電子申告義務化に併せて導入した利便性向上施策を実施するとともに、積極的な広報・周知を行った結果、実績値は88.4%となり、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。						
	[主要]業1-2-3-1-A-3：e-Taxの利用状況（消費税の申告手続）						（単位：％）
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	個人					72
法人						88	
実績値	個人	63.2	66.1	68.5	70.4	77.1	
	法人	77.3	81.6	82.6	86.8	88.0	
（出所）長官官房情報技術室調							
（注）個人の実績値は、申告期限の延長に伴い、令和元年度においては令和元年4月1日から令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日までの実績です。							
（目標値の設定の根拠） 国税申告手続のうち、消費税申告におけるe-Tax利用状況を個人と法人を区分し、指標として設定しています。 目標値については、過去の実績等に基づき、個人は72%、法人は88%に設定しました。							
（目標の達成度の判定理由） 上記A-1及びA-2記載のとおり取り組んだ結果、実績値は個人77.1%、法人88.0%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。							

測定指標 (定量的な指標)	業1-2-3-1-A-4： e-Taxの利用状況（相続税の申告手続）						(単位：%)
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値					25	×
	実績値					15.4	
	(出所) 長官官房情報技術室						
	(目標値の設定の根拠)						
	<p>国税申告手続のうち、相続税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、財務省デジタル・ガバメント中長期計画を踏まえ、25%に設定しました。</p>						
	(目標の達成度の判定理由)						
	<p>上記A-1記載のとおり取り組みましたが、実績値は15.4%となり、目標を達成していないことから、達成度は「×」としました。</p> <p>なお、e-Taxによる相続税申告は令和元年10月から利用が可能となっており、令和2年度において初めて目標値を設定しています。相続税のe-Tax申告については、財務省デジタル・ガバメント実行計画において令和4年度の目標値を35%に設定し、この目標の達成に向けて税理士会をはじめとする関係民間団体等と協力し、e-Taxの利用勧奨や積極的な周知・広報等を行うとともに、利用勧奨用はがきを送付した税理士等にアンケートの協力依頼を実施し、その結果を踏まえて更なる利便性の向上策を検討するなど、相続税の申告手続におけるe-Taxの利用拡大に向けた取組を実施していきます。</p>						
	業1-2-3-1-A-5： e-Taxの利用状況（納税証明書の交付請求手続）						(単位：%)
会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度	
目標値					13	×	
実績値	9.9	10.8	12.7	12.1	10.9		
(出所) 長官官房情報技術室							
(目標値の設定の根拠)							
<p>国税関係申請・届出等手続のうち、納税証明書の交付請求におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値等に基づき、13%に設定しました。</p>							
(目標の達成度の判定理由)							
<p>上記A-1記載のとおり取り組みましたが、実績値は10.9%となり、目標を達成していないことから、達成度は「×」としました。</p> <p>なお、令和2年度の実績値が令和元年度の実績値を下回ったのは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として各種給付金が措置され、その請求に当たっての添付書類として納税証明書が活用されたことにより、紙による納税証明書の交付請求が、e-Taxによる交付請求に比べて大幅に増加したことも一因と考えられます。</p> <p>令和3年7月からは、e-Tax請求によりPDFデータで電子納税証明書の発行を受けることが可能となり、納税者の利便性の向上が図られることなどから、今後は、新たな電子納税証明書を中心に積極的な利用勧奨を行い、更なるオンライン請求の利用拡大に向けて取り組んでいきます。</p>							

業1-2-3-1-A-6 : e-Taxの利用満足度 (単位 : %)							
会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度	
目標値	75	増加	75	80	80	×	
実績値	73.4	76.0	81.5	74.2	67.5		
測定指標 (定量的な指標)	<p>(出所) 長官官房情報技術室調</p> <p>(注1) 数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「とても良い」から「非常に良くない」などの5段階評価で上位評価(「とても良い」又は「やや良い」など)を得た割合です。 なお、令和2事務年度のアンケート調査の概要は、P.153に記載しています。</p> <p>(注2) e-Taxの普及と利用満足度の向上については、「成果重視事業」(用語集参照)としての評価を別途行っています(P.147に記載)。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査によるe-Taxの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>「e-Taxの利用満足度」については、「とても良い」から「非常に良くない」などの5段階評価のアンケートを実施し、測定しました。その結果、令和3年2月から令和3年5月にかけて295,080名(前年比172%)の方からの回答がありましたが、上位評価割合は67.5%となり、目標を達成していないことから、達成度は「×」としました。</p> <p>なお、令和2年度の実績値の低下については、新型コロナウイルス感染症の影響により、初めてe-Taxを利用した方が増加したことも要因の一つとして考えられます。アンケート結果を踏まえ、画面レイアウト等を分かりやすく変更することや、マイナポータル連携の事前設定を含めた操作方法の簡便化などのシステム改修等を検討し、引き続き利便性の向上に向けて取り組んでいきます。</p>						
	施策についての評定		a 相当程度進展あり				
	<p>評定の理由</p> <p>測定指標「業1-2-3-1-A-4」、「業1-2-3-1-A-5」及び「業1-2-3-1-A-6」の達成度は「×」ですが、主要な測定指標である「業1-2-3-1-A-1」、「業1-2-3-1-A-2」及び「業1-2-3-1-A-3」の達成度が「○」であったことから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>						

業1-2-3-1に係る参考情報

参考指標 1 : オンライン利用件数 (申告手続) (単位 : 千件)

会計年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
所得税申告		10,430	11,473	12,436	14,220
法人税申告		2,128	2,268	2,369	2,425
消費税申告	個人	745	771	805	898
	法人	1,625	1,655	1,725	1,749
相続税申告		—	—	—	21
贈与税申告		267	271	285	299

(出所) 長官官房情報技術室調

(注) 所得税申告、消費税(個人)申告及び贈与税申告については、申告期限の延長に伴い、令和元年度においては令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日までの利用件数です。

参考指標 2：オンライン申請の受付1件当たりの費用 (単位：円)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
受付1件当たりの費用	306	273	265	250	212

(出所) 長官官房情報技術室調

参考指標 3：国税申告手続の事務処理時間 (所得税、法人税及び消費税) (単位：時間)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
実績値	869,000	868,000	833,000	788,000	741,000

(出所) 長官官房情報技術室調

参考指標 4：法定調書のデータ提出率

(単位：%)

会計年度	令和2年度
データ提出率	98.1

(出所) 課税部課税総括課調

参考指標 5：オンライン利用件数 (納税証明書の交付請求手続)

(単位：千件)

会計年度	令和2年度
オンライン請求件数	248

(出所) 長官官房情報技術室調

施策	業1-2-3-2：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]業1-2-3-2-A-1：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度 (単位：%)						
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	85	増加	90	90	90	×
	実績値	87.9	93.6	93.5	92.6	88.3	
	(出所) 課税部個人課税課調 (注) 「確定申告書等作成コーナー」において、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査 (5段階評価) を実施しています。数値は、当該アンケートの総回答件数のうち、サービス提供全体の評価及び見やすさなどの使い勝手に関する評価のいずれにおいても上位の評価となっている回答件数が占める割合です。 なお、アンケート調査の概要は、P.153に記載しています。						
(目標値の設定の根拠) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査による同コーナーの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。							
(目標の達成度の判定理由) 「確定申告書等作成コーナー」は、例年、利用者からの意見等を踏まえつつ、納税者の利便性向上に資する機能改善を行い、利用拡大に取り組んでいます。 今年度においては、パソコン利用者の推奨環境を拡大し、Google Chrome及びMicrosoft Edge							

測定指標 (定量的な指標)	<p>(Chromium) からもマイナンバーカード方式でのe-Tax送信を可能としたほか、スマートフォンにおいては、マイナポータルアプリのインストールのみで可能となるようe-Tax送信の手順を簡略化しました。</p> <p>また、マイナポータルを活用して生命保険料控除証明書等のデータを一括取得し、申告書の該当項目に自動入力するマイナポータル連携機能にも新たに対応しました。</p> <p>こうした取組の結果、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成された所得税及び復興特別所得税の申告書の提出件数は、前年の661万件から779万件（前年比118%）と増加しました。</p> <p>一方で、全体の利用満足度が対前年比約4ポイント減少（88.3%）する結果となっており、目標値（90%）を僅差で下回りました。これは初めて自宅等からのe-Taxをした利用者が大幅に増加（約790万人：前年比125.3%）したことや、マイナポータル連携機能の導入初年度ということから、初回設定の手続きが必要であり、操作に手間取ったこと等が要因の一つと考えられます。引き続き、利用者からの改善意見を踏まえ、画面レイアウト等を分かりやすく変更することや、マイナポータル連携の事前設定を含めた操作方法の簡便化などの開発に取り組むことにより、更なる利便性の向上に努めていきます。</p> <p>なお、利用満足度は、88.3%と目標を達成していないことから、達成度は「×」としました。</p>	
	施策についての評価	b 進展が大きくない
評価の理由	達成度が「×」であったことから、「b 進展が大きくない」としました。	

業1-2-3-2に係る参考情報

[再掲:業1-2-2-1:納税者からの相談等への適切な対応（参考指標1）]

参考指標 1：確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数

【所得税（及び復興特別所得税）】

（単位：千件）

年 分		平成28年分	29年分	30年分	令和元年分	2年分
署相談 会場	e-Tax	4,277	4,191	3,919	3,552	3,232
	書面	443	407	360	262	214
地方団 体会場	e-Tax	145	455	866	1,141	1,263
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	557	615	1,240	1,950	3,139
	HP作成コーナー・書面	4,126	4,650	4,741	4,657	4,655
	各種ソフト・e-Tax	3,810	4,023	4,185	4,352	4,760
計		13,358	14,342	15,311	15,915	17,264

（出所）課税部個人課税課調

（注1）数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

（注2）地方団体会場からの「e-Tax」の件数は、データ引継によるものです。

【個人事業者の消費税及び地方消費税】

(単位：千件)

年 分		平成28年分	29年分	30年分	令和元年分	2年分
署相談 会場	e-Tax	54	53	52	47	46
	書面	6	6	5	5	4
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	39	41	45	49	72
	HP作成コーナー・書面	107	109	108	106	92
	各種ソフト・e-Tax	550	576	595	618	674
計		756	784	805	825	888

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

【贈与税】

(単位：千件)

年 分		平成28年分	29年分	30年分	令和元年分	2年分
署相談 会場	e-Tax	60	56	55	55	51
	書面	7	7	6	6	5
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	13	13	17	21	29
	HP作成コーナー・書面	118	125	122	123	122
	各種ソフト・e-Tax	168	176	176	182	189
計		366	377	376	387	397

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数を示しています。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(業1-2-3-1：e-Taxの普及と利用満足度の向上（成果重視事業）)

e-Taxについては、税理士会などの関係民間団体等と連携した普及拡大策を推進するとともに、新たな計画に基づき、e-Taxの更なる利便性向上や広報・周知など、一層の普及及び定着に向けて取り組みます。

スマートフォン専用画面による確定申告書等作成コーナーの利用や、スマートフォンからのマイナンバーカード方式によるe-Tax送信もできることなどの広報・周知に取り組みます。

また、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書の国への電子データによる引継ぎについては、地方公共団体の事務の削減につながり、デジタル・ガバメントの実現にも資することから、地方公共団体に対して積極的な働き掛けを行い、当該施策の推進に取り組みます。

更に、法人税及び消費税の申告については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から大法人の電子申告が義務化されたことを踏まえ、法人税等に係る申告データをより一層円滑に電子提出できるよう環境整備を進めてe-Taxの利便性を向上させるとともに、その広報・周知に取り組みます。

(業1-2-3-2：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進)

「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見も踏まえて操作方法の簡便化等の機能改善など利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図ります。

評価結果の反映

財務省政策評価懇談会における意見						
業績目標に係る 予算額等	区 分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算	7,823,292	8,271,096	8,411,111	(注3)
		補正予算	0	0	2,361,944	—
		繰越等	0	0	N.A.	
		合計	7,823,292	8,271,096	N.A.	
執行額(千円)	7,751,783	8,290,172	N.A.			
<p>(注1) 令和2年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和3年11月頃に確定するため、令和3事務年度実績評価書に掲載予定です。</p> <p>(注2) 令和元年度予算については、予備費として60,788千円が計上されています。</p> <p>(注3) 令和3年度当初予算額については、内閣所管(組織)内閣官房に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」及びデジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。</p> <p>(概要) 国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費</p>						
実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	<ul style="list-style-type: none"> ○「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定) ○「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月eガバメント閣僚会議決定、令和元年12月20日改定閣議決定) 					
実績評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	令和2年度におけるe-Taxの利用状況等について(令和3年8月国税庁)、国税庁レポート2021(令和3年6月国税庁)					
前事務年度実績評価結果の施策への 反映状況	<p>(業1-2-3-1: e-Taxの普及と利用満足度の向上(成果重視事業)) e-Taxについては、より多くの利用者の方に満足していただけるよう、e-Taxの利用環境整備の一環として対応ブラウザを拡大し、利便性の向上を図りました。 また、大法人の電子申告の義務化に併せて、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めました。</p> <p>(業1-2-3-2: 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進) 「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見を踏まえた利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図りました。</p>					
担当部局名	長官官房(会計課、情報技術室)、課税部(課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課)	実績評価実施時期		令和3年10月		

実績目標(小) 1-3:適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

上記目標の概要	<p>適正申告の実現及び期限内収納の実現に努めるとともに、納税者の権利利益の保護を図りつつ、的確な調査・徴収等を行います。</p> <p>また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための業績目標)</p> <p>業績目標1-3-1: 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施</p> <p>業績目標1-3-2: 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組</p> <p>業績目標1-3-3: 不服申立てへの取組</p>
---------	--

実績目標(小) 1-3についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり	
評定の理由	<p>実績目標(小) 1-3は、業績目標1-3-1から1-3-3の評定を総合して評価を行いました。</p> <p>全ての評定が「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p>	
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>適正・公平な税務行政を推進するため、納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収等を行うことは、重要で必要な取組です。</p> <p>業績目標1-3-1から1-3-3には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配慮して各種施策に取り組みました。</p>	

財務省政策評価懇談会における意見			
実績目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要施策	該当なし		
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし		
前年度実績評価結果への反映状況	前年度実績評価結果は、各業務目標1-3-1から1-3-3において定めた各種施策に反映させました。具体的には各業績目標1-3-1から1-3-3に記載しています。		
担当部局名	課税部(課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察課)、国税不服審判所	実績評価実施時期	令和3年10月

業績目標 1-3-1：適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。〕

上記目標の概要	<p>適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。</p> <p>また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、グローバル化・デジタル化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-3-1-1： 有効な資料情報の収集 業1-3-1-2： 的確な調査事務の運営 業1-3-1-3： 社会・経済状況に対応した調査への取組 業1-3-1-4： 悪質な脱税者に対する査察調査の実施</p>
---------	--

業績目標1-3-1についての評価結果

業績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>全ての施策の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
業績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>適正申告の実現を図るため、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施することは、重要で必要な取組です。</p> <p>また、大口・悪質な納税者に対する深度ある調査と、書面等による簡易な接触を適切に組み合わせるなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。</p> <p>なお、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、税務に関するコーポレートガバナンス(用語集参照)の充実が重要であることから、その充実に向けた取組を推進しました。</p>

施策	業1-3-1-1：有効な資料情報の収集		
測定指標(定性的な指標)	[主要]業1-3-1-1-B-1：有効な資料情報の収集		
	目標	<p>法定資料(用語集参照)の適正な提出の確保を図るとともに、新たな資産運用手法や取引形態等に係る活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>法定資料の適正な提出の確保策を講じるとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組むことは、適正申告の実現や的確な調査・行政指導を実施するために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
		<p>(実績)</p> <p>法定資料の適正な提出の確保に取り組むとともに、社会・経済状況の変</p>	○

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>化に伴う新たな資産運用手法や取引形態等に着目し、活用効果が高いと考えられる資料情報を積極的に収集しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>法定資料については、提出義務者に対して、提出期限及び提出方法等の広報活動を行うとともに、未提出者に対して、提出義務の説明及び早期提出の指導を行ったほか、必要に応じて法定監査を実施するなど、適正な提出の確保を図りました。</p> <p>法定資料以外の資料情報(用語集参照)については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、収集先の状況に配慮した上で、新たな資産運用手法や取引形態等に関する資料情報、インターネットを利用した電子商取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動(用語集参照)に関する資料情報などを収集するとともに、収集した資料を調査・行政指導に的確に活用しました。</p> <p>このように、法定資料の適正な提出の確保を図るとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の積極的な収集に取り組み、調査・行政指導において活用したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、新たな資産運用手法や取引形態等に関する資料情報、インターネットを利用した電子商取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する資料情報などの積極的な収集及び効果的・効率的な活用について、更に充実させてまいります。</p>
	施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	<p>測定指標の達成度は「○」であったものの、新たな資産運用手法や取引形態等の把握のため、日進月歩するシェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報などの収集に今後も積極的に取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

業1-3-1-1に係る参考情報

参考指標 1 : 資料情報の収集枚数

(単位:千枚)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
法定資料	362,693	363,391	342,866	369,755	N. A.
上記以外の資料	151,626	147,752	164,506	108,752	N. A.
合計	514,319	511,143	507,372	478,507	N. A.

(出所) 課税部課税総括課調

(注) 令和2事務年度の数值は、令和3年11月頃に確定するため、令和3事務年度実績評価書に掲載予定です。

参考指標 2：法定監査の実施状況
(単位：件)

事務年度	令和2年度
不動産の使用料等	906
不動産の譲受けの対価	751
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料	424
報酬、料金、契約金及び賞金	1,012
給与所得の源泉所得票	982
計	4,075

(出所) 課税部課税総括課調

(注) 令和2年度は暫定値です。

施策	業1-3-1-2：的確な調査事務の運営						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]業1-3-1-2-A-1：調査関係事務の割合 (単位：%)						
	事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	60	60	60	65	65	○
	実績値	63.9	64.4	64.6	58.1	55.9	
(出所) 課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調							
(注) 「調査関係事務」とは、①実地調査(納税者の事業所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務)や、実地調査以外の調査(納税者に来署を依頼し帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務)のほか、②行政指導として行う事務(提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等)などをいいます。							
(目標値の設定の根拠)							
的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。							
(目標の達成度の判定理由)							
的確な調査・行政指導を実施するため、各種事務の見直しなどにより、調査関係事務量を可能な限り確保しました。また、大口・悪質な納税者に対する深度ある調査と、書面等による簡易な接触を適切に組み合わせるなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。							
調査等の実施に際しては、原則として納税者に調査日時等をあらかじめ通知することで納税者の負担軽減と事務の効率性に配慮しました。また、所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目との同時調査・同時処理を実施するよう取り組みました。							
調査では、誤りを指導して是正するだけでなく、その内容を納税者に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配慮しました。また、修正申告の勧奨に当たっては、修正申告に伴う法的効果を確実に教示し、修正する必要がある内容を丁寧に説明しました。更に、修正申告には至らないものの、今後の申告や帳簿書類の備付け、記録・保存に関して指導事項がある場合は、その内容を説明し、納税者が税務に関する知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう取り組みました。							
一方、令和2事務年度は、令和元事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限を延長しました。							
また、課税調査についても、感染症拡大防止の観点から納税者の状況に配慮した上で実施しましたが、感染症の感染拡大状況に応じ、抑制的に実施したことから、調査関係事務の割合は約55.9%と目標値を下回りました。							
他方で、システムを活用した申告実績や資料情報の分析等により、調査必要度の高い納税者を適切に抽出して深度ある調査を実施した結果、実地調査による調査1件当たりの申告漏れ所得金額や追徴税額は前年より増加しました。							
新型コロナウイルス感染症の影響により、目標を達成することはできませんでしたが、調査を抑制していた期間においても納税者の状況に配慮しつつ、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下したほか、申告実績や過去の調査実績、各種資料情報等のデータを活用した納税者管理の精緻化や深度ある事案選定など、「的確な調査事務の運営」に資する事務を実施したことなどを総合的に勘案して、達成度は「○」としました。							
今後も、内部事務のセンター化等の施策を実施していくことにより調査事務量を確保し、更なる効果的・効率的な調査事務運営の実施を目指します。							

測定指標 (定量的な指標)	[主要]業1-3-1-2-A-2：調査関係事務の割合（調査課分）						（単位：％）	
	事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度	
	目標値	85	85	85	85	85	○	
	実績値	86.1	86.1	86.6	85.4	85.5		
<p>（出所）調査査察部調査課調</p> <p>（注1）調査課は、調査課所管法人の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。</p> <p>（注2）目標値及び実績値については、平成29年度以前は、会計年度での割合を表示しています。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>上記A-1記載のとおり効果的・効率的な調査事務運営を推進する一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や感染症対策の政府方針等を踏まえ、令和2事務年度においては、納税者の理解と協力の下、臨場や対面の回数を必要な範囲で最小限とし、電話や書面により確認を行うほか、納税者のWeb会議システム等を活用するなど、納税者の状況に配慮して調査を実施しました。</p> <p>こうした取組の結果、調査関係事務割合は85.5%となり、目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、税務に関するコーポレートガバナンスの充実をはじめとした協力的手法の推進と調査の重点化を通じて、更なる効果的・効率的な事務運営の実施を目指します。</p>								
測定指標 (定性的な指標)	業1-3-1-2-B-1：大法人の税務コンプライアンスの維持・向上							
	目標	大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進するため、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の際には、取組状況を的確に把握した上で経営責任者等と意見交換を実施するなど、各種取組を行います。					達成度	
			<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>各業界や地域経済に及ぼす影響が大きい大法人に対して、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を促進することは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>					
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>大法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、経営責任者等と意見交換を行うなど、その充実に向けた取組を推進するとともに、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好である法人の調査時期を延長し、より調査の必要性が高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど適正な課税の実現に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、的確な調査を行うほか、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が重要であることか</p>					○	

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>ら、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、調査終了時に経営責任者等と意見交換を行うなど、その充実に向け取り組みました。</p> <p>なお、調査課では、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を含む各種要素の分析に基づき個々の法人の税務リスクを判定し、その税務リスクに応じて調査時期や調査体制等を決定する仕組みを構築することとしており、その仕組みとの整合性を図る観点から、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について次のとおり見直しを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時期の延長等の発展的解消 ・ 自主開示の要請の廃止 ・ 評価結果の伝達 ・ 公表内容の充実 <p>このように、大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進したことから、達成度は「○」としました。</p>
	施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	<p>上記のとおり、全ての測定指標の達成度は「○」としましたが、測定指標「業1-3-1-2-A-1」は、新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情により目標値を下回っていることから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

業1-3-1-2に係る参考情報

- 新型コロナウイルス感染症による調査関係事務への影響
令和元事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症により調査関係事務に影響があり、参考指標の数値もこのような状況を踏まえた結果となっています。

参考指標 1：税務調査等の件数及び追徴税額等 (単位：千件、億円)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査等の件数	内229 871	内234 847	内236 832	内189 594	内69 634
非違があった件数	564	550	540	389	364
追徴税額	4,526	4,364	4,391	4,064	2,669

(出所) 課税部消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調

(注1) 「調査等の件数」の内書きは、個人課税課、資産課税課において、比較的容易に申告額等の適否の確認及び非違事項の是正ができる納税者に対して、文書・電話又は来署依頼による面接等により行った簡易な接触を除いた件数です。

(注2) 令和2年度は暫定値です。また、令和元年度の計数を令和元事務年度評価書から修正しました。

参考指標 2：所得税の1件当たりの申告漏れ所得金額 (単位：千円)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
所得金額	1,372	1,452	1,481	1,829	12,533

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 令和2年度は暫定値です。また、令和元年度の計数を令和元事務年度評価書から修正しました。

(注2) 令和元年度以前は、比較的容易に申告額等の適否の確認及び非違事項の是正ができる納税者に対して、文書・電話又は来署依頼による面接等により行った簡易な接触を含んで算出しています。また、令和元年度における簡易な接触を除いて算出した金額は9,451千円となります。

参考指標 3：相続税の1件当たりの申告漏れ課税価格 (単位：千円)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
課税価格	27,198	28,014	28,384	28,662	34,961

(出所) 課税部資産課税課調

(注1) 令和2年度は暫定値です。

(注2) 比較的容易に申告額等の適否の確認及び非違事項の是正ができる納税者に対して、文書・電話又は来署依頼による面接等により行った簡易な接触を除いて算出しています。

参考指標 4：法人税の1件当たりの申告漏れ所得金額 (単位：千円)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
所得金額	5,071	5,540	5,451	6,202	10,667

(出所) 課税部法人課税課調

(注) 令和2年度は暫定値です。

参考指標 5：消費税1件当たりの追徴税額 (単位：千円)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
追徴税額	463	460	475	573	581

(出所) 課税部個人課税課、法人課税課調

(注) 令和2年度は暫定値です。また、令和元年度の計数を令和元事務年度評価書から修正しました。

参考指標 6：調査課所管法人に係る税務調査の件数及び追徴税額等 (単位：件、億円)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査件数	2,643	2,591	2,422	2,088	1,163
非違があった件数	2,113	2,070	1,954	1,751	1,026
追徴税額	645	788	804	598	626

(出所) 調査査察部調査課調

(注1) 令和2年度は暫定値です。

(注2) 平成29年度以前は、会計年度での件数及び追徴税額を表示しています。

参考指標 7：調査時期の延長等対象法人数 (単位：社)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度
対象法人数	97	97	90

(出所) 調査査察部調査課調

施策	業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-3-1-3-B-1：大口・悪質な不正事案等への的確な対応		
	目標	<p>大口・悪質な不正事案等に対して、的確な調査等を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 高額な所得が見込まれるにもかかわらず申告額が少ないと認められる納税者や、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすこととなります。このような納税者に対する的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 大口・悪質な不正事案等に対して、その事案等に応じた適切な調査体制を編成し、必要な日数を確保した上で積極的に調査を実施しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 広域的に事業展開する納税者や複数税目に関係する納税者で課税上問題があると見込まれる者、常習的に不正を繰り返す調査困難な納税者に対しては、実態を十分に把握した上で、その実態に応じた適切な調査体制を編成し、積極的に調査を行いました。 また、無申告事案については、有効な資料情報の収集や既存資料の活用を図ることなどにより、その把握に努めるとともに、調査の必要性が高いと認められる事案に対しては、時期を失せず積極的に調査に取り組むことで、的確かつ厳正な課税処理を実施しました。 このように、大口・悪質な不正事案等に対して、必要な日数を確保した上で、積極的に調査に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 今後も、適正かつ公平な課税を実現するため、引き続き、内部事務の効率化を図り更なる調査事務量の確保に努めるとともに、積極的な調査の実施を目指します。</p>	○
	[主要]業1-3-1-3-B-2：国際化や新分野の経済活動への的確な対応		
	目標	<p>国際化や新分野の経済活動など、国税当局による把握が困難な事案に対して、的確な調査を行います。 また、職員の国際課税等に係る調査能力向上のための取組を実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 国際取引や新分野の経済活動など国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 取引実態の把握が困難な国際取引やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動などについて、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査を実施しました。 また、職員の国際課税等に係る調査能力の向上を図るため、研修の実施や調査指導を行いました。</p>	○

実績及び目標の達成度の判定理由

（目標の達成度の判定理由）

国際化の進展への対応としては、資料情報の収集を組織横断的に行うとともに、調査部署において国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換（用語集参照）制度などを効果的に活用するなど、深度ある調査に取り組み、厳正に対処しました。その際、審理担当部局を含めた関係部署が一体となって、課税上の問題を多角的な視点から幅広く検討しました。

特に、各国の税制や租税条約（用語集参照）の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避行為に対しては、関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局に設置した統括国税実査官（国際担当）及び国際調査課等が中心的役割を果たし、組織横断的な情報収集、実態解明等を実施しました。

共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）（用語集参照）に基づき諸外国の税務当局から受領した日本人居住者の金融口座情報（CRS情報）については、国外送金等調書や国外財産調書といった各種調書や既に保有している他の資料情報と併せて分析を行い、海外取引や海外資産を的確に把握しました。

その上で、課税上問題があると見込まれる納税者を把握した場合には、積極的に調査を実施しました。

富裕層については、関係個人・法人を一体的に捉えて管理を行い、国外財産調書等と併せてCRS情報を分析することで、資産運用から生じた運用益を的確に把握しました。

その上で、計画的に連携調査を実施するなど組織横断的な調査体制を編成し、積極的に調査を実施するとともに、把握した情報については、将来の相続税の適正課税に向けて、確実に蓄積しました。

また、移転価格税制（用語集参照）については、より効率的・効果的な執行の観点から事務運営の見直しを行い、的確な執行に取り組みました。

更に、事前確認（用語集参照）については、より円滑に処理が行われるよう審査部局と相互協議（用語集参照）部局の連携を緊密に行うなど事務の効率化等に取り組みました。

ICT化やその進展に伴うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動に的確に対応していくために、電子商取引専門調査チームを中心として組織横断的に国税局と税務署の関係部署が一体となり、増加するインターネット取引等をはじめとした電子商取引やその他新分野の取引に着目した資料情報の収集に取り組みました。

その上で、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、積極的に調査に取り組みました。

職員の調査能力の向上を図るため、国際課税に関しては、税務大学校において国際課税に関する法規などの研修や税目ごとの国際実務研修を実施したほか、税務署国際税務専門官による税務署職員への調査指導などを行いました。

ICT化に関しては、先端領域における電子商取引の実態把握及び調査手法の開発を行い、これらの情報を積極的に提供するなどして職員全体の能力向上を図りました。

このように、国際取引や新分野の経済活動などについて、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査に取り組むとともに、職員の能力向上にも努めたことから、達成度は「○」としました。

今後も、国際化及びICT化の急速な進展に的確に対応するために、引き続き、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査に取り組むとともに、職員の調査能力の向上を図ります。

施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、社会・経済状況の変化に対応した調査等に一層的確に取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

業1-3-1-3に係る参考情報

- 新型コロナウイルス感染症による調査関係事務への影響
令和元事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症により調査関係事務に影響があり、参考指標の数値もこのような状況を踏まえた結果となっています。

参考指標 1：無申告事案の1件当たりの追徴税額（所得税・相続税・法人税・消費税） (単位：万円)

事務年度	令和元年度	2年度
所得税	237	292
相続税	897	1,321
法人税	325	363
消費税	個人	192
	法人	351

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、消費税室調
(注) 令和2年度は暫定値です。

参考指標 2：消費税還付申告法人に対する追徴税額 (単位：億円)

事務年度	2年度
追徴税額	219

(出所) 課税部法人課税課

参考指標 3：富裕層に係る申告漏れ所得金額 (単位：億円)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度
所得金額	763	789	481

(出所) 課税部個人課税課調
(注) 令和2年度は暫定値です。また、令和元年度の計数を令和元事務年度評価書から修正しました。

参考指標 4：海外取引を行っている者に係る申告漏れ所得金額（所得税） (単位：億円)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
所得金額	541	977	849	948	461

(出所) 課税部個人課税課調
(注) 令和2年度は暫定値です。また、令和元年度の計数を令和元事務年度評価書から修正しました。

参考指標 5：海外資産に係る申告漏れ課税価格（相続税） (単位：億円)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
課税価格	52	70	58	77	30

(出所) 課税部資産課税課調
 (注) 令和2年度は暫定値です。

参考指標 6：海外取引等に係る申告漏れ所得金額（法人税） (単位：億円)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
所得金額	2,210	3,670	6,968	2,411	1,548

(出所) 課税部法人課税課、調査査察部調査課調
 (注) 令和2年度は暫定値です。

参考指標 7：インターネット取引を行っている個人に係る申告漏れ所得金額 (単位：億円)

事務年度	令和元年度	2年度
所得金額	237	163

(出所) 課税部個人課税課調
 (注) 令和2年度は暫定値です。また、令和元年度の計数を令和元事務年度評価書から修正しました。

施策	業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-3-1-4-B-1：悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施	
	目標 社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、厳正な査察調査を実施し、検察当局との連携も図りながら、刑事訴追を求めます。 (目標の設定の根拠) 組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、重点事案 ^(注) の積極的な立件・処理に取り組むことによって、悪質な脱税者に対し刑事責任を追及することは、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。 (注) 重点事案とは、消費税事案、無申告事案、国際事案及びその他社会的波及効果が高いと見込まれる事案をいいます。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由 (実績) 関係各部及び検察当局等と連携し、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組み、厳正な査察調査を実施しました。 (目標の達成度の判定理由) 悪質な脱税者に厳正に対処しつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で、効果的かつ効率的な査察調査の実施に努めました。 その上で、関係各部及び検察当局等と連携し、消費税の輸出免税制度を悪用した不正受還付事案や海外法人に対して架空原価を計上した国際事案を告発したほか、いわゆる貧困ビジネスや訪日外国人旅行者に人気のリゾート地における不動産事案など、社会的波及効果の高い事案を告発したことから、達成度は「○」としました。 しかしながら、経済取引の広域化・国際化及びICT化等に伴い、脱税の手段・方法も複雑・巧妙化しており、告発に向けた証拠収集が困難化するなど、査察を取り巻く環境は厳しい状況にあります。 そのような状況に対して、各種情報に係るデータを活用した事案の発掘に積極的に取り組んだほか、デジタルフォレンジック用機材を活用した電	○

		子機器等の電磁的記録の証拠保全及び解析や、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度の活用による不正資金の解明を行うなどの確に対応しました。引き続き、社会的非難に値する悪質な脱税者へのより一層的確な査察調査に取り組んでいく必要があると考えています。	
施策についての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、査察を取り巻く厳しい環境の下、経済社会情勢の変化にも的確に対応し、悪質な脱税者に対してより一層的確な査察調査を実現する必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業 1-3-1-4 に係る参考情報

○ 新型コロナウイルス感染症による調査関係事務への影響

令和元事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症により調査関係事務に影響があり、参考指標の数値もこのような状況を踏まえた結果となっています。

参考指標 1：査察調査の件数等

(単位：件、億円)

会計年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
処理	件数	193	163	182	165	113
	脱税額	161	135	140	120	91
告発	件数	132	113	121	116	83
	脱税額	127	100	112	93	69

(出所) 報道発表資料 (令和3年6月 調査査察部査察課)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/sasatsu/r02_sasatsu.pdf)

参考指標 2：税目別告発事件の件数等

(単位：件、%)

会計年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
所得税	件数	27	19	14	17	8
	割合	20	16	12	15	10
法人税	件数	79	61	55	64	55
	割合	60	54	45	55	66
相続税	件数	2	3	1	0	0
	割合	2	3	1	0	0
消費税	件数	23	27	41	32	18
	割合	17	24	34	27	22
源泉 所得税	件数	1	3	10	3	2
	割合	1	3	8	3	2
合 計	件数	132	113	121	116	83
	割合	100	100	100	100	100

(出所) 報道発表資料 (令和3年6月 調査査察部査察課)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/sasatsu/r02_sasatsu.pdf)

参考指標 3：税目別告発事件の1件当たりの脱税額

(単位：百万円)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
所得税	85	103	91	95	111
法人税	82	93	81	88	70
相続税	241	129	241	0	0
消費税	147	65	95	62	113
源泉所得税	46	84	130	19	92
1件当たり平均	96	89	92	80	83

(出所) 報道発表資料(令和3年6月 調査査察部査察課)及び調査査察部査察課調

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/sasatsu/r02_sasatsu.pdf)

参考指標 4：重点事案の告発件数

(単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
消費税事案	内11 23	内12 27	内16 41	内11 32	内9 18
無申告事案	17	21	18	27	13
国際事案	21	15	20	25	27

(出所) 報道発表資料(令和3年6月 調査査察部査察課)及び調査査察部査察課調

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2021/sasatsu/r02_sasatsu.pdf)

(注) 消費税事案の内書は、消費税受還付事案の件数を表示しています。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(業1-3-1-1：有効な資料情報の収集)

法定資料の適正な提出を確保するため、提出義務者に対する提出義務の周知や未提出者に対する法定監査等を実施します。また、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等を把握するため、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報などの資料情報の収集に積極的に取り組みます。

(業1-3-1-2：的確な調査事務の運営)

ICT化・外部委託化などの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と書面でのお尋ねなどの簡易な接触を適切に組み合わせて実施することにより、効果的・効率的な事務運営の推進に取り組みます。

(業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組)

大口・悪質な不正事案等に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施します。

また、国際取引や電子商取引など国税当局による取引の把握が困難な事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査に取り組みます。

(業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施)

現下の経済社会情勢も踏まえつつ、社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対して、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査の実施に努めます。

評価結果の反映

財務省政策評価懇談会における意見			
実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策	該当なし		
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国税庁レポート2021（令和3年6月国税庁）、令和2年度査察の概要（令和3年6月国税庁）		
前事務年度実績評価結果の施策への反映状況	<p>（業1-3-1-1：有効な資料情報の収集） 法定資料の適正な提出を確保するため、提出義務者に対する提出義務の周知や未提出者に対する法定監査等を実施しました。また、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引のグローバル化・デジタル化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな資産運用手法や取引形態等を把握するため、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報などの資料情報の収集に積極的に取り組みました。</p> <p>（業1-3-1-2：的確な調査事務の運営） ICT化・外部委託化などの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と書面でのお尋ねなどの簡易な接触を適切に組み合わせて実施することにより、効果的・効率的な事務運営の推進に取り組みました。 また、「大法人の税務コンプライアンスの維持・向上」については、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好である法人の調査期間を延長し、より調査の必要性が高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど適正な課税の実現に取り組みました。</p> <p>（業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組） 大口・悪質な不正事案等に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施しました。 また、国際取引や電子商取引など国税当局による取引の把握が困難な事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査に取り組みました。</p> <p>（業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施） 現下の経済社会情勢も踏まえつつ、社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対して、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査の実施に努めました。</p>		
担当部局名	課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、調査査察部（調査課、査察課）	実績評価実施時期	令和3年10月

業績目標 1-3-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

〔期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対し滞納処分を執行するなどにより徴収します。〕

上記目標の概要	<p>期限内収納の実現に向けた各種施策の実施や滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。</p> <p>このため、期限内収納の実現に向けた積極的な広報・周知に取り組むとともに、期限内に納付しない納税者に対して滞納処分を執行することなどにより、確実な徴収を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施 業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組 業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営 業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組 業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収</p>
業績目標1-3-2についての評価結果	
業績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>施策「業1-3-2-1」、「業1-3-2-2」、「業1-3-2-4」及び「業1-3-2-5」の評定は「s 目標達成」でしたが、「業1-3-2-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
業績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>期限内収納の実現に努めるとともに、滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収を実現するために重要で必要な取組です。</p> <p>大口・悪質、処理困難事案について、適時にプロジェクトチームを編成し組織的な対応を図るなど、滞納の整理促進に取り組みました。</p> <p>集中電話催告センター室（用語集参照）においては、新規発生滞納事案へ早期に催告を実施し、必要に応じて夜間に催告を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。</p> <p>なお、令和2事務年度は、令和元事務年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、滞納整理に当たっては、納税の猶予等の納税緩和制度の適用を優先して実施したほか、集中電話催告センター室においては、その機能を切り替えて納税の猶予等の相談に親切・丁寧に対応しました。</p> <p>(令和2年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集中電話催告システム なし。 <p>(注) 集中電話催告システムについては、令和2年1月に徴収システム（用語集参照）に統合しました。</p>

施策	業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施						
測定指標（定量的な指標）	[主要]業1-3-2-1-A-1：キャッシュレス納付の利用状況 (単位：%)						
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	/					26
	実績値	/					29.3
<p>(出所) 徴収部管理運営課調 (注1) 数値は、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合です。 (注2) 「キャッシュレス納付」(用語集参照)とは、納付書を使用しない非対面の納付方法である①振替納税、②ダイレクト納付(用語集参照)、③インターネットバンキング等による電子納税及び④クレジットカード納付をいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠) キャッシュレス納付の推進に向けた取組を測定するため、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値及び中長期目標として令和7年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指していることを考慮し設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 日本銀行・金融機関や地方団体等の関係機関とも連携し、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や広報・周知を強化・推進するとともに、個人の方のダイレクト納付利用届出書や振替依頼書のe-Taxでの提出を可能とする既存の納付手段の機能改善を図るなど、国税納付の更なるキャッシュレス化を推進することにより、納税者利便の向上と事務の効率化を図りました。 こうした取組の結果、キャッシュレス納付の利用状況は29.3%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 今後、更なる納税者利便の向上を図るため、近年利用が拡大しているスマートフォンを使用した決済サービスの導入を予定しており、国税納付のキャッシュレス化の推進を図っていくこととしています。</p>							
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-3-2-1-B-1：期限内収納を確保するための取組						
	目標	期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報・周知、振替納税(用語集参照)の利用勧奨及び振替日の周知等の各種施策を実施します。					達成度
		(目標の設定の根拠) 国税庁ホームページや地方公共団体、税理士会、関係民間団体、業界団体等の各種広報媒体や説明会などを活用した期限内納付に関する広報・周知、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等を実施することは、期限内収納を確保するために重要であることから目標として設定しています。					
実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 期限内納付の広報周知や個人の新規納税者に重点を置いた振替納税の利用勧奨などの施策を、納税者の態様に応じて的確に実施したほか、振替不能を防止するための各種施策を実施しました。 また、ダイレクト納付については、利用勧奨を積極的に行ったほか、未対応の金融機関に対して、利用可能となるよう要請を行うなど、利用促進に向けて取り組みました。					○	

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	(目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、期限内収納の確保を図るため、①各種広報媒体や説明会等を通じた期限内納付に関する広報周知、②個人の新規納税者に重点を置いた振替納税の利用勧奨、③振替不能を防止するための振替日の周知などの各種施策を、納税者の態様に応じて的確に実施しました。 また、納付しやすい環境整備という観点から、引き続き電子納税(用語集参照)の利用促進に取り組みました。 特に、ダイレクト納付については、納税者のニーズを見極めつつ積極的に利用勧奨を行ったほか、未対応の金融機関に対応を要請するなど利用拡大に向けた取組を継続した結果、令和2年度には約192万件(前年度: +38万件、前年比124.7%)の利用がありました。 このように、期限内収納の確保を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 今後も、引き続き納付手段の多様化を検討し納付しやすい環境の整備に取り組むとともに、税務行政の効率化や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付の推進に取り組みます。	
		施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業1-3-2-1に係る参考情報

参考指標 1: キャッシュレスによる納付状況
(単位: 万件)

会計年度		令和元年度	2年度
電子納税	インターネットバンキング等	347	464
	ダイレクト納付	154	192
振替納税		616	605
クレジットカード納付		31	43
合計		1,148	1,304

(出所) 徴収部管理運営課調

施策	業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-3-2-2-B-1：滞納を未然に防止するための取組		
	目標	<p>滞納を未然に防止するため、期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の各種施策を実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめはがき等で期限内納付を促すことや、期限までの納付がない納税者に対して、督促状を発する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納を未然に防止するために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>滞納の未然防止を図るため、関係民間団体等に対する期限内納付に関する広報周知依頼の実施や納期限前後における文書や電話での納付指導の実施などの各種施策に取り組みました。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付困難な納税者に対して、納税の猶予等の納税緩和制度の周知を納付指導に併せて行いました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>上記実績のとおり、滞納の未然防止を図るため、局署一体、挙署一体となって、納税者の態様に応じて期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の取組を積極的に行いました。</p> <p>また、賦課部門による調査時の納付しようや予納制度（用語集参照）の積極的な利用勧奨を行うなど、賦課部門とも連携しつつ滞納の未然防止に取り組みました。</p> <p>こうした取組等の結果、国税の滞納発生割合は0.9%となりました。</p> <p>このように、滞納の未然防止を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業1-3-2-2に係る参考情報

参考指標 1：国税の滞納発生割合

(単位：%)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
滞納発生割合	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 滞納発生割合とは、当該年度に発生した滞納税額（地方消費税額を除いています。）を当該年度の徴収決定済額（地方消費税額を除いています。）で割ったものです。

施策	業1-3-2-3 : 効果的・効率的な徴収事務の運営					
	[主要]業1-3-2-3-A-1 : 滞納整理事務の割合 (単位 : %)					
事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	80	80	80	80	80	○
実績値	84.4	82.8	82.5	76.4	75.6	
測定指標 (定量的な指標)	<p>(出所) 徴収部徴収課調 (注1) 数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。 (注2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売(用語集参照)等の事務をいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として、滞納整理事務の割合を設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 滞納の整理促進を図るため、内部事務の合理化・効率化に取り組むとともに、限られた人的資源を効果的・効率的に配分し、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保しました。また、徴収システムの各種機能を活用して、限られた事務量の最適な配分に取り組むとともに、滞納事案の進行管理の充実を図るなど、これまで以上に滞納事案の総体的及び個別的進行管理を適切に実施しました。 しかし、令和2事務年度は、令和元事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難となった納税者からの猶予等の相談や猶予申請への対応を最優先し滞納整理を相当抑制したことや、政府による緊急事態宣言の発令に伴う出勤抑制等により、滞納整理に投下する事務量が減少しました。 なお、令和2年3月以降、納税の猶予(特例猶予(用語集参照)を含みます。)などの納税緩和制度の適用に関する業務を最優先に実施する方針に転換した結果、令和2年4月から令和3年2月までに適用した特例猶予は、約32万件、約1.5兆円^(注1・2)となっております。これらの猶予申請等への対応は、業績目標「期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組」の必要性の根拠である「国税の適正・公平な徴収の実現」に資するものです。 上記のとおり、令和2事務年度の滞納整理事務の割合は75.6%となり、目標達成には及びませんでした。その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、また、事務量を納税緩和制度の適用に最優先に投下したことは、上位目標の実績目標(小)1-3「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」の趣旨に沿った対応でもあることを総合的に勘案し、達成度は「○」としました。 今後も、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、滞納の整理促進を図る観点から、必要な滞納整理事務量の確保に努めます。 (注1) 令和3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象。納期限までに申請(税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。)され、令和3年3月31日までに許可したものです。 (注2) 既存の猶予制度の適用件数・税額は含まれていません。</p>					

測定指標 (定量的な指標)	業1-3-2-3-A-2：集中電話催告センター室における催告回数 (単位：千回)						
	事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	1,950	2,000	2,000	2,000	2,000	○
実績値	2,196	2,291	2,101	1,431	1,345		
<p>(出所) 徴収部徴収課調</p> <p>(目標値の設定の根拠) 新たに発生する滞納事案等について、限られた人員の下、早期かつ反復的に電話催告等を行うことは、滞納の整理促進を図る上で効果的・効率的であることから、催告回数を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 大量・反復的に発生する新規発生滞納事案に対し、早期かつ反復的に催告を実施するとともに、必要に応じて、日中に応答のない滞納者に対して夜間や閉庁日(日曜日)に催告を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 令和2事務年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難な納税者の増加を考慮し、集中電話催告センター室の機能を「国税局猶予相談センター」に切り替えて運用し、個々の相談に対し親切・丁寧な対応等を行いました。その結果、令和2年7月から令和3年6月までに合計133千件の納付相談を受け付けました。このほか、集中電話催告センター室では、特例猶予の期限が到来する納税者に対し、期限到来前にはがき等により連絡し、新型コロナウイルス感染症の影響等により納付が困難という場合には、既存の猶予制度を案内する、といった取組を行いました。 (注) 令和2年4月から令和3年2月までに適用した特例猶予は、約32万件、約1.5兆円。 こうした取組もあり、令和2事務年度の催告回数は減少し、1,345千回となりました。目標達成には及びませんでした。その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、また、集中電話催告センター室の機能を「国税局猶予相談センター」に切り替えて運用したことは、上位目標の実績目標(小)1-3「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」の趣旨に沿った対応でもあることを総合的に勘案し、達成度は「○」としました。 集中電話催告センター室においては、今後も、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、効果的・効率的な滞納整理を行う観点から、早期かつ反復的に電話催告等に取り組みます。</p>							
施策についての評定		a 相当程度進展あり					
評定の理由	上記のとおり測定指標の達成度は「○」としましたが、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情により目標値を下回っていることから、「a 相当程度進展あり」としました。						

業1-3-2-3に係る参考情報

参考指標 1：集中電話催告センター室における完結件数 (単位：件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
処理件数	599,032	592,007	589,322	499,705	576,471

(出所) 徴収部徴収課調

施策	業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-3-2-4-B-1：滞納の整理促進への取組		
	目標	<p>滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>滞納処分の実行は、納税者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。</p> <p>大口・悪質事案、処理困難事案に対しては、適正な納税義務の履行を確保するため、厳正かつ毅然とした対応を行うとともに、消費税滞納事案を確実に処理するなど、滞納の整理促進に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>令和2事務年度の滞納整理に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、納税者の状況に配慮し抑制的に対応しました。また、特例猶予について、積極的な周知・広報を行うとともに、納税者の方から相談があった場合は、納税者の置かれた状況や心情に十分配慮して、納税の猶予等の納税緩和制度の迅速かつ柔軟な適用に努めました。</p> <p>一方で、納付の意思が認められないような滞納者には厳正な滞納処分を行うなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。</p> <p>大口・悪質事案、処理困難事案については、厳正かつ毅然とした対応を行うこととし、差押え等の滞納処分を実施するとともに、詐害行為取消訴訟（用語集参照）の提起等の法的手段を積極的に活用するなど、着実な整理促進を図りました。また、滞納整理の過程において、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪（用語集参照）に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、特に厳正に対処しました。</p> <p>更に、国際的な租税の徴収回避に対しては、資料情報の活用などにより国外財産を把握し、租税条約の要件に該当するものについて確実に徴収共助（用語集参照）の要請を行いました。</p> <p>こうした取組の結果、令和2年度の全税目の滞納整理中のものの額（滞納残高）は8,286億円となり、その内消費税の滞納整理中のものの額（滞納残高）についても3,245億円となりました。</p> <p>このように、滞納の整理促進を図るため各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業1-3-2-4に係る参考情報

○ 滞納整理中のものの状況等

令和2年度の租税滞納状況は、全税目の滞納残高（滞納整理中のものの額）は8,286億円となっています。

参考指標 1：租税滞納の状況

①滞納整理中のものの額等 (単位：億円)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
新規発生滞納額 (内消費税)	6,221 (3,758)	6,155 (3,633)	6,143 (3,521)	5,528 (3,202)	5,916 (3,456)
整理済額 (内消費税)	7,024 (3,997)	6,595 (3,706)	6,555 (3,644)	6,091 (3,438)	5,184 (2,879)
滞納整理中のものの額 (内消費税)	8,971 (3,100)	8,531 (3,028)	8,118 (2,904)	7,554 (2,668)	8,286 (3,245)

(出所) 報道発表資料(令和3年8月 徴収部徴収課調) (<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0021007-113.pdf>)

(注) 地方消費税額を除いています。また、各々の計数において、億円未満を四捨五入しているため、差引きは一致しません。

②累積・長期事案 (単位：億円)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
滞納整理中のもののうち発生後5年超の額	4,427	4,160	3,723	3,482	3,396

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 地方消費税額を除いています。

参考指標 2：滞納人員 (単位：人)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
滞納人員	601,875	563,771	529,103	435,575	553,658

(出所) 徴収部徴収課調

参考指標 3：納税の猶予及び換価の猶予の処理件数

(単位：件)

事務年度	令和元年度	2年度
納税の猶予	102,044	237,210
換価の猶予	職権	34,533
	申請	46,894

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 納税の猶予には、特例猶予（令和2年4月から令和3年2月まで）の数字を含みます。

参考指標 4：差押件数 (単位：件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
差押件数	557,580	896,087	714,628	391,381	15,293

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 差押件数は、令和元年度以前の計数は、差し押さえた財産の数量を集計しているため、年度によって増減

があります。令和2年度からは、より適切に実績を評価するため、換価を行う単位で集計するよう、集計方法を変更しています。令和元年度の集計方法に基づく令和2年度の差押件数は491,612件になります。

参考指標 5：公売公告物件数

(単位：件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
処理件数	7,248	6,276	5,907	5,298	2,115

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 公売公告物件数については、一度に多数差し押さえた同種の財産を公売する場合等があるため、年度によって増減があります。

参考指標 6：原告訴訟（用語集参照）事件の処理件数

(単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
発生件数	158	167	151	115	102
終結件数	154	178	146	130	104
終結件数のうち勝訴件数	154	178	146	129	102
繰越件数	48	37	42	27	25

(出所) 徴収部徴収課調

施策	業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-3-2-5-B-1：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	
	目標	<p>厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化を図るとともに、国税庁が有するノウハウと専門性を生かして徴収することは、年金保険料の的確な徴収のために重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働大臣から委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、日本年金機構において、納付の猶予等の適用を優先して実施するため、国税庁への強制徴収委任を一時停止する等の措置を講じたことから、委任を受けたものではありませんでしたが、これまでに委任を受けた年金保険料の的確な徴収に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成	

評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。
-------	-------------------------------------

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p>(業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施) 期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報周知、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施します。</p> <p>(業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組) 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する税金について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発付する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。 併せて、納税の猶予等の納税緩和制度の周知を図ります。</p> <p>(業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営) 徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施します。</p> <p>(業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組) 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失を受けた方や納税が困難な方に対しては、法令等に基づき、納税の猶予等の納税緩和制度を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応します。 また、適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案等について、厳正・的確な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を図ります。 なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応します。</p> <p>(業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収) 厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任を受けた事案については、引き続きノウハウと専門性を生かし、年金保険料を的確に徴収します。</p>
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

実績目標に係る 予算額等	区分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		474,105	379,188	-	-
		補正予算		0	0	-	-
		繰越等		0	0	-	-
		合計		474,105	379,188	-	-
執行額(千円)			468,454	372,095	-	-	

(注1) 令和元年度予算額については、統合に伴うシステム廃止により運用期間が短縮した結果、予算額が減少しました。
 (注2) 令和2年度以降については、システム統合により、徴収システムの機能となりましたので、国税総合管理 (KSK) システム予算として計上しています。

(概要)

集中電話催告システムの整備費等に必要な経費

業績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	該当なし
--	------

実績評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	国税庁レポート2021 (令和3年6月国税庁)、令和2年度租税滞納状況について (令和3年8月国税庁)
--	---

前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況	<p>(業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施) 期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報周知、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施しました。</p> <p>(業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組) 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する税金について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発付する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止に取り組みました。 併せて、納税の猶予等の納税緩和制度の周知を実施しました。</p> <p>(業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営) 徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 なお、令和元事務年度に引き続き、集中電話催告センター室の機能を「国税局猶予相談センター」に切り替えて運用し、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な納税者からの相談に対し親切・丁寧な対応等を行いました。</p> <p>(業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組) 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失を受けた方や納税が困難な方に対しては、法令等に基づき、納税の猶予等の納税緩和制度を迅速かつ柔軟に適用するなど、引き続き、適切に対応しました。 また、適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案等について、厳正・的確な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を実施しました。 なお、差押えや公売等の滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して実施しました。</p> <p>(業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収) 年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任を受けた事案については、引き続きノウハウと専門</p>
---------------------------------------	--

	性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。		
担当部局名	徴収部（管理運営課、徴収課）	実績評価実施時期	令和3年10月

業績目標 1-3-3：不服申立てへの取組

〔 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。 〕

上記目標の概要

国税における不服申立制度は、簡易・迅速かつ公正な手続により、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。

このため、納税者の理解と信頼を得られるよう、不服申立ての適正・迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。

(上記目標を達成するための施策)

業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理

業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実

業績目標1-3-3についての評価結果

業績目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

施策「業1-3-3-2」の評定は「s 目標達成」でしたが、「業1-3-3-1」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

業績の分析

(必要性・有効性・効率性等)

簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図ることは、税務行政の適正な執行を担保する上で重要かつ必要な取組です。

再調査の請求については、①原処分理由等の的確な整理、②再調査の請求事務の優先的な処理及び的確な進行管理、③早期処理等についての再調査の請求人への協力依頼、④各国税局審理課等による的確な指導に取り組んだことにより、適正・迅速に処理しました。

審査請求については、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点の確認表を作成・交付するなど、国税審判官等が審理の手続や審理状況の透明性に配慮するとともに、適切な進行管理を行ったことにより、適正・迅速に処理しました。

裁決事例のホームページへの公表に当たっては、公表事例がより有用なものとなるよう、裁決事例ごとに過去の参考判例を付記するなどした上で新たに26事例を公表し、その充実を図りました。

施策

業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理

測定指標(定量的な指標)

[主要]業1-3-3-1-A-1：「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合 (単位：%)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	95	95	95	95	95	○
実績値	95.6	96.6	99.5	91.1	99.9	

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課調

(注1) 処理期間が通常3か月を超えることとなる相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案に係る件数を除いて算出しています。また、令和2年度以降は、これらに加え、災害等による調査の中断や納税者の都合によって、再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案に係る件数を除いて算出しています。

(注2) 平成28年3月31日までに行われた処分に係るものについては、「異議申立て」となり、その件数を含めて算出しています。

(目標値の設定の根拠)

再調査の請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

再調査の請求の処理に当たっては、原処分に捕らわれることなく、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正・迅速な処理に取り組みました。

令和2年度においては、前年度から繰り越された337件と新たに再調査の請求のあった1,000件の合計1,337件のうち、999件を処理しました。また、処理に当たって、①原処分の理由等の的確な整理、②再調査の請求事務の優先的な処理及び的確な進行管理、③早期処理等についての再調査の請求人への協力依頼、④各国税局審理課等による的確な指導に取り組んだことにより、処理期間が通常3か月を超えることとなる事案（相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案）及び災害等による調査の中断や納税者の都合によって、再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案に係る件数を除いた処理件数823件のうち、822件を3か月以内に処理することができました。

こうした取組の結果、3か月以内の処理件数割合は99.9%と目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

再調査の請求の処理においては、今後も納税者の主張を十分に伺った上で、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正・迅速な処理に努めていきます。

[主要]業1-3-3-1-A-2：「審査請求」の1年以内の処理件数割合 (単位：%)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	95	95	95	95	95	○
実績値	98.3	99.2	99.5	98.0	83.5	

(出所) 国税不服審判所調

(注) 平成29年度以降の処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算出しています。

(目標値の設定の根拠)

審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、1年以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

国税不服審判所における審査請求の処理に当たっては、その適正性を担保するために、審査請求人に「審査請求よくある質問」(パンフレット)などを用いて審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方の主張を十分に聴いた上で争点の確認表を作成・交付するなど、審理の手続や審理状況の透明性に十分配慮しました。

また、納税者の正当な権利利益の救済を迅速に図ることも制度の目的の一つであることから、国税不服審判所では審査請求の1年以内の処理件数割合を測定指標とし、これまでの実績値を踏まえて95%を目標として取り組みました。

令和2年度においては、前年度から繰り越された2,312件と新たに審査請求のあった2,229件のうち、2,328件を処理しました。しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、調査・審理に当たって、審査請求人との面談日程や意見書の提出期限について柔軟に対応した事件などがあり、これらの事件の処理期間が目標である1年を超える結果となったため、審査請求から1年以内に処理した件数は、1,944件となり、審査請求の1年以内の処理件数割合は83.5%と目標値を下回りました。

ただし、目標値を下回った理由は、新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情に

測定指標
(定量的な指標)

測定指標 (定量的な指標)	<p>よって調査・審理が長期化した事案が発生したためであり、こうした事案を除けば、1年以内の処理件数割合は96.9%と目標値を上回っていたことから、達成度は「○」としました。</p> <p>裁決は不服申立手続における行政機関の最終判断であることから、国税不服審判所としては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、引き続き、審査請求人が十分にその主張を尽くすことができるよう配意しつつ、進行管理の徹底を図り、適正・迅速な処理に努めていきます。</p> <p>なお、国税不服審判所においては、弁護士や税理士等の民間専門家の高度な専門知識や実務経験を生かすことにより事件の中立性・公正性を一層高めるため、事件を担当する国税審判官の半数程度を特定任期付審判官として民間専門家を外部登用することとしており、令和2年度においては16名を採用し、特定任期付審判官は50名（令和3年3月31日現在）となっています。</p>
	施策についての評定
評定の理由	<p>上記のとおり測定指標の達成度は「○」としましたが、測定指標「業1-3-3-1-A-2」は、新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情で調査・審理が長期化した事案が発生し、目標値を下回っていることから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

業1-3-3-1に係る参考情報

参考指標 1：再調査の請求の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
期首繰越件数	641	510	598	491	337
請求件数	1,674	1,814	2,043	1,359	1,000
処理件数	1,805	1,726	2,150	1,513	999
請求認容件数	123	213	264	187	100
請求認容割合	6.8	12.3	12.3	12.4	10.0
期末繰越件数	510	598	491	337	338

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課調

(注1) 「請求認容件数」は、「処理件数」のうち再調査の請求人の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

(注2) 平成28年3月31日までに行われた処分に係るものについては、「異議申立て」となり、その件数を含みます。

参考指標 2：審査請求の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
期首繰越件数	1,407	1,936	2,414	2,595	2,312
請求件数	2,488	2,953	3,104	2,563	2,229
処理件数	1,959	2,475	2,923	2,846	2,328
請求認容件数	241	202	216	375	233
請求認容割合	12.3	8.2	7.4	13.2	10.0
期末繰越件数	1,936	2,414	2,595	2,312	2,213

(出所) 国税不服審判所調

(注) 「請求認容件数」は、「処理件数」のうち審査請求人の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

参考指標 3 : 訴訟の状況

(単位: 件、%)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
期首係属件数	225	210	199	203	210
発生件数	230	199	181	223	165
終結件数	245	210	177	216	180
原告勝訴件数	11	21	6	21	14
原告勝訴割合	4.5	10.0	3.4	9.7	7.8
期末係属件数	210	199	203	210	195

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課、国税不服審判所調

(注) 「原告勝訴件数」は、「終結件数」のうち原告(原告訴訟の場合は被告)である納税者の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

施策	業1-3-3-2 : 裁決事例の公表の充実	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-3-3-2-B-1 : 裁決事例の公表の充実	
	目標	<p>裁決事例の公表の充実を図るため、先例となるような有用性の高い裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例の付記などに取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>裁決事例の公表の充実に取り組むことは、納税者の正当な権利利益の救済を図ること及び税務行政の適正な運営の確保のために重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>新たに26事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例を付記するなど公表事例の充実を図りました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>裁決事例の公表の充実を図るため、令和2事務年度は、引き続き四半期ごとに裁決事例の公表を行い、新たに26事例を国税不服審判所ホームページ (https://www.kfs.go.jp) に掲載・公表しました。</p> <p>また、参考判例がある場合は、裁決事例ごとに、これを付記した上で、国税不服審判所ホームページに掲載・公表するなど、裁決事例の公表の充実積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、国税不服審判所ホームページには、令和2事務年度末現在で、平成4年から令和2年までにされた裁決の中から1,830事例を掲載しており、引き続き、裁決事例の公表の充実努めてまいります。</p>
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

業1-3-3-2に係る参考情報

参考指標 1：国税不服審判所ホームページへのアクセス件数 (単位：千件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
アクセス件数	1,510	1,762	1,859	1,703	1,028

(出所) 国税不服審判所調

(注) 国税不服審判所ホームページには、公表裁決事例のほか、裁決要旨（平成8年7月以降のもの）、国税不服審判所の概要や国税の不服申立制度について掲載しています。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。
	<p>(業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理)</p> <p>再調査の請求の処理に当たっては、簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の権利利益の救済を図るといふ不服申立制度の趣旨を踏まえ、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正かつ迅速な処理を図ります。</p> <p>また、審査請求の処理に当たっては、国税不服審判所は第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透明性に配慮しつつ、公正かつ中立的な立場で充実した調査・審理を行うとともに、国税審判官へ民間専門家を登用し、高度な専門知識や実務経験を生かすことにより、適正な事件処理に努めます。</p> <p>処理に当たっては、個々の事件の態様に応じた進行管理の徹底を図り、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、争点整理や証拠書類等の収集をできる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めます。</p>
	<p>(業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実)</p> <p>裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなど、公表事例がより有用なものとなるよう、その充実を図ります。</p>

財務省政策評価懇談会における意見

実績目標に係る 予算額	区分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	4,914,864	4,855,927	4,828,069	4,779,850
		補正予算	△75,286	△91,618	△126,381	—
		繰越等	0	0	N.A.	/
		合計	4,839,578	4,864,309	N.A.	
執行額(千円)		4,657,853	4,627,587	N.A.		

(注) 令和2年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和3年11月頃に確定するため、令和3事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

国税不服審判所の運営等に必要な経費、審査請求の調査及び審理に必要な経費

業績評価に関連する 施政方針演説等の 内閣の主な重要政策	該当なし
------------------------------------	------

実績評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	国税庁レポート2021（令和3年6月国税庁）、令和2年度における再調査の請求の概要（令和3年6月国税庁）、令和2年度における審査請求の概要（令和3年6月国税不服審判所）、令和2年度における訴訟の概要（令和3年6月国税庁）
-----------------------------------	--

<p>前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況</p>	<p>(業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理) 再調査の請求の処理に当たっては、簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の権利利益の救済を図るという不服申立制度の趣旨を踏まえ、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正かつ迅速に処理しました。 また、審査請求の処理に当たっては、国税不服審判所は第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透明性に配意しつつ、公正かつ中立的な立場で充実した調査・審理を行うとともに、国税審判官へ民間専門家を登用し、高度な専門知識や実務経験を生かすことにより、適正な事件処理に努めました。 処理に当たっては、個々の事件の態様に応じた進行管理の徹底を図り、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、争点整理や証拠書類等の収集をできる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めました。</p> <p>(業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実) 裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなどにより、公表事例がより有用なものとなるよう、その充実を図りました。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>課税部（審理室）、徴収部（徴収課）、国税不服審判所</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>令和3年10月</p>

実績目標(小) 1-4 : 国際化への取組

上記目標の概要	<p>経済取引のグローバル化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、一つの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避への対応が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。</p> <p>このため、租税条約等に基づく相互協議（用語集参照）を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、情報交換の円滑な実施等により、国際的な税務上のコンプライアンスの維持・向上を図ります。</p> <p>また、外国税務当局と知見の共有を図り、協力関係を強めることにより、租税回避等の問題に対応します。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>実1-4-1 : 税務当局間の要請に基づく情報交換 実1-4-2 : 共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施 実1-4-3 : 国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施 実1-4-4 : 相互協議事案の適切・迅速な処理 実1-4-5 : 外国税務当局との知見の共有 実1-4-6 : 開発途上国に対する技術協力</p>
----------------	--

実績目標(小) 1-4 についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>施策「実1-4-1」、「実1-4-2」、「実1-4-3」、「実1-4-4」及び「実1-4-5」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実1-4-6」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国際的な二重課税・租税回避行為（税源浸食と利益移転（BEP S）（用語集参照））等の問題に対応するため、租税条約等に基づく相互協議・情報交換を実施すること、また、開発途上国に対する技術協力（用語集参照）を含め、各国税務当局との経験の共有を図ることは、重要な取組です。</p> <p>令和2事務年度においては、相互協議・情報交換に適切かつ積極的に取り組んだほか、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等のため、国際会議に積極的に参画し、また、開発途上国への技術協力にも積極的に取り組みました。</p>

施策	実1-4-1：税務当局間の要請に基づく情報交換						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実1-4-1-A-1：情報提供要請に対する90日以内の対応 (単位：%)						
	事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	100	100	100	100	100	○
	実績値	100	100	100	100	100	
	<p>(出所) 長官官房国際業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠) 外国税務当局からの情報提供要請への対応が的確かつ迅速に行われているかを測定するため、90日以内の対応割合を指標として設定しています。目標値は、「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」において、「外国税務当局からの情報提供要請に対して、要請を受けた日から90日以内に、要請された情報の提供又は進捗状況を通知する」とされていることを踏まえ、100%としています。</p> <p>なお、90日以内に「情報の提供」が困難な場合には、「提供に向けた進捗状況の通知」を行うことで、相手国との良好なコミュニケーションが維持されることとなります。</p> <p>(目標の達成度の判定期間) 外国税務当局からの要請に対する迅速な対応について、会議や研修等を通じて職員への周知を図り、迅速かつ的確な情報交換の実施に取り組みました。</p> <p>その結果、各事案の困難性・複雑性により回答に要する期間は異なりますが、いずれの事案についても、外国税務当局から要請を受けた日から90日以内に要請された情報の提供又は進捗状況の通知を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評定	s 目標達成						
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実1-4-1に係る参考情報

参考指標 1：租税条約等に基づく情報交換件数 (単位：件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
情報交換件数	737,943	830,582	1,026,957	1,030,353	822,243
うち個別事案について 外国に要請したもの	473	766	825	613	638
うち個別事案について 外国から要請されたもの	415	137	191	233	251

(出所) 長官官房国際業務課調

(注) 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報及び国別報告事項(CbCR)(用語集参照)の情報交換件数は除いています。

施策	実1-4-2：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-4-2-B-1：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施		
	目標	<p>外国税務当局との協力関係を強め、租税回避等の問題に対応していくため、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠） CRSに基づく金融口座情報の情報交換を円滑かつ的確に実施することは、外国税務当局との協力関係を強め、租税回避等の問題に的確に対応するために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 外国税務当局との間でCRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施するとともに、実施の過程において生じた問題については、OECD会議など多国間又は二国間でのコミュニケーションを通じて解決し、より効率的な情報交換の実施に向けた協調関係を構築しました。 また、国内金融機関等から確実にCRSに基づく金融口座情報の報告を受領するため、制度の広報や、技術的な問題に関する相談対応などを行い、円滑に報告を受領しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） CRSに基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施に向けて、制度周知等に積極的に取り組みました。 この結果、令和2事務年度には、日本の居住者に係る金融口座情報1,906,896件を87か国・地域から受領した一方、日本の非居住者に係る金融口座情報650,558件を70か国・地域に提供しました。 このように、CRSに基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 今後も状況に応じた的確な実施に取り組んでまいります。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-4-2に係る参考情報

参考指標 1：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の交換件数

（単位：国・地域、件）

事務年度		平成30年度	令和元年度	2年度
提供	国・地域数	58	65	70
	交換件数	90,155	473,699	650,558
受領	国・地域数	74	86	87
	交換件数	744,986	2,058,777	1,906,896

（出所）長官官房国際業務課調

施策	実1-4-3：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-4-3-B-1：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施		
	目標	<p>多国籍企業グループの国、地域ごとの活動実態に係る情報を各国税務当局間で共有し、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、移転価格税制等を適切に運用するため、CbCRの情報交換を的確に実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠） CbCRの情報交換は、BEPS報告書（用語集参照）の勧告により円滑な実施が求められており、この情報交換を的確に実施することは、外国税務当局との協力関係を強めることとなります。また、多国籍企業グループの国・地域ごとの活動実態を各国税務当局間で共有することは、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 外国税務当局との間で、CbCRの情報交換を的確に実施するとともに、実施の過程において生じた問題については、OECD会議など多国間又は二国間でのコミュニケーションを通じて解決し、より効率的な情報交換の実施に向けた協調関係を構築しました。 また、多国籍企業グループから確実にCbCRを受領するため、制度の広報や、技術的な問題に関する相談対応などを行い、円滑に報告を受領しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） CbCRの情報交換の的確な実施のため、制度周知等に積極的に取り組みました。 この結果、令和2事務年度には、外国所在の多国籍企業（最終親会社）2,186件分のCbCRを53か国・地域から受領した一方、日本所在の多国籍企業（最終親会社）898件のCbCRを57か国・地域に提供しました。</p>	○

		<p>このように、C b C Rの情報交換の的確な実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も状況に応じた的確な実施に取り組んでまいります。</p>	
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-4-3に係る参考情報

参考指標 1：国別報告事項（C b C R）の情報交換件数

（単位：国・地域、件）

事務年度		平成30年度	令和元年度	2年度
提供	国・地域数	51	52	57
	情報交換件数	831	844	898
受領	国・地域数	42	44	53
	情報交換件数	2,100	1,751	2,186

（出所）長官官房国際業務課調

施策	実1-4-4：相互協議事案の適切・迅速な処理	
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-4-4-B-1：相互協議事案の適切・迅速な処理	
	目標	<p>相互協議事案を適切・迅速に処理するため、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠） 外国税務当局との間で機動的かつ円滑な相互協議を実施することは、国際的な二重課税の問題に対処するために重要であることから、目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対面協議の開催が困難化した中であっても、電話会議やその他の通信手段の積極的な活用により、相手国における感染状況の影響を受けて相互協議の実施が困難であった場合を除き、多くの国との間で機動的かつ効率的な相互協議を実施しました。</p> <p>また、新興国に対しては、協議の機会を捉えて、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、建設的な議論が行われることで事案処理が促進されるよう、相互協議の手続や進め方に関する知識やベストプラクティスを共有し、協議の進捗に努めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 相互協議の適切かつ迅速な処理に向けて積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実1-4-4に係る参考情報

参考指標 1：相互協議事案の処理状況

(単位：件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
発生	内131 162	内166 206	内163 219	内148 200	内146 185
処理	内143 171	内122 166	内146 187	内145 186	内122 155
繰越	内343 456	内387 496	内404 528	内407 542	内431 572

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認(用語集参照)事案に係る件数を示します。

参考指標 2：OECD非加盟国との相互協議事案の処理状況 (単位：件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
発生	内28 41	内44 76	内45 89	内43 71	内34 41
処理	内20 28	内23 54	内23 44	内30 59	内20 42
繰越	内103 178	内124 200	内146 245	内159 257	内173 256

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

参考指標 3：相互協議事案の平均的処理期間 (単位：月)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
処理期間	内28.9 29.1	内30.7 29.9	内34.5 34.1	内30.7 29.4	内29.2 30.3

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る期間を示します。

施策	実1-4-5：外国税務当局との知見の共有	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実1-4-5-B-1：外国税務当局との知見の共有	
	目標	<p>各国共通の税務執行上の諸問題について、多国間会合及び二国間会合を通じて、外国税務当局との間で知見の共有を図ります。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>各国税務当局が共通して抱える諸問題について知見の共有を図ることは、国際課税等に関する問題解決のために重要であることから、目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>OECD等の国際会議へ積極的に参画し、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備に貢献したほか、各国税務当局と経験の共有を図り、税源浸食と利益移転(BEPS)対策の着実な実施や税分野における協調的な関係の強化等に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>国際会議への参画を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針(OECD移転価格ガイドライン(用語集参照)等)の整備に引き続き貢献しました。また、BEPS対策の実施、デジタル経済に対する課税、税の安定性の向上、開発途上国への技術支援等の各国共通の問題に関し、OECD関連会議(オンライン会合への遠隔参加を含む。)やアジア税務長官会合(SGATAR)(用語集参照)(オンラインによる実務者会合を開催。)等の多国間会合、中国との二国間会合(オンライン形式で開催)等を通じて、知見の共有、問題解決に取り組み、各国税務当局との協力強化に努めました。</p> <p>このように、各国税務当局に共通する諸問題に関して知見の共有を図り、その解決に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成	

評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。
-------	-------------------------------------

実1-4-5に係る参考情報

参考指標 1：税務当局間の主な国際会議

会議名	検討状況
アジア税務長官会合 (SGATAR) (令和2年11月、令和3年4月に実務者会合を開催)	令和2事務年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりアジア税務長官会合 (SGATAR) は開催されませんでした。令和2年11月に、国税庁主催の下、各国税務当局における新型コロナウイルス感染症への対応策等について実務者クラスでオンラインによる意見交換を行いました。また、令和3年4月には、オンライン形式で実務者クラスの会合を開催し、次回会合の実施方法等について議論を行いました。
OECD税務長官会議 (FTA) (用語集参照) 関連会議 (令和2年12月、令和3年2月、4月及び5月開催)	令和2年12月及び令和3年4月にFTA参加国全体による本会合がオンライン形式で開催され、参加国の税務当局の長官が参加し、それぞれ新型コロナウイルス感染症の流行への対応、税務行政のデジタル化及び税務行政が直面する喫緊の課題等並びに開発途上国へのデジタル化に関する技術支援について議論が行われました。 また、令和3年2月及び5月には、日本を含む主要な参加国の税務当局の長官が参加し、FTA全体の活動方針や本会合の議題等を議論するビューロ会合が開催されました。
日中税務長官会合 (令和3年5月開催)	国税庁長官と中国国家税務総局長との間でオンライン形式にて会合を実施しました。会合では、納税者サービスの電子化等について意見交換が行われたほか、相互協議、情報交換等について協力関係を更に促進していくことが確認されました。

(出所) 長官官房国際業務課調

施策	実1-4-6：開発途上国に対する技術協力						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実1-4-6-A-1：開発途上国に対する技術協力の満足度 (受入研修)						(単位：%)
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	100	100	99.2	100	95.5	
(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調 (注) 数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査において、研修内容の有用性について、「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価(「良い」又は「やや良い」)を得た割合です。 なお、アンケート調査の概要については、P. 153に記載しています。							

(目標値の設定の根拠)

開発途上国に対する技術協力として実施した受入研修の満足度を測定するため、研修受講者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

開発途上国における税務行政の改善・向上のため、開発途上国の税務職員に対して講義・視察を実施しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で外国からの研修員の受入れが困難でしたが、Web会議システムを活用するなどして、できる限り研修を実施しました。

受入研修には複数国を対象とするものと特定の1か国を対象とするものがありますが、研修に当たっては、開発途上国側のニーズを踏まえるだけでなく、その税務行政の現状や問題点も把握した上で、講義内容の決定や研修教材の作成を行いました。また、研修分野について十分な知識・経験を有する職員を講師とするなど、技術協力がそれぞれの開発途上国の税務行政の改善に有用なものとなるよう努めました。

これらの支援を通じて、アジア諸国を中心とした税務当局との協力関係が強化されたほか、それら諸国の投資環境の改善にも貢献しました。

こうした取組の結果、満足度は95.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

[主要]実1-4-6-A-2：開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派遣）（単位：%）

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	90	90	90	90	90	△
実績値	94.5	91.5	95.0	94.5	89.2	

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注) 数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査において、研修内容の有用性について、「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。

なお、アンケート調査の概要については、P.153に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

開発途上国に対する技術協力として派遣した講師に対する研修受講者の満足度を測定するため、アンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

開発途上国における税務行政の改善・向上のため、調査審理、デジタルエコノミー（消費税）、租税教育等の分野について、開発途上国の税務職員に対して講義を実施しました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で海外への講師派遣が困難でしたが、Web会議システムを活用するなどして、できる限り研修を実施しました。

研修に当たっては、開発途上国側のニーズを踏まえるだけでなく、その税務行政の現状や問題点も把握した上で、講義内容の決定や研修教材の作成を行いました。また、研修分野について十分な知識・経験を有する職員を講師とするなど、技術協力がそれぞれの開発途上国の税務行政の改善に有用なものとなるよう努めました。

これらの支援を通じて、アジア諸国を中心とした税務当局との協力関係が強化されたほか、それら諸国の投資環境の改善にも貢献しました。

こうした取組の結果、満足度は89.2%となり、実績値が目標値を下回ったものの、実績値と目標値との差が1%以下であったことから、達成度は「△」としました。

測定指標
(定量的な指標)

施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標「実1-4-6-A-1」の達成度は「○」であったものの、測定指標「実1-4-6-A-2」の達成度を「△」としたことから、「a 相当程度進展あり」としました。

実1-4-6に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対する技術協力

①受入研修

(単位：国、人)

会計年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
国際税務行政 (一般)	国数	15	15	14	16	-
	人数	15	15	14	16	-
国際税務行政 (上級)	国数	8	9	9	11	-
	人数	10	9	9	11	-
国税庁実務研修	国数	9	11	11	12	7
	人数	15	15	17	15	9
アジア国際課税	国数	7	6	5	7	-
	人数	11	12	7	7	-
国別研修	国数	4	4	6	3	1
	人数	96	79	86	32	15
合 計	国数	43	45	45	49	8
	人数	147	130	133	81	24

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注1) 「合計(国数・人数)」は、延べ数となります。

(注2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、「国際税務行政(一般)」ほか一部の研修を延期しました。

②職員派遣

(単位：国、人)

会計年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
短期のもの	派遣国数	5	5	5	5	2
	派遣人数	24	17	16	13	3
長期のもの (1年以上)	派遣国数	3	5	5	4	4
	派遣人数	3	5	5	4	4
合 計	派遣国数	8	10	10	9	6
	派遣人数	27	22	21	17	7

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注1) 「合計(派遣国数・派遣人数)」は、延べ数となります。

(注2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、短期の職員派遣の一部を延期しました。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p>(実1-4-1：税務当局間の要請に基づく情報交換) 租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応します。</p> <p>(実1-4-2：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施) 租税回避等の問題に対応していくため、各国税務当局との協力関係を強め、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施します。</p> <p>(実1-4-3：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施) 多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のため、CbCRの情報交換を的確に実施します。</p> <p>(実1-4-4：相互協議事案の適切・迅速な処理) 協議相手国の税務当局と連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に努めるとともに、税務当局間の会議等の機会も通じて関係の構築を図り、相互協議の適切・迅速な処理に取り組みます。</p> <p>(実1-4-5：外国税務当局との知見の共有) 国際会議への参加を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等に貢献するとともに、各国税務当局との知見の共有を図ります。</p> <p>(実1-4-6：開発途上国に対する技術協力) 各国税務当局との関係強化、また、投資環境改善のため、開発途上国に対し、税務行政上の諸問題に関する知識・経験等の技術協力を実施します。</p>
財務省政策評価懇談会における意見	
実績目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>該当なし</p>
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>国税庁レポート2021（令和3年6月国税庁）</p>
前事務年度実績評価結果の施策への反映状況	<p>(実1-4-1：税務当局間の要請に基づく情報交換) 租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応しました。</p> <p>(実1-4-2：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施) 租税回避等の問題に対応していくため、各国税務当局との協力関係を強め、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施しました。</p> <p>(実1-4-3：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施) 多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のため、CbCRの情報交換を的確に実施しました。</p>

<p>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</p>	<p>(実1-4-4：相互協議事案の適切・迅速な処理) 協議相手国の税務当局と連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に努めるとともに、税務当局間の会議等の機会も通じて関係の構築を図り、相互協議の適切・迅速な処理に努めました。</p> <p>(実1-4-5：外国税務当局との知見の共有) 国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等のため、国際会議に積極的に参画するなどしました。</p> <p>(実1-4-6：開発途上国に対する技術協力) 各国税務当局との関係強化、また、投資環境改善のため、開発途上国に対し、技術協力を積極的に実施しました。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>長官官房（国際業務課、相互協議室）、調査査察部（調査課）、税務大学校</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>令和3年10月</p>

実績目標(大)2：酒類業の健全な発達の促進

上記目標
の概要

国税庁は、酒類業の所管官庁として、人口減少社会の到来、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を実施します。

また、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、積極的に役割を果たしていきます。更に、酒類業界の課題やニーズ等を把握し、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、酒類業の振興の強化に取り組むとともに、適切な法執行の確保に取り組んでいきます。

酒類業の振興に当たっては、官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組むとともに、制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に対して適切に対応を図ります。また、独立行政法人酒類総合研究所（用語集参照）とも連携しつつ、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、酒類製造業者の技術力の強化に取り組みます。更に、中小企業の経営基盤の安定に配意し、酒類業者の経営改善等に向けた取組を実施します。

日本産酒類の輸出促進については、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）及び、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」（令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定）等累次の閣議決定等を踏まえて積極的に取り組めます。

適切な法執行の確保については、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むとともに、酒類の20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進や酒類に係る資源の有効な利用の確保といった社会的要請に対する取組も実施していきます。

各種事務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、酒類業界の状況に即した必要な支援を行うとともに、柔軟な対応に努めます。

(上記目標を達成するための施策)

実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応

実2-2：酒類の公正な取引環境の整備

実2-3：日本産酒類の輸出促進の取組

実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応

実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携

実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進

実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保

実績目標(大)2についての評価結果

実績目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

施策「実2-1」、「実2-2」、「実2-4」、「実2-5」、「実2-6」及び「実2-7」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実2-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

実績の分析

(必要性・有効性・効率性等)

酒類業の健全な発達は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、その促進に向け、酒類の安全性の確保や酒類の公正な取引環境の整備、20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進などを図ることは重要であり、必要な取組です。

日本産酒類の輸出環境整備に当たり、国税局においても、関係機関と連携して輸出促進連絡会

実績の分析	<p>議を開催し、酒類業者の輸出の実態について情報提供を行うなど、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークの充実を図ったことは、有効な取組でした。</p> <p>(令和2年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本産酒類の競争力強化・海外展開推進事業 令和2年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、各施策の積算単価等を見直すことにより予算の削減に努めました。(反映額：▲31百万円) (事業番号0011) 清酒製造業近代化事業費等補助金 令和2年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、日本産酒類の輸出促進への取組について、市場の動向、施策の有効性を勘案し、一部事業の縮小によりコストの削減を図りました。(反映額：▲21百万円) (事業番号0012) 独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金 令和2年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、自主財源の確保に努めるとともに、引き続き全般的な経費の見直しを行い、コスト削減を図りました。(反映額：▲3百万円) (事業番号0013) 						
	施策 実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実2-1-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度 (単位：%)						
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	90	90	90	90	90	○
	実績値	91.8	93.4	91.1	92.4	95.7	
	<p>(出所) 課税部鑑定企画官調 (注) 数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段階評価で上位評価(「極めて良かった」又は「良かった」)を得た割合です。 なお、アンケート調査の概要については、P.153に記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するため、相談者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談については、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ、市販酒類調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ実施しました。 相談についての満足度は95.7%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
実2-1-B-1：酒類の安全性の確保への対応及び酒類業者のコンプライアンスの維持・向上							
測定指標 (定性的な指標)	目標	<p>酒類の安全性の確保のため、酒類の安全性に関して問題を把握した場合には、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うとともに、酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るため、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 酒類の安全性に関して問題を把握した酒類については、その原因究明</p>				達成度	

		<p>を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行うことが酒類の安全性を確保するために重要であり、また、酒類の表示に関する指導や講習会での周知等を行うことが酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>	
測定指標（定性的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類調査の結果を踏まえ、酒類の安全性及び適正な表示が確保されるよう指導しました。</p> <p>また、酒類業者に対して、食品表示法、果実酒等の製法品質表示基準といった新たな表示制度の周知に努めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>目標達成に向けて以下のとおり取り組みました。</p> <p>1. 市販酒類調査</p> <p>市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等が適正であるかについて確認を行いました。</p> <p>また、分析の結果、食品衛生法上に基準値のある汚染物質や使用基準が定められている食品添加物について問題のある酒類はありませんでした。</p> <p>なお、調査結果の概要については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」で公表しています。（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seibun/06.htm）</p> <p>2. 酒類の成分の実態把握等</p> <p>市販酒類調査のほか、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施しました。</p> <p>放射性物質の調査は、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、令和2年度は1,511点（延べ約19,100点）の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値（平成24年4月1日施行）を超過するものではありませんでした。</p> <p>なお、調査結果については、国税庁ホームページの「放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について」（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/anzen/radioactivity.htm）で公表しています。</p> <p>このほか、コーデックス委員会（用語集参照）で議論されている安全性に係る事項について、国内における実態を把握するための情報収集を行いました。</p> <p>3. 酒類製造業者に対する表示事項確認調査</p> <p>消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。</p> <p>消費者の安心・安全の観点から、酒類業者に対して、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務に関する確認調査を行うとともに、これらの義務が適正に履行されるよう指導しました。</p> <p>また、酒類業者に対して、関係組合が実施する講演会等で新たな表</p>	○

	<p>示制度を周知しました。</p> <p>このように、酒類の表示に関する指導等を通じて酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、新たな表示制度の周知に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実2-1に係る参考情報

参考指標 1：全国市販酒類調査点数 (単位：点)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査点数	2,674	2,404	2,336	2,116	1,630

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 「市販酒類調査」は、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全体的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年で全ての酒類製造業者から酒類を買い上げることとしています。

参考指標 2：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数 (単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
指導相談件数	2,483	2,492	2,345	2,060	1,764

(出所) 課税部鑑定企画官調

参考指標 3：酒類業組合法に基づき義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合 (単位：%)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
割合	0.4	0.7	0.7	0.4	0.4

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 上記参考指標1「全国市販酒類調査」において、酒類業組合法に定める品目やアルコール分等の表示がない酒類の割合を表しています。

参考指標 4：酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数 (単位：件)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査実施件数	757	684	682	654	298

(出所) 課税部酒税課調

施策	実2-2：酒類の公正な取引環境の整備						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実2-2-A-1：酒類の取引状況等実態調査による指示・指導事項の改善割合 (単位：%)						
	事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	99.1	96.9	100	96.4	100	
	<p>(出所) 「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 令和2事務年度分(令和2年7月～3年6月)」 (令和3年10月 課税部酒税課) (https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/210831/index.htm)</p> <p>(注) 数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、指示・指導事項の改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 酒類の取引状況等実態調査において指示や指導をした事項が改善されているかを測定するため、その改善割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、「酒類の公正な取引に関する基準」(用語集参照)や「酒類に関する公正な取引のための指針」(用語集参照)の周知・啓発を行うとともに、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。 調査の結果、基準違反や指針に則していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると認められたものについては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第94条第4項に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。 また、基準に基づく指示又は指針に基づく指導等により、改善指導を行った酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。 こうした取組の結果、指示・指導事項の改善割合は100%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評価	s 目標達成						
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数

(単位：件)

事務年度	平成28年度
調査件数	1,578

(単位：件(者))

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査件数	148	155	164	153

(出所) 「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 令和2事務年度分(令和2年7月～令和3年6月)」
(令和3年10月 課税部酒税課) (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/210831/index.htm>)

(注) 平成28事務年度の調査件数は「免許場(販売場)数」、平成29事務年度以降の調査件数は「酒類業者数」で集計した件数です。

平成29年6月の酒税法等の改正に伴い、新たに「酒類の公正な取引に関する基準」が施行され、基準を遵守しない酒類業者に対し、同基準を遵守すべき旨を「指示」すること等が規定されたことから、平成29事務年度以降の調査件数は「酒類業者数」で集計しています。

参考指標 2：酒類の公正な取引に関する基準に基づく指示及び指導件数

(単位：件(者))

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
指示件数	4	8	7	7
指導件数	15	17	13	18

(出所) 課税部酒税課調

施策		実2-3：日本産酒類の輸出促進の取組						
		[主要]実2-3-A-1：日本産酒類の輸出促進のための新規販路の開拓支援					(単位：％、者、回)	
		会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	①の商談実施割合					90	90	○
	②の参加事業者数					20	20	
	商談実施割合					90	90	
	③の実施回数						12	
実績値	①の商談実施割合					100	計測不能	
	②の参加事業者数					33	377	
	商談実施割合					100	41.9	
	③の実施回数						13	
		(出所) 課税部酒税課調						
		(注) 令和元年度の実績値「②の参加事業者数」は、令和元事務年度評価書から修正を行いました。						
測定指標 (定量的な指標)	(目標値の設定の根拠)							
	日本産酒類の輸出促進を図るためには、現地輸入・流通業者等の開拓が重要であり、海外の展示会への出展支援によるビジネスマッチング等を企画するとともに、それらを確実に実施していく必要があります。							
	令和2事務年度においては、以下の取組を企画し、新たに販路の開拓を行うこととしており、各取組に係る商談実施割合等を指標として設定しています。目標値は、前事務年度から継続して企画する下記①及び②の取組については、これまでの取組状況を踏まえ、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。また、新たに企画する下記③の取組については、商談会の実施回数を目標値として設定しました。							
	① 海外の展示会への出展支援 [出展した酒類業者の商談実施割合90%]							
	② 海外商談会、海外バイヤーの招へい等 [参加した酒類業者数20者以上、参加した酒類業者の商談実施割合90%]							
	③ 輸出促進コンソーシアムによるマッチング支援 [商談会実施回数12回以上]							
	(目標の達成度の判定理由)							
	「① 海外の展示会への出展支援」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、出展を予定していた海外展示会が中止・延期等となり、海外展示会への出展支援自体を実施できなかったことから、商談実施割合は「計測不能」としました。							
	「② 海外商談会、海外バイヤーの招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国境をまたぐ移動が制限され、海外での対面による商談実施や海外バイヤーの招へいを行うことができませんでしたが、その代替としてオンライン形式による商談を実施しました。							
	その結果、現地に行かず自宅等からオンラインで商談会に参加できることから、参加酒類事業者数が令和元年度の33者から377者と大幅に増加した一方で、原則として、海外バイヤーが事前に指名した相手とのみ商談する形式で実施したことや、従来の対面による商談会のように、主催者（事業の実施事業者）がバイヤーと柔軟にコミュニケーションを取って商談の機会を提供することができなくなったこともあり、商談実施割合は41.9%となりました。							
「③ 輸出促進コンソーシアムによるマッチング支援」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、従来の対面による商談会からオンライン形式に切り替えて、13回開催しました。								
以上のとおり、②の参加事業者数及び③の実施回数は実績値が目標値を上回りましたが、②の商談実施割合の実績値は目標値を下回りました。								
②の商談実施割合は目標値を下回っていますが、代替としてオンライン形式による商談会を実施したことにより、参加事業者数が10倍以上に増加しました。これにより、海外のバイヤーにとっても商品の								

選択肢が広がり、多様なニーズに応えることができるようになったことから、商談件数も約5倍（元年度：33件⇒2年度：158件）に増加しており、結果として大きな成果を得られたと考えております。

上記のとおり、①の商談実施割合及び②の商談実施割合については目標達成に至らなかったものの、その要因は新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであり、また、こうした海外渡航が困難な状況においてもオンラインで商談会を実施するなど、日本産酒類の輸出促進に向け各種施策に取り組み、結果として日本産酒類の輸出金額も710億円（対前年比7.5%増）となり、9年連続で過去最高を記録したことなどから、達成度は「○」としました。

[主要]実2-3-A-2：日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援 (単位：%)

会計年度		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
目標値	主な取組累計の実施割合					100	○
実績値	主な取組累計の実施割合					80	

(出所) 課税部酒税課調

(目標値の設定の根拠)

日本産酒類を含む農林水産物・食品の輸出目標については、令和12年までに輸出額5兆円を目指すことが閣議決定されたことを受け、その目標達成に向けて、新規販路の開拓支援だけでなく、中長期的観点から国際的プロモーション、日本産酒類のブランド化の推進、酒蔵ツーリズムの推進など、様々な取組を企画して確実に実施していく必要があります。

令和2事務年度においては、上記取組を以下の類型に分類するとともに、それぞれの実施割合を指標として設定しています。目標値は、各取組を確実に実施していく観点から、100%としています。

① 国際的プロモーション

- ①-1 海外専門家の招へい等
- ①-2 海外におけるプロモーションイベント

② 日本産酒類のブランド化の推進

- ②-1 ブランド化推進に向けたモデル事例の構築を支援
- ②-2 酒類の地理的表示（G I）の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施

③ 酒蔵ツーリズムの推進

- ③-1 酒蔵ツーリズム推進に向けたモデル事例の構築を支援

(目標の達成度の判定理由)

各取組類型のうち①-1を除いた4類型を実施したことから、主な取組類型の実施割合は80%となりました。

「①-1 海外専門家の招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国境をまたぐ移動が制限され事業が実施できませんでした。

「①-2 海外におけるプロモーションイベント」については、ロンドンのジャパン・ハウスと連携し、オンラインを活用して情報発信を行いました。また、台湾において「本格梅酒」、上海において「琉球泡盛」のアンテナショップを出店し、これに併せて、台湾ではオンライン商談会を、上海ではライブコマース（オンライン販売）を実施しました。

「②-1 ブランド化推進に向けたモデル事例の構築を支援」については、モデル事例の対象として24件選定し、モデル事例構築の支援を行いました。

「②-2 酒類の地理的表示（G I）の指定等に向けた事業者からの相談への対応や説明会等の実施」については、令和2事務年度では、G Iの新規指定を検討している地域からの相談に丁寧に対応し、その結果、4件のG Iの指定及び2件のG Iの見直し（磨き上げ）を行いました。

「③-1 酒蔵ツーリズム推進に向けたモデル事例の構築を支援」については、モデル事例の対象として16件選定し、モデル事例構築の支援を行いました。

上記のとおり、「①-1 海外専門家の招へい等」については、新型コロナウイルス感染症の影響とい

測定指標（定量的な指標）

	<p>うやむを得ない事情により国境をまたぐ移動が制限され事業が実施できなかった結果、主な取組類型の実施割合は80%となり目標値を下回ったものの、コロナ禍の現状において実施可能な事業を、オンラインを活用するなど創意工夫しながらより効果的な施策を実施し、日本産酒類の輸出促進のための中長期的観点からの支援に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">測定指標（定性的な指標）</p>	<p>実2-3-B-1：日本産酒類の輸出促進のための効果的・効率的な取組</p>		
	<p>目標</p>	<p>日本産酒類の輸出促進のための取組については、事業者ニーズを踏まえつつ、関係省庁やジェトロ・JFOODO（用語集参照）、業界団体等の関係機関との連携も図りながら、効果的・効率的に実施します。</p> <p>具体的には、事業者ニーズを的確に把握し、関係省庁・関係機関と十分な情報共有や意見交換を行った上で、共同での事業実施や関係省庁・関係機関が有するネットワーク等を活用した効果的な事業の実施に努めます。また、事業者のニーズに沿った説明会の実施等にも努めます。</p> <p>更に、関係省庁と連携し、国際交渉を通じた関税や輸入規制の撤廃等に向けた取組を実施することにより、引き続き輸出環境整備に取り組めます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>日本産酒類の輸出促進については、関係省庁・関係機関が連携して取り組んでいます。</p> <p>各種事業については、事業者ニーズ等を的確に捉えるとともに、関係省庁・関係機関と緊密に連携して実施することが重要であることから、目標として設定しています。</p>	<p>達成度</p>
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>（実績）</p> <p>日本産酒類の輸出促進を図るため、酒類業界の課題やニーズ等の把握に努めるとともに、関係省庁や関係機関と連携・協調しつつ、海外需要の開拓やブランド化の推進などの各種施策を実施しました。</p> <p>また、事業者のニーズを踏まえ、地理的表示（GI）の新規指定を検討している地域の事業者を対象とした説明会やセミナーなどを実施しました。</p> <p>更に、関係省庁と連携し、各種国際交渉の機会を通じて、関税や輸入規制の撤廃等のほか、日本産酒類のGIの保護を求めるなど、輸出環境整備に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>酒類事業者のニーズを踏まえ、酒類事業者が商談を行う海外バイヤーに事前にサンプル品を送付し、日本にいながらにして商談する「オンライン商談会」を実施し、11の国・地域のバイヤーとの商談支援を行いました。</p> <p>また、日本酒業界全体での輸出拡大やブランディングを推進する観点から、令和元事務年度から日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会を開催し、令和元年12月には、議論の概要とこれを踏まえた政府の施策について整理し、中間とりまとめとして公表しました。その後、令和2年11月、令和3年2月に検討会を開催し、政府として取り組むべき施策のフォローアップを実施しました。</p> <p>海外への日本産酒類の情報発信については、ロンドンのジャパン・ハウスにおいて、英国に向けた日本酒輸出に取り組む酒蔵など、英国で日本酒普及に取り組む関係者によるパネルディスカッションをオンラインで実施しました。</p> <p>地理的表示（GI）の普及拡大については、GIの新規指定を検討している地域の事業者を対象とした、酒類やブランド戦略等に見識のある外部講師による説明会を実施しました。</p>	<p>○</p>

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉については、令和2月11月に署名した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定において、日本が初めてEPA（包括的経済連携協定）を締結する中国・韓国から清酒等の関税の段階的撤廃を獲得したほか、令和3年1月に発効した日英EPAにおいて、英国関税の撤廃や日本ワインの輸入規制緩和、日本産酒類のGIの保護について日EU・EPAと同一内容を確保するとともに、容量規制緩和の拡充を実現し、新たに五合瓶（900ml）での流通が可能となるなど、関係省庁と連携して取り組みました。</p> <p>このように、日本産酒類の輸出促進のため、事業者のニーズを踏まえつつ、関係省庁や関係機関との連携を図りながら、効果的・効率的な取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>
	施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	<p>全ての測定指標の達成度を「○」としましたが、施策「実2-3-A-1」及び施策「実2-3-A-2」については、新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情により目標値を下回っていることから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

実2-3に係る参考情報

参考指標 1：酒類の輸出金額（酒類別含む）及び伸び率（単位：百万円、%）

暦年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
輸出金額	(107.7) 42,996	(163.3) 54,503	(198.6) 61,827	(219.3) 66,083	(243.0) 71,030
清酒	15,581	18,679	22,232	23,412	24,141
ウィスキー	10,844	13,640	14,978	19,451	27,115
ビール	9,489	12,873	12,874	9,165	5,772
リキュール	4,211	4,978	5,672	6,440	8,623
焼酎	1,466	1,537	1,530	1,560	1,201
ワイン	176	508	281	177	348
その他	1,228	2,289	4,262	5,878	3,830

(出所) 財務省貿易統計

(注1) 輸出金額欄上段の()書きは、平成24年(207億円)からの伸び率を記載しています。

(注2) 輸出金額欄の伸び率は、令和元事務年度実績評価書から修正を行いました。

施策	実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応	
測定指標（定性的な指標）	[主要]実2-4-B-1：構造・経営戦略上の問題への対応	達成度
	<p>目標</p> <p>業界団体が実施する酒類業者の経営改善のための各種取組については、団体側とも十分に意見交換を行いつつ、適切に支援を実施します。</p> <p>また、酒類業者に対して、酒類業界の状況や課題を踏まえた有効な研修を企画・実施するとともに、中小企業支援施策等の情報提供や中小企業等経営力強化法に定める経営力向上計画の作成支援等について、酒類業者の状況等を踏まえ適切に実施します。また、業界動向の把握・分析に努め、結果の情報提供を行います。</p> <p>日本酒造組合中央会（用語集参照）の近代化支援事業については、制度の趣旨を踏まえた適切な補助金の執行を確保します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>中小企業が多数を占める酒類業界においては、有用な情報提供や研修等の各種取組により、酒類業者の経営改善に向けた自主的な取組を支援していくことが重要であることから目標として設定しています。</p>	
	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p> <p>（実績）</p> <p>経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>酒類業の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催（39回、641人受講）したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度以前に比し、開催回数、参加人数ともに減少しましたが、可能な限りオンライン形式に切り替え実施しました。</p> <p>また、清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金（令和2年度執行額579百万円）を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に取り組みました。</p> <p>日本酒造組合中央会では、交付を受けた補助金を活用し、清酒及び単式蒸留焼酎（用語集参照）の正しい商品知識の普及などによる需要振興、東日本大震災により被災した清酒製造業者に対する利子補給等の各種事業を実施しました。</p> <p>このように、中小酒類業者の経営改善に対する支援等に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実2-4に係る参考情報

参考指標 1：経営活性化研修の開催回数・参加人数

(単位：回、人)

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度
開催回数	160	167	131	39
参加人数	3,941	3,064	3,259	641

(出所) 課税部酒税課調

施策	実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携	
測定指標（定性的な指標）	[主要]実2-5-B-1：独立行政法人酒類総合研究所との連携による支援	
	目標	<p>酒類の適正課税や適正表示の確保、品質・安全性の確保並びに酒類製造業者の技術力の維持強化のための支援等に独立行政法人酒類総合研究所と連携して効果的に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠） 独立行政法人酒類総合研究所は、酒類に関する高度な分析・鑑定や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図ることを目的としています。当該研究所と連携することは、高度な分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上を図ること及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等の実施のために重要であることから目標として設定しています。</p>
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒類の使用原料を推定するなどの高度な分析や、酒類の安全性確保の観点から酒類等の放射能分析を実施したほか、国税局で行う理化学分析の分析精度の確保に資するための技能試験を実施しました。また、酒類製造業者に対する技術指導・相談に独立行政法人酒類総合研究所の業務によって得られた知見を活用したほか、独立行政法人酒類総合研究所の職員派遣を活用し、各国税局の鑑評会等を実施するなど、独立行政法人酒類総合研究所との連携を推進しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒税の適正公平な課税や適正表示の確保のために、使用原料を推定するなどの高度な分析を行いました。 酒類の安全性確保の観点からは、酒類の放射能分析のほか、コーデックス委員会において議論されている安全性に係る事項について、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、実態把握のための情報収集を行いました。 また、独立行政法人酒類総合研究所において行われた汚染物質の低減方法の検討結果等を活用し、酒類製造業者に対する技術指導・相談を行いました。 更に、独立行政法人酒類総合研究所の職員派遣を活用し、各国税局の鑑評会等を実施することにより、地域ブランドの確立に貢献しました。 このように、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などに積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実2-5に係る参考情報

参考指標 1：国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数 (単位：点)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
依頼分析点数	2,365	2,675	2,320	1,844	1,809

(出所) 課税部鑑定企画官調

参考指標 2：独立行政法人酒類総合研究所からの審査員・講師派遣件数 (単位：件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度
審査員	37	38	23
講師	46	48	25

(出所) 課税部鑑定企画官調

施策	実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進	
測定指標(定性的な指標)	[主要]実2-6-B-1：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進の取組	
	目標	<p>20歳未満の者の飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理の確保を図るほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等の各種取組を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>社会的要請に対応し、酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むとともに広報啓発活動を行うことは、20歳未満の者の飲酒防止等を推進するために重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>20歳未満の者の飲酒防止対策等については、酒類の販売管理調査を実施し、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の履行状況を確認するとともに、問題が認められた販売場に対して改善指導を実施し、適正な販売管理の確保を図りました。</p> <p>また、関係組合等が実施した「20歳未満飲酒防止キャンペーン」等を支援し、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図りました。</p> <p>更に、平成26年6月1日に施行されたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」(閣議決定)も踏まえ、20歳未満の者の飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行いました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>酒類の適正な販売管理に向け、酒類販売管理研修実施団体に対して、研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者(用語集参照)の選任義務や「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、1,859場に臨場して酒類の販売管理調査を実施し、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。</p> <p>また、毎年4月の「20歳未満飲酒防止強調月間」において、関係省庁と</p>

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>連携した啓発活動を実施したほか、関係組合等が実施する「20歳未満飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援し、年齢確認ができない従来型の酒類自動販売機については、更なる減少に向けて引き続き撤去を指導するなど、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図りました。</p> <p>更に、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした、「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号）に基づき策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」（閣議決定）を踏まえ、酒類業界、関係府省庁と連携して、20歳未満の者の飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行いました。</p> <p>このように、20歳未満の者の飲酒防止等の推進のため、20歳未満の者の飲酒防止に関する国民の意識の向上等を図る取組を積極的に行ったことから、達成度は「○」としました。</p>
		<p>施策についての評定 s 目標達成</p>
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実2-6に係る参考情報

参考指標 1：酒類販売管理協力員（用語集参照）による酒類販売場の確認場数

(単位：場)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
確認場数	16,258	16,811	14,597	13,127	—

(出所) 課税部酒税課調

(注) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認は行いませんでした。

参考指標 2：酒類販売管理調査場数

(単位：場)

事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査場数	9,334	10,405	9,456	6,400	1,859

(出所) 課税部酒税課調

参考指標 3：酒類自動販売機の設置状況

(単位：台)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
設置台数	内3,082 16,929	内2,753 15,653	内2,429 14,239	内2,114 12,976	内1,856 12,094

(出所) 「『酒類自動販売機の設置状況』（令和3年4月1日現在）の公表について」（令和3年9月 課税部酒税課）（<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/mokuji.htm>）

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 内書きは、購入者の年齢確認機能がついていない酒類自動販売機の設置台数を示します。

施策	実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実2-7-B-1：酒類に係る資源の有効な利用の確保への対応		
	目標	<p>地球規模の環境問題に関し、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等といった、酒類業者の自主的な取組が促進されるよう、業所管庁として周知・啓発活動を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠） 社会的要請に対応し、酒類容器のリサイクル等についての周知・啓発活動を行うことは、酒類に係る資源の有効な利用の確保のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行いました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に取り組んだほか、国税庁ホームページの「環境法令における酒類業者の義務」（https://www.nta.go.jp/taxes/sake/kankyohorei/index.htm）に掲載のパンフレット等を活用し、リデュース・リユース・リサイクル（用語集参照）への意識の向上を図りました。 このように、酒類に係る資源の有効な利用に向けた一層の取組を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実2-7に係る参考情報

参考指標 1：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数

(単位：回)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
説明回数	7,096	7,487	5,716	2,645	1,463

(出所) 課税部酒税課調

(注) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)

酒類の安全性の確保と品質向上については、市販酒類調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表します。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行います。

また、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施し、必要な指示を行います。

(実2-2：酒類の公正な取引環境の整備)

酒類の公正な取引環境の整備については、平成29年3月に策定された酒類の公正な取引に関する基準や、改訂された酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、取引基準違反や指針に則していない取引の改善指導等に取り組むほか、公正取引委員会と連携し、適切に対応していきます。

(実2-3：日本産酒類の輸出促進の取組)

関係府省等と連携しつつ、国際会議等への日本産酒類プロモーションブース出展などによる日本産酒類の情報発信や、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会の提供を実施するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出促進を図るための各種取組を積極的に行います。

なお、定量的な測定指標については、更なる日本産酒類の輸出促進を図っていく観点から、直接商談に結び付く新規販路開拓支援の取組と、中長期的な観点からの支援に係る取組とに分類し、施策の評価を行うこととします。

(実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応)

酒類業の経営改善等については、酒類業者に対する業界動向等の分析結果の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援していきます。

(実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携)

国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施します。また、国税局で実施している酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施します。

(実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進)

20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進については、酒類販売管理協力員等を通じ20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況に係る情報収集を行うほか、酒類の販売管理調査を適切に実施し、適正な販売管理の確保に努めます。

また、アルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」（閣議決定）に従って、アルコール健康障害の原因となる不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

これらについて、関係各省庁と連携した広報啓発活動にも積極的に取り組みます。

(実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保)

酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等の取組が推進されるよう、一層の周知・啓発に取り組めます。

財務省政策評価懇談会における意見

実績目標に係る 予算額等	区 分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	1,745,211	1,831,393	2,866,264	3,042,186
		補正予算	0	473,448	1,539,352	—
		繰越等	0	0	N.A.	/
		合計	1,745,211	2,304,841	N.A.	
執行額(千円)	1,613,018	2,215,367	N.A.			

(注) 令和2年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和3年11月に確定するため、令和3事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

清酒製造業近代化事業費等補助金として酒類業の健全な発達の促進に必要な経費及び独立行政法人酒類総合研究所の運営に必要な経費

実績目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	<ul style="list-style-type: none"> ○「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定) ○「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」(令和2年7月17日閣議決定) ○「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」(令和2年4月3日農林水産物・食品輸出本部決定)
--	---

実績評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	<p>国税庁レポート2021(令和3年6月国税庁)、「酒類の品質及び安全性の確保」(国税庁ホームページ)</p>
--	--

前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況	<p>(実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)</p> <p>酒類の安全性の確保と品質向上については、市販酒類調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表します。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行いました。</p> <p>更に、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施し、必要な指導を行いました。</p>
	<p>(実2-2：酒類の公正な取引環境の整備)</p> <p>酒類の公正な取引環境の整備については、酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、指針に則していない取引の改善指導等に取り組みました。</p>
	<p>(実2-3：日本産酒類の輸出促進の取組)</p> <p>関係府省等と連携しつつ、国際会議等への日本産酒類プロモーションブース出展などによる日本産酒類の情報発信や、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会の提供を実施するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出促進を図るための各種取組を積極的に行いました。</p> <p>なお、定量的な測定指標については、更なる日本産酒類の輸出促進を図っていく観点から、直接商談に結び付く新規販路開拓支援の取組と、中長期的な観点からの支援に係る取組とに分類し、施策の評定を行いました。</p>

<p>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</p>	<p>(実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応)</p> <p>酒類業の経営改善等については、酒類業者に対する業界動向等の分析結果の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援しました。</p> <p>また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援しました。</p>		
	<p>(実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携)</p> <p>国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施します。また、国税局で実施している酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施しました。</p>		
<p>(実2-6：20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進)</p> <p>20歳未満の者の飲酒防止対策等の推進については、業界の自主的な取組への支援や関係省庁と連携した広報啓発活動を行うとともに、酒類の販売管理調査を適切に実施することにより、適正な販売管理の確保に取り組みました。</p>			
<p>(実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保)</p> <p>酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が推進されるよう、引き続き周知・啓発に取り組みました。</p>			
<p>担当部局名</p>	<p>課税部（酒税課、鑑定企画官）</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>令和3年10月</p>

実績目標(大)3：税理士業務の適正な運営の確保

上記目標 の概要	<p>税理士及び税理士法人（以下「税理士等」といいます。）は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。</p> <p>このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、税理士法に別段の定めがある場合を除き、たとえ無償であっても税理士等でない者は行ってはならないこととされています。</p> <p>これらを踏まえ、国税庁は、税理士等が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）との連絡協調を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士等に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、各種事務の実施に当たっては、税理士等又は税理士会等の状況に即した柔軟な対応に努めます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>実3-1： 税理士会等との連絡協調の推進 実3-2： 税理士等に対する指導監督の的確な実施 実3-3： 書面添付制度の普及・定着に向けた取組</p>
---------------------	---

実績目標(大)3についての評価結果

実績目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。 なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>税理士業務の適正な運営の確保は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めることは、重要な取組です。</p> <p>税理士会等との連絡協調を図るため、定期的に協議会を開催し、添付書類を含めたe-Tax利用の普及や確定申告期の相談体制の整備、租税教育の推進、マイナンバー制度やインボイス制度の円滑な導入・消費税軽減税率制度の定着に向けた対応など、幅広い課題について協議・意見交換を行い、また、税理士の資質向上の観点から、税理士会等が開催する研修会等への講師派遣を積極的に行ったことは有効な取組でした。</p> <p>税理士等に対する指導監督については、税理士法違反行為の未然防止を図るため、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行うなどの取組を実施したほか、税理士法に抵触する税理士等に対しては、税理士専門官を中心に的確な調査等を実施し、懲戒処分等を行いました。</p> <p>書面添付制度（用語集参照）については、税務行政の円滑化に資することから、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等と具体的な方策を協議するなどの取組を実施しました。</p>

施策	実3-1：税理士会等との連絡協調の推進						
測定指標（定量的な指標）	[主要]実3-1-A-1：税理士会等への研修会等の評価 (単位：%)						
	会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	達成度
	目標値	70	70	75	75	75	○
	実績値	72.2	72.1	81.9	84.0	86.5	
	<p>(出所) 長官官房税理士監理室調</p> <p>(注) 数値は、税理士会等への研修会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。 なお、アンケート調査の概要については、P. 153に記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税理士会等が開催する研修会等の充実を図る観点から、講師派遣を行った研修会等の評価を測定するため、アンケート調査による評価を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>税理士会等との定期的な協議会等を通じ、マイナンバー制度やインボイス制度の円滑な導入・消費税軽減税率制度の定着に向けた対応など、幅広い課題について協議・意見交換を行い、連絡協調を図りました。</p> <p>また、税理士の資質向上の観点から、税理士業務の適正な運営の確保や正確な税法の理解が図られるよう、税理士会等が開催する研修会等への講師派遣を積極的に行いました。</p> <p>研修内容の充実を図るため、講師派遣に際しては、税理士会等と事前に打合せを行うことにより開催趣旨や要望等を把握するとともに、過去のアンケート調査結果を分析して説明方法や資料の見直しを行うなどの改善策を講じました。</p> <p>こうした取組の結果、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から研修会等の開催回数は減少したものの、アンケート調査の上位評価割合は86.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実3-1に係る参考情報

参考指標 1：税理士登録者数の推移 (単位：人)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
税理士登録数	76,493	77,327	78,028	78,795	79,404

(出所) 長官官房税理士監理室調

参考指標 2：税理士会等への研修会等及び税理士会等との協議会等の開催回数 (単位：回)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
開催回数	4,336	4,329	4,391	4,312	2,840

(出所) 長官官房税理士監理室調

施策	実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実3-2-A-1：税理士専門官による指導監督等事務の割合 (単位：%)						
	事務年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	達成度
	目標値	/	/	/	60	60	○
	実績値	/	/	79.9	73.4	73.8	
	<p>(出所) 長官官房税理士監理室調</p> <p>(注) 「指導監督等事務」とは、①税理士等に対する調査（税理士法違反行為があると認められる場合に懲戒処分等を視野に入れて証拠資料の収集等を行う事務）や実態確認（税理士法違反行為が明らかでない場合などに業務の執行状況等の実態を確認する事務）、②税理士法第52条違反行為の確認（にせ税理士であると想定される者等に対して業務の実態を確認する事務）、③情報の収集（税理士法違反行為に関する情報を収集する事務）などの事務をいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>収集した税理士法違反行為に関する情報に基づき税理士調査等を実施するなど、税理士等に対する指導監督や「にせ税理士」に対する的確な対応を行うことは、税理士業務の適正な運営を確保するために重要であることから目標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等による影響範囲が不明瞭なことから、令和元事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>税理士業務の適正な運営を確保するためには、税理士会等との連絡協調や税理士等に対する指導監督の必要があるところ、税理士等に対する指導監督や「にせ税理士」に対する的確な対応を行うため、収集した税理士法違反行為に関する情報を精査し、悪質な税理士法違反行為を行う者に対する深度ある調査と書面等による簡易な接触を適切に組み合わせるなど、効果的・効率的に指導監督等に取り組みました。</p> <p>こうした取組の結果、税理士等に対する指導監督等事務の割合は、73.8%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実3-2に係る参考情報

参考指標 1：税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数

(単位：回)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
開催回数	1,308	1,270	1,334	1,351	915

(出所) 長官官房税理士監理室調

参考指標 2：税理士等に対する懲戒処分等件数 (単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
処分等件数	39	38	51	43	22

(出所) 長官官房税理士監理室調

(注) 令和2年度の懲戒処分等件数の内訳は、禁止処分が4件、停止処分が18件です。

参考指標 3：税理士法に基づく税理士等に対する調査等件数 (単位：件)

会計年度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
調査等件数	2,940	3,003	2,915	2,742	1,865

(出所) 長官官房税理士監理室調

施策	実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実3-3-B-1：書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組	
	目標	<p>書面添付制度の普及・定着を図るため、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>書面添付制度の普及・定着を図ることは、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くものです。</p> <p>申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うことは、当該制度の普及・定着に重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>書面添付制度の一層の普及・定着のため、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において具体的な方策などについて積極的に意見交換を実施し、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に活用するほか、税理士会主催研修等への講師派遣依頼についても適切に対応しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>書面添付制度の一層の普及・定着のため、上述のとおり、税理士会等との協議会等において意見交換を実施するなど、積極的な取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実3-3に係る参考情報

参考指標 1：税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）
（単位：％）

年 度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
所得税	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4
相続税	15.6	18.2	20.1	21.5	22.2
法人税	8.8	9.1	9.5	9.7	9.8

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

（注1）上記割合は、税理士が関与した申告書の件数のうち、書面添付があったものの件数の割合です。

（注2）「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としています。ただし、令和元年度以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書を対象としています。

（注3）「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象としています。

（注4）「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

参考指標 2：税理士関与割合（所得税・相続税・法人税）
（単位：％）

年 度	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2 年度
所得税	20.2	20.2	20.3	20.6	21.1
相続税	84.0	84.4	85.0	85.7	86.1
法人税	88.7	88.9	89.1	89.3	89.4

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

（注1）「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としています。ただし、令和元年度以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書を対象としています。

（注2）「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象としています。

（注3）「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

参考指標 3：書面添付制度に関する協議会等の開催回数
（単位：回）

会計年度	平成30年度	令和元年度	2 年度
開催回数	397	403	384

（出所）長官官房税理士監理室、課税部課税総括課調

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

（実3-1：税理士会等との連絡協調の推進）

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものであることから、税理士会等との定期的な協議会等の開催を通じ、幅広い課題について協議・意見交換を行うとともに、税理士会等が開催する研修会等への講師派遣等に当たっては、引き続き改善策を講じて内容の充実を図ることにより、税理士会等との連絡協調を推進していきます。

（実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施）

税理士業務の適正な運営を確保するため、次のとおり取り組みます。

- ① 税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催するほか、様々な機会を活用して税理士法違反行為の未然防止に関する注意喚起を行います。

評価結果の反映	<p>② 各種情報収集の充実に取り組むとともに、悪質な税理士違反行為を行っている疑いが強い者を的確に選定した上で、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法違反行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行うなど厳正に対処します。</p> <p>(実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組) 添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、書面添付制度を尊重し、一層の普及・定着に取り組みます。</p>
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

実績目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要施策	該当なし
--------------------------	------

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
---------------------------	------

前事務年度実績評価結果の施策への反映状況	<p>(実3-1：税理士会等との連絡協調の推進) 税理士会等と定期的な協議会等の開催を通じて意見交換を行うとともに、税理士会等が開催する研修会等へ積極的に講師派遣等を行うことにより、税理士会等との連絡協調の推進に取り組みました。</p> <p>(実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施) 税理士等に対して、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士法違反行為の未然防止を図りました。特に、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行いました。 また、関係課室とも連携し各種情報の収集・蓄積を図るとともに、悪質な税理士違反行為を行っている疑いが強い者を的確に選定した上で、税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行うなど厳正に対処しました。</p> <p>(実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組) 税理士会等との協議を積極的に行うとともに、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、書面添付制度を尊重し、一層の普及・定着に取り組みました。</p>
----------------------	--

担当部局名	長官官房（税理士監理室）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、調査査察部（調査課）	実績評価実施時期	令和3年10月
-------	---	----------	---------

Ⅲ 成果重視事業の評価書

成果重視事業の名称	国税電子申告・納税システムの利用促進及び納税者等利便向上事業																												
関連する「実績目標」	実績目標1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収																												
担当所管課等	国税庁長官官房企画課・情報技術室																												
成果重視事業の概要	国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進及び納税者等の利便向上のためのシステム開発等を行う。																												
目標期間	平成17年度～令和2年度																												
目標	対象手続：国税申告手続及び納税証明書の交付請求手続 目標年度：令和2年度末 (1) オンライン利用率 ・国税申告手続（所得税、法人税、消費税及び相続税） ・納税証明書の交付請求手続 (2) e-Tax の利用満足度																												
目標設定の考え方	国民の視点に立ってオンライン利用率の増加のみならず、サービスの品質の向上に重点を置いて、利用者の利用者満足度（CS）の向上を図るとともに、行政側の効果の増大や費用の減少等、行政運営の効率化にも取り組む。																												
目標達成度合の判定方法	判定時期：令和2年度末 (1) オンライン利用率 以下の目標値を上回る：達成 ・国税申告手続（所得税）：62% ・国税申告手続（法人税）：88% ・国税申告手続（消費税）：個人72%・法人88% ・国税申告手続（相続税）：25% ・納税証明書の交付請求手続：13% (2) e-Tax の利用満足度 80%を上回る：達成																												
目標の達成状況	(1) オンライン利用率の令和2年度実績値は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="518 1545 1404 1877"> <thead> <tr> <th>国税申告・申請手続</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>目標達成判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税申告</td> <td>62%</td> <td>64.3%</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>法人税申告</td> <td>88%</td> <td>88.4%</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>消費税申告（個人）</td> <td>72%</td> <td>77.1%</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>消費税申告（法人）</td> <td>88%</td> <td>88.0%</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>相続税申告</td> <td>25%</td> <td>15.4%</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>納税証明書の交付請求手続</td> <td>13%</td> <td>10.9%</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> (2) e-Tax の利用満足度の令和2年度実績値は、67.5%（目標値80%）であり、目標を達成できなかった。	国税申告・申請手続	目標値	実績値	目標達成判定	所得税申告	62%	64.3%	○	法人税申告	88%	88.4%	○	消費税申告（個人）	72%	77.1%	○	消費税申告（法人）	88%	88.0%	○	相続税申告	25%	15.4%	×	納税証明書の交付請求手続	13%	10.9%	×
国税申告・申請手続	目標値	実績値	目標達成判定																										
所得税申告	62%	64.3%	○																										
法人税申告	88%	88.4%	○																										
消費税申告（個人）	72%	77.1%	○																										
消費税申告（法人）	88%	88.0%	○																										
相続税申告	25%	15.4%	×																										
納税証明書の交付請求手続	13%	10.9%	×																										

予算額等	(単位：百万円)			
	年 度	平成30年度	令和元年度	2 年度
	予 算 額	7,823	8,271	10,773
	予備費		61	-
	支 出 済 額	7,752	8,290	8,473
	翌年度繰越額	-	-	2,252
	弾 力 化 措 置			
	繰越明許費	995	1,334	2,702
	国庫債務負担行為	3,516	11,649	18,625
	目の大括り化	7,823	8,332	10,773
予算執行の効率化・弾力化による効果	<p>契約努力により節約できた執行差額を、利便性向上や事務の効率化のためのシステム開発費に充当する等、目の大括り化による柔軟な予算執行が可能となり、予算不足による事業への支障を生じることなく、目標の達成に向けた事業の執行が可能となった。</p>			
今後の方向性	<p>規制改革会議等の議論を踏まえて財務省が策定した『行政手続コスト』削減のための基本計画（平成29年6月策定、令和元年3月改定）の「e-Tax の使い勝手の大幅改善」に掲げられている施策などについて、システム開発等を含めるとともに、「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」（平成30年6月29日策定、令和2年3月改定）等を踏まえ、e-Tax の更なる利便性向上や広報・周知など、一層の普及及び定着に向けて取り組む。</p>			

IV 參考資料

令和2事務年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名 ^(注1)	実施場所 対象者	実施時期	実施方法	主な質問項目
1	国税の広報についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-1-A-1：国税の広報に関する評価】 (42ページ)	・全国55の税務署 ・特定日の来署納税者 ・アンケート配付数 3,215 ・アンケート回収数 2,651	特定期間のうち、計2日実施 ※次の期間ごとに実施 ^(注2) ・2.9.1～11 ・2.11.2～6	・税務署の窓口で配付 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①国税庁が実施している各種の広報施策の認知度（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、ホームページ等） ②国税の広報全般についての印象 ③情報提供に関する要望 ④税を考える週間の認知度 ⑤税を考える週間についての印象
2	租税教育についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-1：租税教室等受講者の理解度】 (44ページ)	・全国71の税務署 ・租税教室等受講者 6,656名から回答	令和2年4月～令和3年3月	・租税教室等実施時に配付 ・租税教室等実施後に回収	無記名による4段階評価 〔「深まった（分かった）」、「やや深まった（やや分かった）」、「あまり深まらなかった（あまり分からなかった）」、「深まらなかった（分からなかった）」〕 租税教育を受けた児童・生徒等の税に関する理解度
3	租税史料室についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-4：租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度】 (46ページ)	・税務大学校租税史料室 ・租税史料室の見学者・利用者35名からの回答	令和2年4月～令和3年3月（見学・利用の都度）	・玄関又は説明室で配付 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①租税史料のご理解（満足度） ②案内・説明の満足度 ③展示方法の満足度
4	電話相談センターについてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-2-1-A-2：電話相談センターにおける電話相談の満足度】 (55ページ)	・電話相談センター ・特定日の電話相談を利用した納税者 ・アンケート実施数 6,583	特定期間のうち、計4日実施 ※次の期間ごとに実施 ^(注2) ・2.9.7～11 ・2.11.9～13	・相談後に音声ガイダンスによるアンケート入力方式	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①税務相談に満足されたか ②応接の親切さ、丁寧さ ③回答の分かりやすさ ④回答の速さ ⑤疑問点の解決
5	税務署（相談会場）についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-2-1-A-3：税務署における面接相談の満足度】 (56ページ)	・全国524の税務署 ・特定日の来署納税者 ・アンケート回収数 4,144	特定期間のうち、計4日以上実施 ※次の期間ごとに実施 ^(注2) ・2.9.1～11 ・2.11.2～6	・税務署の窓口で配付（確定申告期において署外会場で相談等を行う場合は相談会場で配付） ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①相談の親切さ・丁寧さ ②説明の分かりやすさ ③対応の速さ ④応接についての全体的な印象

No.	アンケート名	実施場所 対象者	実施時期	実施方法	主な質問項目
6	税務署（相談会場） についてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-2-1-A-4：職 員の応接態度の好感 度】 (56ページ)	・全国524の税務 署 ・特定日の来署納 税者 ・アンケート回収数 27,758	特定期間のうち、 計4日以上実施 ※次の期間ごと に実施 ^(注2) ・2.9.1～11 ・2.11.2～6	・税務署の窓口で 配付 (確定申告期にお いて署外会場で 相談等を行う場 合は相談会場で 配付) ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」〕 ①応接の親切さ・丁寧さ ②説明の分かりやすさ ③対応の速さ ④応接についての全体的な印象
7	税務署（相談会場） についてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-2-1-A-5：税 務署内の案内表示、 受付・窓口の利用満 足度】 (57ページ)	・全国524の税務 署 ・特定日の来署納 税者 ・アンケート回収数 27,758	特定期間のうち、 計4日以上実施 ※次の期間ごと に実施 ^(注2) ・2.9.1～11 ・2.11.2～6	・税務署の窓口で 配付 (確定申告期にお いて署外会場で 相談等を行う場 合は相談会場で 配付) ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」〕 ①署内の案内表示の分かりやすさ ②受付・窓口の利用しやすさ ③案内表示、受付・窓口について の全体的な印象
8	e-Taxについてのア ンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-3-1-A-6： e-Taxの利用満足度】 (69ページ)	・e-Taxの利用者等 ・アンケート回答数 295,080	令和3年2月 ～5月	・電子申告後に引 き続きアンケート を入力する方 式 ・e-Taxホームペ ージからの書き込 み方式	無記名による5段階評価 ①事前手続の操作性 ②e-Taxの操作性 ③受付（送信可能）時間 ④ヘルプデスクの対応ぶり及び回 答の分かりやすさ
9	国税庁ホームページ 「確定申告書等作成 コーナー」について のアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-3-2-A-1：国 税庁ホームページ 「確定申告書等作成 コーナー」の利用満 足度】 (71ページ)	・「確定申告書等作 成コーナー」の利 用者 ・アンケート回答数 468,220	令和3年1月 ～4月	・「確定申告書等 作成コーナー」へ の書き込み方式	無記名による5段階評価 〔「とても役立つ」、「どちらかと いえば役立つ」、「どちらともい えない」、「あまり役に立たない」、 「全く役に立たない」〕 ①利用したメニュー ②利用の満足度
10	国際研修における講 義についてのアン ケート 【《定量的》測定指 標実1-4-6-A-1：開 発途上国に対する技術 協力の満足度（受入 研修）】 (115ページ)	・研修会場 ・研修受講者（22 名）からの回答	令和2年4月 ～令和3年3月	・研修開始時に配付 ・研修終了時に回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」〕 ①講義内容の有用性 ②全体的な満足度

No.	アンケート名	実施場所 対象者	実施時期	実施方法	主な質問項目
11	国際研修における講義についてのアンケート 【《定量的》測定指標実1-4-6-A-2：開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派遣）】 (116ページ)	・研修会場 ・研修受講者（65名）からの回答	令和2年4月～令和3年3月	・研修開始時に配付 ・研修終了時に回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①講義内容の有用性 ②全体的な満足度
12	技術相談についてのアンケート 【《定量的》測定指標実2-1-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度】 (121ページ)	・醸造技術の改善に関する技術相談を希望し、国税局鑑定官室（沖縄国税事務所間税課を含む。）職員から直接対面により技術相談を受けた酒類製造業者 ・アンケート回答数279	令和2年4月～令和3年3月	・調査対象の酒類製造業者にアンケート用紙及び返信用封筒を交付し、局鑑定官室への送付を依頼	無記名による7段階評価 〔「極めて良かった」、「良かった」、「概ね良かった」、「どちらともいえない」、「あまり良くなかった」、「悪かった」、「極めて悪かった」〕 ①全体的な満足度 ②対応の親切さ・丁寧さ ③説明の分かりやすさ ④相談内容・疑問点の解決
13	税理士会への研修会等についてのアンケート 【《定量的》測定指標実3-1-A-1：税理士会への研修会等の評価】 (140ページ)	・税理士会 ・研修会等の出席者 ・アンケート回答数20,474	令和2年4月～令和3年3月	・研修会等の会場で配付及び回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①全体的な印象 ②研修のテーマ ③説明の分かりやすさ ④内容の有用度 ⑤資料の充実度

(注1) 「アンケート名」欄の【 】内は指標名を表します。

(注2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた令和2年5月及び令和3年2月のアンケート調査を取りやめています。

令和 2 事務年度において実施したサンプル調査の概要

No.	指標名	実施場所 調査対象	実施時期	調査方法
1	所得税還付金の 6 週間以内の処理件数割合 【《定量的》測定指標実 1-1-1-A-2】 (26ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国55の税務署 ・収受した所得税還付申告書 ・サンプル数17,844 	令和3年2月～5月	還付金支払決定日ごとに還付件数の1%（小数点以下切上げ）を無作為に抽出し、これらの申告書提出日を調査することにより所要日数を把握する。
2	納税証明書の15分以内の発行割合 【《定量的》測定指標実 1-1-1-A-3】 (27ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国524の税務署 ・窓口で申請されて発行する納税証明書 ・サンプル数19,845 	特定期間のうち、計3日実施 ※次の期間ごとに実施 (注1) <ul style="list-style-type: none"> ・2.9.1～11 ・2.11.2～6 ・3.2.16～19 	調査日に発行する全ての納税証明書に係る交付請求書の受付時から交付時までの時間を測定する。
3	電話相談センターにおける10分以内の相談割合 【《定量的》測定指標業 1-2-2-1-A-1】 (55ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談センター ・特定日の電話相談 ・サンプル数280,796 	特定日に実施(計13日) ※次の期間ごとに実施 (注2) <ul style="list-style-type: none"> ・2.9.7～11 ・2.11.9～13 ・3.2.15～19 	調査日に受電した全ての電話相談について、受付時から終了時までの時間を測定する。

(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた令和2年5月のサンプル調査を取りやめたほか、令和3年2月16日から19日に予定していたサンプル調査については、令和3年3月末まで延長し、任意の1日に実施しています。

(注2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた令和2年5月のサンプル調査を取りやめたほか、令和3年2月15日から19日に予定していたサンプル調査については、令和3年3月末まで延長し、任意の3日に実施しています。

(参考) 用語集

あ 青色申告会

青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。

青色申告制度

事業所得、不動産所得及び山林所得がある者が、税務署長の承認を受け、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

アジア税務長官会合 (SGATAR)

アジア太平洋地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換を行う場であり、令和3年6月現在、17か国・地域の税務当局が加盟しています。

正式名は、Study Group on Asian Tax Administration and Researchです。

い 移転価格税制

国外の関連企業（国外関連者）との取引価格が第三者間の取引価格（独立企業間価格）と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度です。国外関連者との取引を通じた海外への所得の流出を防止、適正な国際課税の実現を図る観点から、移転価格課税を行うための制度が昭和61年度税制改正で導入されました。主要先進国をはじめ多くの国で導入されています。

か 確定申告書等作成コーナー

国税庁がインターネット上で提供するサービスであり、納税者がパソコン、タブレッ

ト端末、スマートフォンを使用して、画面の案内に沿って金額等を入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できるシステムです。

なお、作成したデータをe-Taxで送信することもでき、また、印刷して書面で税務署に提出することができます。

間税会

間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力することを目的として結成された団体です。

き 技術協力

開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材を育成するため、日本の技術や技能、知識を開発途上国に提供し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備等に寄与することです。

キャッシュレス納付

現金を使用しない納付方法である①振替納税、②ダイレクト納付、③インターネットバンキング等による納付及び④クレジットカード納付をいいます。

共通報告基準 (CRS : Common Reporting Standard)

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準として策定・公表されたものです。令和3年6月現在、100を超える国・地域の税

務当局がこの共通報告基準に従った自動的情報交換の枠組みに参加しています。

く 国別報告事項 (C b C R : Country by Country Report)

多国籍企業グループの国、地域ごとの収入金額、納付税額及び活動状況等に関する情報をいいます。B E P S 報告書において、グループの最終親会社等がその居住地国の税務当局に提供することが求められており、租税条約等に基づき、その税務当局からグループの構成会社等の居住地国に提供されます。

け 軽減・インボイスコールセンター

消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式に関する一般的な質問・相談に対応するために設置されている電話相談センターです。

原告訴訟

滞納者が債務超過の状態でご納税を納付せずに所有財産を第三者に贈与等をした場合や滞納者の債務者が差押債権の取立てに応じない場合に、滞納国税を徴収するため、国が原告となって提起する詐害行為取消訴訟や差押債権取立訴訟などの民事訴訟をいいます。

こ 更正の請求

既に行った申告について、納税額の計算が法律の規定に従っていなかったり、計算に誤りがあったりしたために、税額を過大に申告した場合や還付金が少なかった場合などに行う手続です。この手続は、誤りの内容を記載した更正の請求書などを税務署に提出することにより行います。

なお、更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

構造改革特別区域法

地方公共団体が構造改革特別区域を設定し、地域の特性に応じた活性化を図ることで、国民経済の発展等に寄与することを目的とした法律です。同法の「酒税法の特例」では、地域で生産される農産物を用いた酒類（濁酒・果実酒等）の製造に際し、酒類製造免許に係る最低製造数量基準を緩和等することとされています。

公売

差し押さえた財産を金銭に換えて滞納国税に充てるため、入札又は競り売りの方法で強制的に売却する処分をいいます。

コーデックス委員会

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年に国連食糧農業機関 (F A O) 及び世界保健機関 (W H O) により設置された国際的な政府間機関です。国際食品規格の策定等を行っています。

国税総合管理 (K S K) システム

全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

国税モニター

広聴活動の一環として、地域・職域におけるオピニオンリーダー等の経験・見識に基づき、主に当庁が実施している広報広聴施策等の取組に関する意見・要望等をお聴きするために、各国税局及び沖縄国税事務所において

委嘱している方をいいます。

さ 詐害行為取消訴訟

国が、滞納者から第三者に対する財産の贈与など、債権者（国）を害する行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して差押えをするために提起する訴訟をいいます。

し シェアリングエコノミー等新分野の経済活動

シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称した経済活動のことをいいます。

事前確認

納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局が事前に確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという制度です。

相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、対象取引の当事者が所在する複数国の税務当局間で相互協議を行った上で、実施する事前確認です。移転価格課税の適用についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としています。

集中電話催告センター室

新たに発生する滞納事案等について集中的に所掌し、早期かつ反復的に電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行うために全国の各国税局に設置されている組織をいいます。

守秘義務

税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国税通則法により、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が課せられます。

これは、①税務職員は、調査の過程で納税者の財産上、一身上の秘密を知り得る立場にあるので、その秘密を漏らさないよう義務付けることにより、納税者の秘密を保護する必要があること、②納税者の秘密を漏らしてしまうと、税務職員と納税者との信頼関係が損なわれ、納税者の協力が得られなくなり、適正・公平な課税の実現が困難となって、円滑な税務行政の運営に重大な支障を来すためです。

酒類に関する公正な取引のための指針

公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的に、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方について国税庁の考え方を提示するとともに、公正取引委員会との連携方法等を明らかにしたものです。

酒類の公正な取引に関する基準

酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものが合理的であるとの考え方の下、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的に、酒類の公正な取引について、酒類業者が遵守すべき基準（国税庁告示）を定めたものです。

酒類販売管理協力員

国税局長の委嘱を受けて、酒類販売場における20歳未満の飲酒防止に関する表示や酒類の店頭価格の状況を確認し、税務署に連絡

する業務を行う者をいいます。

酒類販売管理者

酒類業組合法第86条の9の規定に基づき選任された者をいいます。酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する使用人等に対して、関係法令の規定を遵守して酒類の販売業務を実施するために必要となる助言又は指導を行います。

書面添付制度

税理士は、申告書の作成に際し、計算し、整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

せ 成果重視事業

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）に掲げられた、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、平成18年度予算から創設されたものです。

税源浸食と利益移転（BEPS）

多国籍企業が、各国の税制や租税条約等を巧妙に組み合わせて、課税所得を人為的に操作し、グローバルに租税の軽減を図っている問題です。

税務に関するコーポレートガバナンス

税務について経営責任者等が自ら適正申

告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備することをいいます。

税理士会

税理士と税理士法人の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するために、支部と会員の指導、連絡や監督を行うことを目的とする税理士法に定められた団体です。

そ 相互協議

租税条約等の規定に基づき、①国際的な二重課税が移転価格課税等により生じた場合、又は生じると納税者が考える場合、あるいは②納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の事前確認を求める場合において、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約等締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

租税教育推進関係省庁等協議会

平成23年度税制改正大綱を受けて、国税庁、総務省、文部科学省及び日本税理士会連合会（賛助会員）が連携・協働して租税教育の充実に向けて取り組むために組織された協議会をいいます。

租税条約

我が国が締結した国際的二重課税の回避や脱税の防止のための条約をいい、相互協議や情報交換等に関する規定も置かれています。

租税条約等に基づく情報交換

各国の税務当局が、租税条約等に基づき、必要な情報を提供し合うことです。

た 滞納処分免脱罪

納税者が差押えなどの滞納処分の執行を免れる目的でその財産の隠ぺい等を行う犯

罪です。隠ぺい等を行った納税者には、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

ダイレクト納付

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができる電子納税の方法です。

単式蒸留焼酎

でん粉質原料（米、大麦及び芋等）などを発酵させ、これを単式蒸留機で蒸留したもので、米焼酎、麦焼酎、芋焼酎、泡盛など、原料による特色がある我が国固有の蒸留酒です。

ち 地方税ポータルシステム (eLTAX)

地方税における手続について、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

地方税務協議会等

国税当局及び地方税当局の担当者などをもって、国税及び地方税の事務運営につき連絡調整を図るために組織された協議会をいいます。

なお、当該協議会には、国税局又は都道府県単位の地方税務協議会及び税務署単位の地区税務協議会があります。

チャットボット

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、インターネットやAI（人工知能）を利用した自動会話プログラムをいいます。

調査課所管法人

調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令に基づき、国税局の調査部が所管する、原則として資本金1億円以上の大法人と外国法人のことをいいます。

徴収共助

租税を徴収するための権限は自国の領域外で行使することはできないという執行管轄権の制約がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して、互いの租税債権を徴収する制度です。

徴収システム

国税総合管理（KSK）システムのうち、徴収事務を担っている業務システムをいいます。滞納事案の進行管理や各種分析等を的確に行うことができます。

て 電子納税

金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができる仕組みであり、次の方法があります。

- ① ダイレクト納付による電子納税
- ② インターネットバンキング等による電子納税（登録方式・入力方式）

電話相談センター

国税に関する一般的な質問・相談に対し、適切かつ効率的に対応するため、全国の各国税局に設置されている部署をいいます。

と 独立行政法人酒類総合研究所

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、併せて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とし、酒類に関する高度な分析及び鑑定、酒類及び酒類業に関する研究、調査及び

情報提供等の業務を行う法人です。

特例猶予

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例制度です。

に **日本酒造組合中央会**

酒類業組合法に基づき酒税の保全及び酒類業界の安定を目的として、清酒、単式蒸留焼酎等の製造業者により組織された全国単位の団体です。

の **納税協会**

「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。

納税証明書

申告書を提出した場合の納付税額、所得金額又は未納の税額がないことなどを証明する書類です。金融機関から融資を受けたり、資格審査を受けたりするときに「納税証明書」を求められることがあります。e-Tax又は所轄税務署の窓口で交付請求手続を行って入手することができます。

納税貯蓄組合

納税資金の備蓄による租税の円滑な納付を目的として組織された団体です。

ひ **標準地**

路線価等作成の基準とするため、鑑定評価等を実施する地点をいいます。

ふ **振替納税**

申告所得税や個人事業者の消費税につい

て、あらかじめ納税者から税務署又は金融機関に対して依頼書を提出することにより、指定した金融機関の預貯金口座から納付税額が自動的に引き落とされ納付が完了する手続です。

へ **閉庁日**

行政機関の休日に関する法律に定められた日をいい、具体的には、次の日になります。

なお、これらの日は、通常、業務を行っていません。

- ① 土曜日及び日曜日
- ② 祝日及び休日
- ③ 12月29日から1月3日までの日

ほ **法人会**

税知識の普及や適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として、法人により結成された団体です。

法定資料

株式等の配当や不動産の賃借料など一定の金銭等を支払った者が、所得税法等の規定に基づき税務署長に提出する資料をいい、「配当等の支払調書」や「不動産の使用料等の支払調書」など、全部で60種類あります。

法定資料以外の資料情報

税務当局が収集する資料情報のうち、法定資料以外のものをいいます。

ま **マイナポータル**

政府が運営するオンラインサービスであり、子育てや介護をはじめとする行政手続のワンストップサービスでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする個人ごとのポータルサイトです。

なお、マイナポータルとは、マイナンバーに関連した行政サービスが利用できる個人

ごとのポータルサイトです。

マイナポータル連携機能

年末調整・確定申告手続について、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力を可能とする機能のことです。

マイナンバーカード方式

個人納税者のe-Tax利用における認証手続の方法の一つです。マイナンバーカードを用いることで、マイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインでき、e-Taxを利用する際、従来必要であったe-Taxの利用開始届出書の提出やe-Tax用のID・パスワードの管理が不要になります。

よ 予納制度

納付すべき税額が確定した国税で、その納期限の到来していないもの、又は調査等により近日中に納付すべき税額が確定することが確実な国税について、あらかじめ税務署長に申し出て納付することができる制度です。

り リデュース・リユース・リサイクル

循環資源（有用な廃棄物等）の利用と処分についての重要な取組を順に示したもので、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を意味しています。

ろ 路線価

路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことをいい、相続税や贈与税の税額を算定する際の基準となります。

A AI

コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術です。Artificial Intelligence（人工知能）の略です。

B BEPS報告書

税源浸食と利益移転（BEPS）の問題に対処するため、OECDが平成24年に立ち上げたBEPSプロジェクトの報告書（平成27年9月公表）をいいます。本報告書では、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請により策定された15項目からなる「BEPS行動計画」について、国際的に協調してBEPSの問題に有効に対処していくための対応策が勧告されています。

E e-Tax

所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、印紙税、酒税などの申告、全税目の納税、国税関係法令に規定されている申請・届出等について、インターネット等を利用して電子的に手続を行うことができるシステムです。

I ICT

情報・通信に関連する技術一般の総称であり、Information and Communication Technologyの略です。

ID・パスワード方式

個人納税者のe-Tax利用における認証手続の方法の一つです。税務署で職員との対面による本人確認等に基づき、税務署長が通知したe-Tax用のID・パスワードのみで、「確定申告書等作成コーナー」において作成した申告書をe-Taxに送信できます。

なお、当該方式は、マイナンバーカード等が普及し、その環境が整うまでの間の暫定的な対応になります。

J J FOODO (ジェイフード)

J FOODOは、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）に設置された、日本産の農林水産物・食品のブランディングのためにオールジャパンでの消費者向けプロモーションを担う組織です。

正式名称は、「日本食品海外プロモーションセンター」です。

O OECD移転価格ガイドライン

移転価格課税について適切に各国の課税権を配分し、二重課税を回避することを目的としてOECD租税委員会において作成されたものです。具体的には、移転価格の算定方法及び移転価格課税問題の解決方法を示し、税務当局間又は税務当局と多国籍企業との間の紛争を最小化し、企業活動の円滑化に資することを意図しています。

OECD税務長官会議 (FTA)

税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有やベストプラクティスの比較・検討を行う目的で平成14年に設置されたフォーラムであり、令和3年6月現在、OECD加盟37か国に非加盟16か国・地域を加えた53か国・地域が加盟しています。

正式名は、Forum on Tax Administrationです。

本評価書に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室
(hyouka@mof.go.jp) にお送りください。

財務省
Ministry of Finance, JAPAN